

題名： 自然資源損害賠償と懲罰的損害賠償の接点

— エクソン・ヴァルディーズ号事件を契機とした米国の動向とわが国における射程 —

氏名：新井 真

<目次>

第一章 序言—本考察の背景

第二章 環境に値段をつけることの是非

一 自然資源損害の定義

二 環境の価値

1 『ピアス・レポート』による経済的価値の分類

2 擬制市場評価法 (CVM)

三 オハイオ裁判判決

四 オハイオ裁判判決後

1 CVM の信頼性

2 反証を許す推定

3 NOAA 規則における CVM 採用の経緯

五 小括

1 非利用価値と CVM を考察する意義

2 自然資源損害における非利用価値と「苦痛」との類似性

第三章 自然資源損害のとらえ方

一 わが国における射程

二 費用便益分析に対する批判

三 人格権と生活利益秩序

四 生活利益秩序侵害に対する損害賠償

五 慰藉料の枠組みと擬制市場評価法 (CVM)

六 自然資源損害と「苦痛」(Pain and Suffering) の評価システム

七 損害の概念

八 非利用価値とわが国における眺望・景観訴訟

九 損害額のとらえ方

十 算定原理

十一 わが国騒音被害の認定と CVM の共通性

第四章 米国における自然資源損害取組みの動向

一 序説

二 Kennecott Utah Copper Corp. v. Department of the Interior 判決

三 General Electric. Co. v. Department of Commerce 判決

四 CVM の具体的適用に関する裁判所の判断

五 CVM の母集団

六 評価か再生か

七 ハビタット等価分析 (HEA) による自然資源損害評価

八 United States v. Fisher 判決

九 United States v. Great Lakes Dredge & Dock Co., 判決

十 「再生」への傾斜

十一 小括

第五章 懲罰的損害賠償について

一 序説

二 懲罰的損害賠償にかかる連邦最高裁判決の系譜

1 パシフィック相互生命保険会社対ハスリップ (1991年)

- 2 TXO 生産会社対アライアンス資源会社 (1993年)
 - 3 BMW 北アメリカ会社対ゴア (1996年)
 - 4 ステート・ファーム相互自動車保険会社対キャンベル事件 (2003年)
- 三 エクソン・ヴァルディーズ号事件 第9巡回区連邦控訴裁判所判決
- 四 懲罰的損害賠償の果たす役割
- 第六章 結びに代えて
- 一 自然資源損害の観点からみたエクソン・ヴァルディーズ号事件判決
 - 二 日本法への示唆

第一章 序言 一本考察の背景

1989年3月24日の未明にアラスカのプリンス・ウィリアムス湾にて米国エクソン社の大型石油タンカー、エクソン・ヴァルディーズ号（ヘイゼルウッド船長、95,169総トン、1986年建造）が座礁し、およそ1100万ガロンの原油が流出した。この原油流出をめぐって、多数の原告がさまざまな連邦法、州法上の法理に基づく救済を求めて、州裁判所および連邦裁判所に訴えを提起した。そして、1995年9月アラスカ州連邦地裁陪審が評決した50億ドルの懲罰的損害賠償をめぐっていまだ決着がつかない状況である¹。第9巡回区連邦控訴裁判所は、二度アラスカ州連邦地方裁判所に差戻しをした後²、25億ドルまでこれを縮減した終局判決を下したが³、被告であるエクソン・モービル社およびエクソン・シッピング社はさらに上訴し、連邦最高裁判所はこの上訴を2007年10月29日に受理するにいたった⁴。

この米国史上最悪の油濁による大惨事となったエクソン・ヴァルディーズ号の原油流出事故は制定法の分野にも大きな影響を与えることとなった。従来、米国の水質汚濁に関する法は制定法とコモン・ローとの重複により混乱していたが、1990年8月15日に成立したOil Pollution Act of 1990（OPA）により、油濁に関する包括的な防止、除去、責任、填補、そして制裁のスキームが確立した⁵。

1996年1月5日には、OPAに基づく自然資源損害評価（Natural Resource Damage Assessment—NRDA）に関する最終規則が公布され、2月より施行された⁶。これは、OPAが、連邦政府の一機関である国家海洋大気管理局（The National Oceanic and Atmospheric Administration—NOAA）に対して、OPAの施行日から2年以内に自然資源の損害評価に関する規則を作成し、公布することを要求していたことによる。そして、ここで重要なのは、OPA下において、連邦政府、州政府、インディアン部族等が、公共信託財産である自然資源の「受託者」（trustees）として、自然資源損害について責任当事者を追及する任にあたることである⁷。

この規則に対し、タンカー船主、石油業界、保険業界は強い懸念を表明していたが⁸、OPA

¹ 1995年アラスカ州連邦地裁判決については、拙稿「油濁問題の現代的課題—エクソン・ヴァルディーズ号裁判と懲罰的損害賠償—」早研89号(1999年)参照。

² Baker v. Hazelwood (*In re the Exxon Valdez*), 270 F.3d 1215 (9th Cir. 2001).
Sea Hawk Seafoods, Inc. v. Exxon Corp., No. 03-35166, 2003 U.S. App. LEXIS 18219 (9th Cir., Aug. 18, 2003).

³ *In re the Exxon Valdez*, 490 F.3d 1072; 2007 U.S. App. LEXIS 12030 (9th Cir. May 23, 2007, Amended).

⁴ Baker v. Exxon Mobil Corp. (*In re the Exxon Valdez*), 490 F.3d 1066 (9th Cir. 2007). *cert. granted*, 76 U.S.L.W. 3224 (U.S. Oct. 29, 2007) (No. 07-219).

⁵ Pub. L. No. 101-380, Aug. 18, 1990, 104 Stat. 484 (33 U.S.C. 1901 et seq.).

⁶ Natural Resource Damage Assessment, 61 Fed. Reg. 440 (1996) (to be codified at 15 C.F.R. pt. 990).

⁷ 33 U.S.C. § 2706 (2005).

⁸ 高橋清『アラスカ油濁事故の衝撃（続編）—その余濤余波—（下巻）』（石油海事協会、1995

発効後 5 年半にして当該規則が施行されたことにより、米国油濁問題が新たな局面に至ると同時に環境損害の捉え方の大きな転換点となった⁹。当該規則においては、自然資源の再生費用以外にいわゆる「非利用価値」(non-use value)も補償の対象となる。たとえば、プリンス・ウィリアムス湾の風光明媚な景観を見ることができるとの可能性がある(実際にそこを訪れるかどうかは関係ない)、つまり利用に無関係な景観の存在自体の価値を評価するのである。

ただし、非利用価値の概念は NOAA 規則に突然現れたものではない。本稿においては、OPA および NOAA 規則に先立ち、あるいは平行して自然資源損害の評価の基準を確立してきた関連立法と重要判決を概観し、つづいて油流出による自然資源損害評価のゲームのルールを変えた¹⁰と言われる OPA とそれを発展させた NOAA 規則に焦点をあてていく。

さらに、油濁問題にとらわれず、環境被害の回復を目的とする環境損害賠償にかかる米国の動向についても論をすすめる。

わが国では、公害裁判の中から環境再生の取組みが生まれてきた。そして、公害地域の復旧についてはわが国はある程度の経験がある。しかし、欧米の環境再生は景観などのアメニティや生態系の保全を考えていること、住民参加を進めている点では日本よりも進んでいる¹¹。本稿において、わが国の公害裁判の中から生まれた理論から環境再生へのアプローチも試みるが、「公害諸判決も、公害被害の実態を踏まえた人間の回復と環境再生を目指した損害評価には必ずしも成功したとはいえない」状況にある¹²。自然資源損害の金銭評価に結びつける基準を法的に考察する上で、米国で先行している議論を考察する意義はそこにあると考える。

なお、わが国においても、環境経済・政策の観点から環境価値の評価に関する議論は活発にされている。例えば、建設省が進めていた吉野川可動堰計画の賛否を問う徳島市の住民投票において、反対票が賛成票を圧倒的に上回り、国の公共事業に、住民が投票で「ノー」をつきつけた事例はいまだ記憶に新しいところである¹³。そしてこの吉野川下流域の自然環境価値については、経済価値を問う調査・研究がなされている¹⁴。さらに、自然科学的

年) 95 頁。

⁹ ただし、当該 NOAA の最終規則にいたるまでに規則の性質が損害評価という観点からは大きく後退していることにつき本章四 3 にて述べる。

¹⁰ Willie R. Taylor, *Economics of Natural Resource Damage Assessment, in VALUING NATURAL ASSETS: THE ECONOMICS OF NATURAL RESOURCE DAMAGE ASSESSMENT*, 115 (Raymond J. Kopp and V. Kerry Smith eds, 1993). 特に OPA が油漏出者の損害に対する責任の範囲を条文上明確に広げたことは特筆に値する。その責任とは、不動産または動産の損失、生活利用の損失、税収の損失・使用料・賃借料・料金また正味損失と等しい損害で、合衆国政府、州、またはその下部組織により回収されるべきもの、利益および稼働能力、除去作業等の公共サービス等である。

¹¹ 永井進ほか編『環境再生—川崎から公害地域の再生を考える—』(宮本憲一)(有斐閣、2002 年) 9 頁参照。

¹² 永井ほか・前掲注(11)(淡路剛久) 26 頁。

¹³ 2000 年 1 月 24 日朝日新聞朝刊参照。

¹⁴ 鷺田豊明=栗山浩一徳島県庁記者クラブ 1999 年 5 月 18 日記者発表資料「可動堰建設

評価と社会的意思決定の橋渡しを行うのが自然再生事業における環境評価の一つの役割として、生態学的評価に基づいた便益評価の実証研究が行われている¹⁵。

一方、法的な観点からは、淡路剛久教授が、個人的被害の救済と防止を中心的な争点とする公害訴訟と、個人的な被害というより環境被害の回復とその保全を中心的な争点とする環境訴訟に大別した上で、環境訴訟と損害賠償との組み合わせにより、個人的被害よりも環境に生じた被害の賠償を求める訴訟を考えることができ、これを環境賠償訴訟と名づけた提唱をされている¹⁶。そして、現実の実定法では、地方自治法旧242条の2にのみその可能性が認められることを指摘した上で、国民や自治体の住民（すなわち、私人）がそのイニシアティブによって環境の回復を請求できるようにすべきではないかと、立法論あるいは解釈論として検討される必要があるとされた¹⁷。かような環境損害賠償の前提として、自然資源の価値がいかにして評価されるのかという検討は欠かせまい。大塚直教授も、欧米で主に論じられている生命、身体をはじめとする人格的利益や財産的利益に関する損害以外の環境関連の損害を指す狭義の環境損害においては、損害として認められる範囲はどこまでかが極めて重要な問題であること、そして、環境損害の中でも、生態系の損害の失われた使用価値など自然資源損害自体の賠償制度がわが国には存在しないことを指摘する¹⁸。したがって、米国における自然資源損害にかかる議論の発展は、わが国の環境損害賠償を検討する上でも大きな役割を果たすと考える。

に関わる吉野川下流域の自然環境価値および代替案の経済評価について<

<http://rachel.econ.kobe-u.ac.jp/washida/>>において、流域泥被害と生物の生息環境、河口干潟、景観などの自然環境の全国的な経済価値は2650億円と推計されている。因みに、この調査は全国3500人への郵便調査にて行なったということであり、全国レベルでの政策に利用するために集計の範囲をそこまで広げる意味があると捉える必要がある。つまり、本稿の主題でもある自然資源損害評価という観点からは、後述するような割切りが必要となってくる。なお、栗山浩一『公共事業と環境の価値—CVMガイドブック—』（1997年、築地書館）96頁以下は、今後の河川開発のあり方を論じる中で生態系の価値とその評価手法を紹介する。

¹⁵ 三谷羊平＝栗山浩一「自然再生事業と環境評価—霞ヶ浦におけるアサザの植生回復を事例として」環境経済・政策学会編『環境再生 環境経済・政策学界年報第10号』（東洋経済新報社、2005年）60頁以下、等。

¹⁶ 淡路剛久「公害環境訴訟の課題」淡路＝寺西俊一編『公害環境法理論の新たな展開』（日本評論社、1997年）53頁以下。

¹⁷ 淡路・前掲注(16)57頁。吉村良一「公害・環境問題の歴史から学ぶもの」『淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念・環境法学の挑戦』（日本評論社、2002年）30頁以下、吉村良一『公害・環境私法の展開と今日的課題』（法律文化社、2002年）346頁に同旨。しかしながら、同法は2002年の地方自治法改正によって組み替えられた。

¹⁸ 大塚直「環境損害に対する責任」『淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念・環境法学の挑戦』（日本評論社、2002年）77頁以下。環境損害として問題となるものとしては、(i)環境回復措置の費用（環境回復のために行政が実際に払った費用）、(ii)環境予防の費用（例えば、タンカーの事故で石油が流出するおそれがあったとき、措置をとる費用）、(iii)生態系の損害の失われた使用価値などのほか、(iv)環境損害の算定費用、環境回復措置の計画策定費用、を挙げる。

さらに、制定法の分野に大きな影響を与えたエクソン・ヴァルディーズ号の原油流出事故をめぐる懲罰的損害賠償の裁判も、自然資源に致命的な被害を生ぜしめた不法行為のリーディング・ケースとして注目されており、主に被害の抑止および違法な利益を吐き出させる観点から検討を行う。環境損害に対する責任の導入に関して、原因者負担原則の徹底が原因者に環境関連の損害発生の予防を徹底させることにつながるという意義があるという以上に、懲罰的損害賠償にその効果が期待されるからである¹⁹。

¹⁹ 大塚直「環境修復の責任・費用負担について—環境損害論への道程」法教 329 号（2008 年）94 頁以下。

第二章 環境に値段をつけることの是非

一 自然資源損害の定義

自然資源損害賠償のいかなる議論も何が損害を被ったのかという基礎的な定義から始めなければならない。何が損害を受け、あるいは受けなかったのかについては夥しい意見の相違が存在する。伝統的な損害賠償の定義に依った場合、懲罰的損害賠償 (punitive damages) に関する争点¹を無視すれば、責任当事者が引き起こした金銭化された損害に等しい損害賠償額を支払うときに、その責任当事者が最善の予防措置 (optimal precautions) をとるのであることが期待されるのである²。生産された物が損害を受けたとき、その物が何らかの独自の (unique)、そして非代替的な特性をもっていなければ、損害の評価はその交換費用 (replacement cost) である。その物が独自の特性をもっているときは、より安価な代替物による交換価格は損害の適切な定義とはならない。その場合には、その物の再生 (restoration) が要求されることになる。所有者の立場から独自性が物に寄与するかもしれないと認識されることから、損失の認定は、滅失した物から得られたであろうサービスと同等のものをいかにして付与するかについての判断を要するのである。しかしながら、それぞれの状況における交換もしくは再生の実行は、その物についての何らかの判断を必然的に伴うことを認識しておくことが重要である³。特に自然資源のような市場化されないサービスを評価する場合には、この判断を明確に示しておかなければならない。これから論じる非市場的自然資源の価値の前提となるところでもあり、その系譜を把握しておくことも必要である。

自然資源損害賠償を確立した立法として、1980年12月に成立した「包括的環境対処・補償・責任法」(Comprehensive Environmental Responses, Compensation and Liability Act of 1980; CERCLA) および同法を大幅に修正し、基金⁴を16億ドルから85億ドルに増額した「スーパーファンド法修正・再授權法」(Superfund Amendments and Reauthorization Act of 1986; SARA) がある。また、オハイオ裁判判決として知られる

¹ 拙稿「油濁問題の現代的課題—エクソン・ヴァルディーズ号裁判と懲罰的損害賠償—」早研第89号(1999年)および第五章参照。

² Raymond J. Kopp and V. Kerry Smith, *Understanding Damages to Natural Assets*, in VALUING NATURAL ASSETS: THE ECONOMICS OF NATURAL RESOURCE DAMAGE ASSESSMENT, 115 (Raymond J. Kopp and V. Kerry Smith eds, 1993). なお、不法行為損害賠償制度の事故抑制機能について、森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣、1987年)489頁が、現実の社会では、事故費用の負担が理論上の最適状態に事故抑制をもたらすことはありそうでないものの、傾向としては、事故抑制の機能をもっていることを述べる。

³ *Ibid.*

⁴ この法律がスーパーファンド法と呼ばれているのは、連邦政府が自ら汚染施設を浄化する巨額の基金(スーパーファンド)を有することに由来する。東京海上火災保険株式編『環境リスクと環境法』(有斐閣、1992年)154頁参照。

コロンビア特別区連邦控訴裁判所の1989年7月14日判決⁵、および CERCLA 下における連邦政府、州政府等の「受託者」による損害評価の内務省規則（後述）は原則的に被害を受けた資源を再生する費用に等しい損害賠償および資源が被害を受けている間に失われる経済的価値を特定している。そしてもともとのサービスを提供していた資源を再生するということは、たとえ概念としても単純な課題ではないがゆえにこの損害の評価基準について問題が生じるのである。実際、何が自然資産によって提供されるサービスを構成するか理解するのも難しい⁶。

最終的な結論として再生費用を損害賠償の算定基準とした場合、損害賠償総額は再生のための費用に加えて「長期間を要する自然再生であるか、より短期間で済むであろう人為的な助力による再生であるかにかかわらず、再生期間中に公共に対して喪失したサービスの補償されるべき価値に関して計算された金額」⁷に対応するものである。残念なことに、この考え方によると、もともと提供されていたサービスが再生されえないとき、われわれがいかにして代替物を選択するのかという基本的な争点が回避されてしまう。そのような場合がほとんどの損害賠償事例において該当するので、何が損害の要素を構成するのか理解しておく必要があるのである⁸。

二 環境の価値

1 『ピアス・レポート』による経済的価値の分類

自然資源損害の法的な議論をめぐる前提として、環境の経済的価値についての概念を整理しておく必要があるので、以下『ピアス・レポート』による環境経済学者が用いる分類を紹介する⁹。

この分類は、「利用者価値」(user values)を固有価値(intrinsic values)から区別することから始まる。利用者価値あるいは利用者便益は、環境の実際の利用に由来する。釣り人、鴨猟のハンター、樵、鳥類学者などはすべて、自然環境を利用し、自然から便益を得ている。田園を眺めるのが好きな人も、直接に、あるいは写真や映画のようなメディアを通じて、やはり環境を「利用」し便益を手に入れる。このように表現される価値は、従来定義されてきた意味における経済的価値である。また、これとは別に、環境を利用するという選択肢(オプション)が残されていることの価値、すなわち潜在的便益としての環境の価値がある。これを経済学者は「オプション価値」(option value)と呼ぶ。これは、個人が後日その環境を利用するであろうといういくらかの可能性に対して、ある環境の保全の

⁵ State of Ohio v. Department of the Interior, 880 F.2d 432 (D.C. Cir. 1989).

⁶ R.J.KOPP & V.K.SMITH, *supra* note 2 at 7.

⁷ "Natural Resource Damage Assessment, Notice of Proposed Rulemaking," 56 *Federal Register* 19764 (April 29, 1991).

⁸ *Supra* note 2 at 7.

⁹ D.PEACE ET AL., BLUEPRINT FOR A GREEN ECONOMY 60-62 (1989), 邦訳(和田憲昌訳)『新しい環境経済学—持続可能な発展の理論—』(ダイヤモンド社、1994年)。

ための選好、すなわち支払意思額 (a willingness to pay, WTP) を本質的に表現したものに他ならない。将来の利用に関する不確実性が環境の入手可能性と供給に関連するのであれば、当該理論によって、このオプション価値がおそらくプラスになるであろうことが分かる。以上から、「全経済価値」(total economic value) に対する総体的な方程式の中の第一式が導かれる。以下の式である。

$$\text{全利用者価値 (TOTAL USER VALUE)} = \text{実際の利用価値 (ACTUAL USE VALUE)} + \text{オプション価値 (OPTION VALUE)}$$

固有価値はより多くの問題を提起する。固有価値は、ものの本質に存する価値を示唆するものであり、実際の利用や、あるいはそれを利用するオプションとさえ関係ない。固有価値は、何かの「中」に存する価値であり、人間とは無関係なものである。言いかえれば、たとえ人間がいなくても、動物、生息地等はやはり価値があるものだと主張する論者がいる。また、この考え方と全く独立しているわけではない別の考え方がある。何かの「中」に存する価値ではあるが、人々の非利用価値 (non-use value) として表現されるものに対する選好を通して捉えられる価値である。われわれ (筆者注: ピアス) が用いる固有価値は、この第二の定義によるものである。すなわち、価値は人々の選好を反映する存在物として捉えられるのであるが、それらの価値は人間以外の権利または繁栄に対する関心や同情を含むのである。少し考えてみれば、そのような価値が存在することは確認できる。非常に多くの人々が生き残ったザトウクジラの種族に価値を見出す。しかしながら、自分自身がこれを見つめるというオプションをとっておくために価値があると考える人はほとんどいない。確かに存在する価値の情報を写真、フィルムあるいは書物に収めるという手段はあるものの、人々が評価するのはクジラの存在であり、利用に無関係なものなのである。クジラによるこの例は、絶滅の危機にさらされているか否かに関わらず、他の種族そして熱帯雨林、湿地、湖、河川、山などの生態系全体に当てはめることもできる。

「存在価値」(existence values) は確かに不明瞭な価値である。最善の定義がいかなるものであるのかもはっきりしない。それは、例えば他人が利用価値を得るがゆえに自分の満足を確保するというような「代償性便益」(vicarious benefit) に関連するものではない。代償性便益は、他人の便益のために環境を保護とするための支払意思額で測定されるオプション価値の部類に属するものである。存在価値は、子どもや孫の便益のために環境を保護するための支払意思額に相当するいわゆる「遺産価値」(bequest values) でもない。このような動機もやはりオプション価値に属するからである。しかしながら、仮に遺産価値がわれわれの直近の子孫のためのものであるならば、われわれは彼等の選考を推測することにかかなりの自信をもてる。もし、多くの環境保護論者がせきたてるように、われわれが将来の世代のためにまで遺産価値を拡張すれば、彼等の選考を知ることができないという

困難に直面する。この種の不確実性は、オプション価値をプラスにするところの将来の環境の利用可能性に関する不確実性とは違うものである。まだ生まれていない個人の選考を含めることが正当だと仮定すると、将来の選好に関する不確実性はオプション価値をマイナスにすることもあり得る。

暫定的に、次の式を設定する¹⁰。

固有価値=存在価値

したがって、全経済価値に関する式を次のように書くことができる。

全経済価値=実際の利用価値+オプション価値+存在価値

この方程式の範囲内で、次のように書くこともできる。

オプション価値= (個人による) 利用における価値+将来の個人 (子孫および将来世代) による利用における価値+他人による利用における価値 (当該個人に対する代償性価値)

因みに、NOAA 規則が用いるのは、固有価値についての第二の定義である(NOAA 規則中では消極的価値 (passive use) の語が使用されている点に注意を要する)¹¹。

2 擬制市場評価法 (CVM)

このように市場で取引されない環境の便益を測定する方法の中に、景観や大気の質、あるいは水質の改善などの環境の利益を考慮に入れ、それらの利益の貨幣的価値を直接測定しようとする類型があり、そのうち間接的市場を用いるものとして NOAA 規則にも採用されている旅行費用法 (Travel Cost Method)、ヘドニック価格法 (Hedonic Price Model) といったものがある。旅行費用法はレクリエーション便益の測定に用いられる方法であって、特定の自然公園などを、ある費用をかけて訪れた人々の人数のデータから、そこでのレクリエーションの需要曲線を間接的に求めて、それによって便益を測るものである。ヘドニック価格法は、環境の質の上での差異が土地や住宅の価格にどの程度の差をもたらしているかを推定し、その値をもってその環境質の便益の大きさとみなす考え方である。ここでその内容に深く立ち入ることはしないが、NOAA 草案に対するコメント¹²として、前者に関しては、利用者のサンプルは調査される住民を代表するものであるべきであり、旅行費用法が正確にレクリエーションをする人の本当のコストを反映するように測られるべ

¹⁰ F.B. Cross, *Natural Resource Damage Valuation*, 42 Vand. L. Rev. 270-341 (1989) においては、存在価値は、自然がもっている内在的な価値までも含むものでないとして、人間の存在からも独立した価値としての「固有価値」が別に論じられている。

¹¹ 61 Fed. Reg. 440, 499.

¹² *Id* at 469.

きであるという主張が見受けられる。この手法は膨大な量のデータを必要とし、世帯の特徴、(単一でない)旅行の目的などの統計的問題を克服しなければならない。また、ヘドニック価格法に関しては、潜在的に公的な損害賠償額と私的な損害賠償額をダブル・カウントしてしまう難点、事故とその影響の短期的・一時的な性格ゆえに採用すべきでないというコメントがある。住宅資産価格の差は多数の異なる変数に起因し、住宅供給価格に対する影響を分析するためには、すべての有意な変数を識別しなければならないというデータ上の問題もある¹³。

そして擬制的な市場を用いる手法としてここで問題とする擬制市場評価法 (Contingent Valuation Method : CVM) がある。CVM は、基本的に、人々に便益に対する支払意思額 (willingness to pay : WTP)、または損失をがまんするための補償としての受入補償額 (willingness to accept : WTA) を質問するという直接的アプローチを用いる。この「質問」のプロセスは、直にアンケート用紙や調査表を用いてもよいし、「実験室」の条件下におけるさまざまな刺激に対して被験者が応答するという実験的テクニックによるものでもよい。ここで求められるは、仮想の市場を条件としての、ある財の量の増加や減少に対する回答者の個人的評価である。回答者は、もし質問対象である財の市場が存在するとした場合に、どれくらい支払う意思があるか、あるいはいくら受けとってがまんする意思があるかを答える。擬制市場は、単に財そのもの (改善された景観、より良い水質など) だけでなく、それが供給される制度的な状況や、資金調達される手法も含むように設定される¹⁴。

三 オハイオ裁判判決¹⁵

内務省は、CERCLA のもとで自然資源が破壊されたときの損害を評価する方法について検討を開始し、損害評価に CVM が使えるか否かも議論の対象とした。内務省は、この検討結果を 1986 年 8 月に「自然資源損害評価規則」として公開した¹⁶。この内務省規則では、第一に「比較少額規定」(lesser-of rule) が採用された。比較少額規定とは、再生費用と利用価値の減少分のうち最も低いものを損害額とするものである。第二に、CVM が環境破壊の損害額を評価するための手法として認められた。但し、内務省は、損害額の評価にはまず市場価格をもとに損害を評価すべきとして、市場価格が存在せず存在価値やオプション価値を評価しなければならないときのみに CVM の使用を限定していた。

¹³ 大野栄治編『環境経済評価の実務』(勁草書房、2000年)7-8頁は、旅行費用法の適用において以下の問題点を指摘する。①複数目的旅行者の旅行費用の分類が困難、②長期滞在者の取扱いが困難、③距離費用の適切な計算が困難、④時間の機会費用の推定が困難。そして、ヘドニック価格法が正確であるためには、①すべての個人が同質である(同質性)、②個人や企業の移転が自由である(地域の開放性: open)、③その移転が他の地域に何の影響ももたらさない(プロジェクト規模が地域規模に対して十分に小さいこと: small) という条件を必要として、これらは現実的には大変厳しい仮定であるとする。

¹⁴ D. PEACE ET AL., *supra* note 9, at 69-70.

¹⁵ Ohio v. U.S. Dep. of Interior, 880 F.2d 432 (D.C. Cir. 1989).

¹⁶ 51 Fed. Reg. 27,674(1986) (codified at C.F.R. § 11.10-11.93 (1987)).

当裁判の原告は、10の州政府、3つの環境保護団体（State and Environmental petitioners）および化学工業協会、製造会社、公益事業会社によって構成される産業側（Industry Petitioners）であり、被告である内務省が公布した規則の審査を求めて訴えた¹⁷。州政府・環境保護団体側は、10の争点を提起し、そのどれもが自然資源を荒廃させる危険物質の漏出の責任当事者によって補償される損害賠償に対する内務省規則の過少評価に焦点をあてるものであった。一方産業側は、当該規則が過大な損害賠償額を許容し、あるいは助長するであろうことを主張した。

本稿にて取り上げる三つの主な争点は、(ア)比較少額規定、(イ)評価手法の序列、(ウ)CVMの妥当性である。(ア)については判決文第Ⅲ節にてウォルド首席裁判官が、(イ)については判決文第Ⅵ節にてマイクヴァ裁判官が、そして(ウ)については判決文第ⅩⅢ節にてロビンソン裁判官がそれぞれ執筆している。裁判所の判断は以下のとおりである。

第一に、比較少額規定は CERCLA に矛盾し、したがって議会の意向に反するものであると決定された。

第二に、自然資源損害の評価の対象は、利用価値だけでなく、存在価値などの非利用価値も含むとされた。

第三に、CVMの有効性が認められた。

次節以降における議論をすすめる上での前提となるため、この三つの判断につき比較的詳細にわたる紹介をおこなう。¹⁸

Ⅲ. 比較少額規定

「州政府・環境保護団体側は、CERCLA は、損害をうけた資源を再生し、置換え、あるいは同等のものを獲得する（以下『再生』とする）費用を少なくとも補償するに十分な損害賠償額を求めていることを主張し、内務省の『比較少額規定』を争う。おそらく大多数の訴訟において、喪失した利用価値は再生費用より低いであろうから、内務省規則によって、損害賠償額は再生費用を補償するには過小なものとなるはずである。原告は、徴収された損害賠償額が再生にのみ使用されるべきであると規定する CERCLA の条項を、議会が再生費用をベースとする損害賠償を基準とすることを意図した証拠として指摘した。そのような基準の更なる根拠として、同条は、損害賠償額の評価は再生のために使われえる金額『によって制限されるべきでない』ことを規定する。原告は、『によって制限されるべきでない』という語法が、明らかに損害賠償額の『下限』（floor）評価として再生費用を定めていると主張する」¹⁹。

「内務省は、CERCLA が損害賠償額のいかなる下限を規定するものではなく、何が損害

¹⁷ CERCLA 下において公布された規則の審査をもとめる者は、コロンビア特別区連邦控訴裁判所に申立てができる（42 U.S.C. 9613）。

¹⁸ 本判決の位置づけについては、矢部光保「米国におけるCVMの制度的展開」農総研季報39号（1998年）107頁参照。

¹⁹ Ohio v. Interior, *op. cit.*, at 442.

賠償額の評価となるかの決定が内務省に委ねられている旨を主張し、その規則の正当性を抗弁する。また、全ての徴収された損害賠償額が再生のために費やされなければならないことは認めるが、責任当事者から徴収された金額が当該再生を完遂するのに十分である必要はないことを主張する。内務省は、『によって制限されるべきでない』の語法において、損害賠償額の下限とは解釈されない二者択一の意味を示唆する」²⁰。

「当裁判所のこの議論に対する解答は CERCLA 条文および制定過程資料の細目に拘泥してしまうものであるが、まず『比較少額』規定の桁外れな実際の重大性を強調したい。ある仮定的な例によって比較少額規定の問題点を例証することができる。海洋生物保護区において、あざらしの繁殖地をつぶし、海鳥の生息地を破壊するような有害物質の流出を仮定してみよう。あざらしや海鳥の生息地において失われた利用価値は、あざらしの生皮（1枚あたり約15ドルくらいである）の市場価格および台無しになった海鳥生息地が位置する土地の価値と比較される土地のエーカーあたりの売値を加えたもので測定される。おそらくは利用価値が繁殖地や海鳥生息地を再生する費用よりもずっと低いことが明らかになったとしても、それが内務省規則下においては再生可能性の推定に唯一適格な損害賠償の尺度となるであろう。制定過程と同じく CERCLA の文体と目的を考察した結果、当裁判所は、内務省規則の『比較少額』規定が連邦議会の明示された意図に全く反していると結論する」²¹。

107条(f)項(1)号および損害賠償額の算定基準

「損害賠償額の算定基準としての再生費用の明確な選好を確立しようという連邦議会の意図の最も強力な条文上の証拠が、CERCLA 107条(f)項(1)号（42 U.S.C. § 9607(f)(1)）に含まれている。当該条項は、政府の受託者が受け取る自然資源損害賠償額は『再生、置換え、あるいはそのような自然資源と同等のものを獲得することのみ使用』されると規定する。

当該条項は続けて『107条(a)項(C)号の下でのいかなる訴訟における損害賠償額の算定基準も、そのような資源の再生あるいは置換えに使用されうる金額に制限されるべきでない』と規定している」²²。

取得された損害賠償額の使用の制限

「損害賠償額の全てを被害を受けた資源の再生に使用することを命じることによって、連邦議会は、107条(f)項(1)号の内に損害賠償を賦課することの主要な再生目的をまさに規定したのである。損害賠償額の全てが再生費用に費やされるべきことに固執する連邦議会が、大多数の事例において再生費用ではなく損害賠償の『比較少額』算定基準を許容する

²⁰ *Ibid.*

²¹ *Ibid.*

²² *Id.* at 444.

というのは非常に奇妙なことであろう。連邦議会の意思に関する 2 つの可能な推論のみがこの異例を説明できるかもしれない。つまり、資金不足によって簡単に断念されるような再生計画に受託者が着手することを議会が意図したのか、あるいは納税者が残りの勘定を引受けることを議会が期待したかである。第一の論理は完全な再生による『完全な』(make-whole) 原状回復を遂げるという議会の意思に反することになり、第二の推論は、汚染者が自身の汚染行為の費用を負担するという CERCLA の自然資源損害条項の基本的な目的に反する。責任当事者が再生目的を完遂するに十分な額の損害賠償の責任を負うことを議会が意図したと推定する方がずっと論理的である。逆に、内務省規則は、大多数の事例において再生という目標を達成できないことになるであろう制定法のスキームを議会が意図的に公式化したと決め込むものである。

これに関連して、『利用価値』の算定基準が全ての損害賠償額が割り当てられなければならない三つの用途、つまり再生、置替え、あるいは同価値のものの獲得いずれに対しても補償するに十分な金額を供給することに対して、内務省が異議を唱えないことについては注意を要する。内務省がそのような主張をしなかったのは、『比較少額』規定が再生あるいは置替え費用と全く異なって利用価値を計算するのみならず、利用価値の算定を同価値の資源を獲得する費用とともかくも関連づけることができないからである。例えば、危険物質の漏出によって死んだあざらしの生皮 1 枚あたり 15 ドルの補償によって『同等の』数のあざらしを買えるとは、おそらく内務省は主張できないということである²³。

「によって制限されるべきでない」条項

「損害賠償額の全てを再生（三つ挙げられる損害賠償の捉え方に関する省略表記）に費やすことを命じる CERCLA の同一条項（§ 107(f)(1), 42 U.S.C. § 9607(f)(1)）が、損害賠償額の算定基準は再生費用『によって制限されるべきでない』ことを規定する。当該規定は、その損害賠償賦課の再生目的が再生費用をもって損害賠償額の上限とするものと解釈されてはならないという議会の明白な懸念を反映している。しかしながら、損害賠償額が再生費用『によって制限されるべきでない』という明示的な命令はまた、CERCLA 訴訟のほとんどとまではいえないにしてもその多くにおいて損害賠償額の基礎的算定基準として資するものであるという暗示的な推定をも伴う。再生を基礎とする損害賠償額を、内務省規則が規定するように、再生が損失を受けた便益よりも安価というきわめて少ない事例に限定することは、当該条項の全体にわたる再生の趣旨に著しく矛盾するものである²⁴。

和解条項

「CERCLA の和解条項は、連邦の受託者が『潜在的責任当事者が危険物質の放出によって損害をうける自然資源を保護・再生するために適切な行動を引受けることに同意する場

²³ *Id.* at 445.

²⁴ *Id.* at 445-446.

合』(§ 122(j)(2), 42 U.S.C. § 9622(j)(2))のみ自然資源損害賠償訴訟上の和解ができることを規定する。内務省の『比較少額』規定はこの和解条項とも歩調が合わないものである。全体的な考察をするに、内務省は不完全なスキームを作り上げたといえる。当該スキームにおいては責任当事者が再生費用を支払うときのみ和解できるが、損害賠償額が『比較少額』規定によって法廷で賦課されるとすれば、その再生費用は責任当事者が訴訟に負けた場合に支払う金額よりもふつうは高額なものになるであろう。通常合理的な汚染者は、その潜在的な責任以上の金額で決して和解しようとはしないはずである。したがって、当裁判所は、法の和解条項の土台をくずしてしまうことを内務省に許すマキアヴェリ流の意思が議会にあったとすることには躊躇せざるを得ない。議会が再生費用を和解の下限として主張した事実は、議会が訴訟そのもので機能するのと同様な損害賠償額の算定基準を企図したはずであることを示すのである²⁵。

CERCLA とコモン・ローにおける損害賠償額の算定基準

「内務省と産業側原告は、連邦議会は CERCLA の下で損害賠償額が伝統的なコモン・ロー準則にしたがって計算されることを意図していたと主張する。『比較少額』規定がコモン・ロー準則を反映しているという主張を認めて、議会がコモン・ローの損害基準を全面的に CERCLA に採用したという陳述を支持することにはほんのわずかな見込みしかない。内務省は、議会が『コモン・ロー準則から決別するという明瞭に表明された議会の意思の不在により』(51 Fed. Reg. at 27,705)、損害評価の伝統的手法を採用することを企図していたと主張する。しかしながら、法の制定過程からは、CERCLA における自然資源損害条項の背後で強い動機となったのは、議会のコモン・ローに対する不満だったことが分かる。実際、もし議会がコモン・ローに満足していたのであれば、議会が新しい損害賠償条項を成立させたことを説明できない²⁶。

CERCLA と経済的効率性

「内務省は、また『比較少額』規定を経済的に効率的であるとして正当化する。内務省の経済的効率性の見解においては、再生費用を損害賠償額の算定基準とすることは、再生費用が資源の利用価値を上回る場合には、かならず金銭の浪費にあたることになるであろう。内務省の提案規則(50 Fed. Reg. at 52,14. また、51 Fed. Reg. at 27,704 では『比較少額』規定は『社会の資産の合理的な配分を実現する』と述べる)には次のような言明が含まれている。

利用価値が再生、置替えの費用よりも高いときには、損害をうけた利用を填補するよりも喪失した資源

²⁵ *Id.* at 449.

²⁶ *Id.* at 455.

を再生し、あるいは置換える費用を填補することが社会にとってより合理的であろう。反対に、再生あるいは置換えの費用が失われた利用価値よりも高いときには、被害をうけた自然資源を再生し、あるいは置換える費用ではなく、個人の喪失した利用に対して填補することが社会にとって合理的なことなのである。

これはまさに費用便益分析である。つまり、内務省規則は、資源の価値の減少が再生費用より大きい場合のみ被害をうけた資源を再生することによって社会的福祉を最大化しようと企図するものである。そして、一般に容認されているところでは、議会は CERCLA の自然資源条項が効率的に機能することを意図していた。ひとつには、当該法律は損害賠償の評価と被害をうけた資源の再生が可能なかぎり費用効率良くなされることを要求する。そのうえ・・・、再生が不可能かその費用が利用価値に比して過度に不釣り合いな (grossly disproportionate) 場合に、議会は損害賠償額が再生費用を含まないことを企図していたという制定過程におけるいくつかの示唆が存在する。

しかしながら、内務省のアプローチの決定的な欠点は、その前提として自然資源が他の財と同じように代替可能 (fungible goods) なものであるとするところであり、ある特定の資源によって生成される社会に対する価値がいかなる事例においても正確に算定されるとするところにある。議会はその前提を明白に否定していたのである。先に CERCLA の条文、構造および制定過程を検討したとおり、議会は、再生を自然資源に対する被害への正しい救済手段と推定した。再生を基準とすることに賛成したからといって、議会が効率性の目標を否定したということにはならない。『効率性』は、選択された政策が社会に対する最大の価値を達成するという結果を指示することを単純に意味する。ある特定の選択が効率性か否かは、いかにして多様な選択肢が評価されるかにかかっている。当裁判所による CERCLA の解釈によれば、『効率性』に対する非合理的な嫌悪が議会にあるわけではない。むしろ、この解釈は、自然資源の本当の『価値』を算定する人間の能力に対して議会が懐疑的であったことを示唆する。実際、コモン・ローでさえ、他の何らかの手法による損害賠償の算定基準が被害を完全に補償することができないときには、再生が被害に対する正しい救済であることを容認するのである。利用価値と再生費用が同じ推定効果をもつ合法性をもっていることを議会が拒否することから、自然資源は伝統的手法でたやすく算定されない価値をもっていることが認識されるのである。議会は内務省に、再生の推定が働かなくなるような状況は何であるか決定するよう委任した。しかしながら、議会が再生こそが一義的であることを繰り返し強調していることから、たとえわずかでも再生費用が被害を受けた資源の利用価値の減少額を超えるときには再生が不経済であるとする内務省規則の根底にある前提は否定されるのである」²⁷。

VI. 評価手法の序列

「環境保護側の原告は、内務省による市場価値の強調が法の不合理な解釈であると主張

²⁷ *Id.* at 456-457.

し、…当裁判所もこれに同意する。資源の利用価値を決定する際のひとつの要素として市場価格に依拠することは不合理ではないが、市場価格を排他的な要素として、あるいはたとえ優勢な要素という見方でみることであっても不合理である。ハクトウワシからシロナガスクジラ、スネイルダーター（引用者注：スズキ目の小魚。テネシー川にのみ生息する）にいたるまで、自然資源は市場機構によって完全には捉えられない価値をもっている。*Commonwealth of Puerto Rico v. SS Zoe Colocotroni*, 628 F.2d 652, 673-74 (1st Cir. 1980), cert. denied, 450 U.S. 912, 101 S.Ct. 1350, 67 L.Ed.2d 336(1981). を参照せよ」²⁸。

「内務省の CERCLA 301 条プロジェクト・チームも『大抵の政府の資源、特に自然資源損害賠償が追求されるような資源は、多くの場合市場をもたない』ことを認めていた。内務省は、この見解との決別の説明をできていない。実際、内務省が擬制市場評価 (CV) に関する規則を創り出すにあたって依拠した議事記録上にある多くの資料が同様の考え方を表していた。つまり、CVM の必要性を生起したのは市場プロセスの不完全性であるということである。これまで裁判所は、『市場価値を認定することが困難な場合、あるいはその適用が所有者や公共に対して明らかな不当な結果となるであろう場合には』(*United States v. Commodities Trading Corp.*, 339U.S. 121, 123, 70 S.Ct. 547, 549, 94 L.Ed.707 (1950))、市場価格が価値の代用物として使用されるべきでないことを強調してきた。*United States v. Cors*, 337 U.S. 325,332, 69 S.Ct. 1086,1090, 93 L.Ed. 1392(1949)は、『市場価値はいくつかの事例においては最善の算定基準でないがゆえに』市場価値の『盲目的崇拜』に対して警告している。当裁判所が『比較少額』規定に関連して述べたように、…市場価値は自然資源の利用価値の主たる算定基準としては容認できるものではない」²⁹。

「当該制定法によっても、またその制定過程からも、議会が利用価値を市場価格に限定しようとする意図は示されない。逆に、議会は完全に全損失を捉える損害賠償評価規則を意図していたのである。CERCLA301 条(c)項(2)号は、内務省に『直接・間接両方の被害、破壊、損失を含む自然資源損害賠償額を決定するための利用可能な最良の手続き (the best

²⁸ *Id.* at 462.

プエルト・リーコウ準州と地方環境水準委員会は、対物的にタンカーを、そしてタンカー所有者とその保険会社を、岩礁に乗り上げたタンカーを再浮上させるために油が抜き取られた後に準州の海岸線に対して引き起こされた環境損害を賠償するよう訴えた。プエルト・リーコウ裁判区合衆国地方裁判所の Juan R. Torruella 裁判官は、原告に清掃費用および環境損害に対する 600 万ドルを超える金額を付与し (456 F. Supp. 1327)、これに対して被告が上訴した。控訴裁判所の Campbell 裁判官は、損害賠償は影響を受けた財産の市場価値の喪失に限定されないとした。しかし、損害賠償の主な基準は過度に不釣合な支出なしに環境を再生するために合理的に発生する費用であり、商業的に有用な価値をもたず、もし油の染み付いた海水が戻ってくれば死滅するが、再生がなされ後は自然に戻ってくるような動物の代替価値に 500 万ドル以上を付与するのは誤りであると判示した。一部原判決維持、一部取消しにて再訴訟手続きのため差し戻しとなった。

²⁹ *Id.* at 463.

available procedures) を明らかにする』(42 U.S.C. § 9651(C)(2)) よう命じている」³⁰。

「受託者が損害の二重計上をしないように算定するかぎり、全ての信頼性をもって計算される利用価値を合計することによって受託者が自然資源の利用価値を論理的に導くことを可能とする規則を、内務省は差戻し後に検討すべきである。市場評価は考慮されるべきひとつの要素として資するところはあるが、単独では不完全なものである。また、当裁判所は内務省に対して、オプション価値や存在価値のような非消費的価値の役割を利用価値の計算に限定してしまう決定は、当該制定法の誤った解釈に基づくものであることを指摘する。内務省規則は、『オプション価値と存在価値の評価は、利用価値が確定できないと当局が決定したときのみ用いられる』(43 C.F.R. § 11.83(b)(2)) と規定してしまっている」³¹。

「内務省は法の誤った解釈をしている。第一に、301条(c)項(2)号は、内務省に『利用価値に限定することなく要素を考慮する』(42 U.S.C. § 9651(c)(2)) ことを求めている。法が、利用価値に限定されないということを明示的に命じているわけである。どちらかと言えば、この条文は、内務省が利用価値に加えて他の要素をその規則中に含めるべきことを意味している。第二に、たとえ301条(c)項の内務省による解釈のもとでも、なぜオプション価値と存在価値が容認された利用価値の範疇から除かれるべきなのか説明がなされていない。実際、CERCLA 301条プロジェクト・チームの草稿は、オプション価値と存在価値について『非消費的利用価値』として言及している。オプション価値と存在価値は『消極的利用』(passive use) を意味するかもしれないが、それでもなお資源から人間が引き出す効用を反映するものである以上、一応損害評価に含まれるべきなのである」³²。

「内務省は、信頼性に関する自らの見解にもとづいて手法の序列をつける権限をもっているが、法の誤った解釈に基づいてオプション価値と存在価値の完全な排除をすることはできない。

当裁判所は、利用価値の序列が法の合理的な解釈ではないと判断する」³³。

XIII. 擬制市場評価法

「産業側原告の申立ては、その評価手法に CV を含めることの是非に限定されている。CVM はコモン・ローの損害評価原則と調和せず、『利用可能な最良の手続き』には程遠いものであるという理由で、産業側原告は CERCLA からの致命的な逸脱を主張する。また産業側原告は、CV 評価に CERCLA における反証を許す推定 (rebuttable presumption) を適用するという内務省による拡張が恣意的であり、潜在的責任当事者のデュー・プロセスの権利

³⁰ *Ibid.*

³¹ *Ibid.*

³² *Ibid.*

判決の引用する Cross, *supra* note 10, at 285-89(1989). は、オプション価値と存在価値が非常に大きいものであることを主張する。また、Cross 論文は自然資源損害賠償の意義として、費用の内部化による将来の自然資源損害の抑止効果を強調するものである。

³³ *Ibid.*

当判決においては、利用価値が二 1 において経済学的に分類された非利用価値まで拡大されていることに注意しなければならない。

を侵害するものであることをさらに非難する。・・・当裁判所は、これらのどの異議も説得力をもつものでないと認定する」³⁴。

CERCLA との整合性

「産業側原告は、コモン・ローにおいては推測的被害 (speculative injuries)³⁵ に対する救済はないことを指摘し、CVMはこの原則とは相容れないことを争う。産業側原告によれば、CVMは推測に満ちみちており、ありきたりの世論投票にすぎないことになる。

当裁判所は、コモン・ローによる制限が CERCLA に適用されるという主張に同意できないことをすでに述べた。これに反する産業側原告の主張はこのかぎりにおいて理由がないものである。しかしながら、CERCLA は自然資源の破壊あるいは被害から生起する損害賠償額の決定のために『利用可能な最良の手続き』の利用を要求し、産業側原告は、CVM がそのような資格を得るには欠陥が多すぎることを主張する。彼らからみれば、CVのプロセスは不正確で、検証もされておらず、生来のバイアスおよび過大評価を生み出す性向をもっているのである。

内務省の CV 採用の決定は理知的に注意深くなされたことは否定できない。内務省は、CV の利用についての夥しい数の文献や議論を精査した。そして、CV が『正確に構築され、専門家によって適用される』ことが必要であることを認識していた。内務省は、結果として著しく高額な評価を導くような当初提案された CV の特質を排除した。当裁判所は、内務省によって公布された CVM が合理的であり、議会の意図とも合致し、したがって尊重する価値があると認定する。

産業側原告の主な主張は、バイアスの可能性が CVM に内在的なものであり、『利用可能な最良の手続き』としては適格でないということである。自然資源の損傷に関して損害賠償額を算定する際の CVM の利用を評価するにあたって、内務省は、当該手法を分析し、様々な質問項目の欠陥を指摘し、そして信頼のおける CV 評価を作り出すために必要とされる段取りを推奨する数々の研究を調査した。例えば、水資源審議会 (Water Resources Council) による初期の研究は、CV 調査における質問事項が、のちに内務省の規則において留意されたように、『注意深く設計され予めテストされる』べきであることを提起した。

しかしながら、たとえ質問事項が巧みに立案され、慎重に適用範囲が定められたとしても、CVM が『利用可能な最良の手続き』と考えられ得なくなるような、調査対象集団の大きさの様々な変化と、それに伴う損害賠償額の総計の変動があることを産業側原告は主張した。当裁判所は、CVM に対するこのような攻撃が、利用可能な評価テクニックとしての CV を無効にするには形式的な意味においても不十分であると考え。油や危険物質の放出による自然資源に対する損害の程度は大きく異なっており、その衝撃が広くゆきわたる過

³⁴ *Id.* at 476.

³⁵ 現在の訴訟の原因である行為あるいは事実から発生する、将来の予期される被害であるが、将来起る条件、偶然に左右されるものをいう。通常の確実性をもって証明されない被害であり、陪審は原告の被る損害について推測するしかない (田中英夫編『英米法辞典』)。

酷なものであっても、公共の損失を評価するのは CERCLA の任務である。確かに、CVM 自体は環境災害によって影響を受ける被害を定めるものではなく、あるいはそれによって影響を受ける集団の特定を左右するものではない。産業側原告の主張は、CERCLA に一撃を加えるものではあっても、CV の実施に対してではない。それは、正しくは議会によってのみ考慮されるべきものである。

同様に、当裁判所は、CVM における特徴的な要素である WTP が調査対象の回答者によって過大評価され得るがゆえに CV が『利用可能な最良の手続き』の資格を満たさないという産業側原告の異議を認めることはできない。この議論の前提は、回答者が実際に金銭を払わないことにより、WTP を過大評価するであろうというものである。産業側原告が依拠するある研究は、回答者が『実際の市場においていかに行動するかというよりも、こうなっただけという指針となる方法で回答する』かもしれないことを仮定し、また逆もあり得ることを認めている。しかしながら、過大評価に対する単純で明白な防御手段はより洗練された質問である。現状においても、過大評価のリスクが、内務省による注意深い価値の評価および CVM の真価を裁判所が覆すようなひどい結果を生じさせるという証明はなされていない。

産業側原告は、油漏出あるいは危険廃棄物の放出が発生した後の CVM の使用に異議を述べる。彼らは、事後の CVM の適用が損害をうけた資源の過大評価につながる重大なバイアスに満ちていることを危惧する。実際問題として、資源が事後的に損害を受けたときの上方のバイアスを回避するために、物理的には不可能でないにしても、自然資源全てにわたって、あるいは夥しい数の個人の評価を集めるのにはひどく費用がかかる。そのうえ、CERCLA の再生費用の選好に照らしても、事前に広範囲の評価の面接調査を行うには時間とエネルギーが浪費されるであろう。一方、面接調査が損害発生の事前に行われるのか、あるいは事後に行われるかによって、結果はいくぶん変わるかもしれないが、それだけで CVM が『利用可能な最良の手続き』に値しないものとなるわけではない。CVM が正しく適用されるかぎり、不当な上方バイアスを排除する構造をもつという内務省による熟考の上の判断を覆す理由はない³⁶。

CV 評価の法的効力の推定

「産業側原告は、CERCLA が自然資源損害評価に授けた反証を許す推定 (rebuttable presumption) に対して 2 つの異議を申立てた。原告は、内務省が CVM に関する彼らのコメントに十分に答えず、結果として CVM への推定の付与が恣意的 (arbitrary and capricious) になるであろうと主張する。また、推定が包含されることによって、潜在的責任当事者のデュー・プロセスの権利が侵害されることを原告は争う。

CERCLA は、『(内務省の) 規則に従って』(42 U.S.C. § 9607(f)(2)(c)) なされた自然資源損害賠償額の決定と評価に反証を許す推定を与えている。そして内務省規則にも同様な条

³⁶ Ohio v. Interior, *op. cit.*, at 476-478.

項 (43 C.F.R. § 11.91(c) (1988)) がある。産業側原告は、彼らが CVM に向けた批判に対して内務省が適切に答えなかったことを非難する。さらに、原告は、オプション価値および存在価値算定のための CV 利用を正当化する根拠を内務省が十分に示しておらず、そのような状況下における推定の付与は恣意的であることを非難する。

産業側原告によって表明された主たる懸念は、CV が自然資源に対する被害の損害賠償額の算定に使われたことがないということと、実証されていない仮想の特質が彼らに不安を生じさせるということである。また、表明されてはいないものの、原告がいただいている第二の懸念は、内務省がいつどのように CV が利用されるのか明確に述べておらず、潜在的責任当事者が、その点に関して指標をもっていないことである。内務省の回答は、内務省が包括的かつ理解できる方法でそれぞれについて論じているというものである。³⁷

「当事例において、CVM は綿密に調査され、コメントは分析、論議され、CV の利用を洗練化するために変更が加えられた。記録からは、産業側原告のコメントに対する内務省の扱いが恣意的であったことは認められない。

産業側原告は、CVM が採用されるであろう過程において内務省による指標が欠如していることも認識する。この批判は、自然資源損害のシナリオを説明する科学的モデルが無数にあるという事実を無視している。内務省は、CVM の利用においては多くの情報を必要するというような CV に関するコメントに回答した。内務省が説明したように、CV の適正さや形式は、環境災害の特質や広がりによって十分に形成されてきた。例えば、調査目的のための対象集団は、資源に対する損害発生以前に決定できない。つまり、ある事故の範囲によって、その集団をカバーする調査を設計するための情報が提供される。内務省は面接調査の選好を表明しているものの、損害を受けた物理的な地域が、面接、電話、あるいは郵便による調査を実施するかどうかの決定に際して重きをなすのである。要するに、内務省は、調査に対する柔軟性とケースバイケースのアプローチの必要性を認識していたのであり、『正しく構築され、専門家によって適用されるときには、有効性が証明された手法』として利用されうることを決定したのである。当裁判所は、内務省規則が CV の利用に関する十分な指標を提供していることを認定する。

当裁判所は、内務省規則に即した CV 評価に反証を許す推定が与えられたことに関して、実体的および手続的デュー・プロセスの侵害があるという産業側原告の主張に何ら実体を見出すことができない。実体的デュー・プロセスに関する異議は、経済的な規則に影響を与える制定法の合憲性の推定を打破するまでに至っていない³⁸。

「当裁判所は、CVM の利用を含む自然資源損害評価に付与された反証を許す推定に関して、何ら恣意的なものを認めない。それどころか、予め損害評価の条件を整える手続きは推定の論理を強固にするものである。それが無ければ、長引く専門家の論争および司法的判断

³⁷ *Id.* at 479.

³⁸ *Id.* at 479-480.

の日程遅延というような重い負担が現れることになろう」。³⁹

「手続的デュー・プロセスの主張は、損害評価手続きにおいて権限を与えられた当局の役割について集中する。当局を潜在的責任当事者を評価手続きから排除する裁量をもつ利害関係者であると考え、産業側当事者は、推定を与えられた CV 評価に照らして、彼らの手続デュー・プロセスの権利の侵害を主張する。」⁴⁰

「しかしながら当裁判所は、潜在的責任当事者が損害の決定に先立つ手続きから完全に排除されてしまうということに同意しない。反証を許す推定と CV による損害決定との結合が手続的デュー・プロセスの基準に反するというということにも同意できない」⁴¹。

「たとえ評価あるいは損害賠償額が不適切であったと判明したとしても、権限をもつ当局は過失なくして個人的に責任を負うことにはならないし、彼らが決定や損害賠償額にどんな類の利害をもつものでもない。このような評価の目的は公共の自然資源に対する被害に対して社会に支払われるべき補償総額を確かめることであり、補償総額は損害をうけた資源の再生、あるいは等価物の獲得につき込まなければならないのである。当裁判所は、産業側原告による手続的デュー・プロセスに対する異議を認めることはできない」⁴²。

XIV. 結論

「当裁判所は、『比較少額』規定に関する審査（第Ⅲ節）および評価手法の序列（第Ⅵ節）に対する申立てを認める」⁴³。

「当裁判所の見解に一致した新しい規則を公布する手続きを可能なかぎり迅速にすすめるよう内務省に命ずる」⁴⁴。

四 オハイオ裁判判決後

1 CVM の信頼性

オハイオ裁判は CVM による自然資源損害評価において重要な位置を占めるものとして取り上げられるが、その重要性が強調されすぎているという批判もある。批判のひとつとしては、当該判決が実際に CVM に基づいた自然資源損害評価を基礎とする損害賠償賦課の判決ではないこと、CVM が当判決における比較的マイナーな争点であることなどの観点からなされている⁴⁵。裁判所外の和解に比して、裁判所が実際に非市場的评价を決定した事例はほとんどない。そして、和解における関連情報はしばしば完全には明かされな

³⁹ *Id.* at 480.

⁴⁰ *Ibid.*

⁴¹ *Ibid.*

⁴² *Id.* at 481.

⁴³ *Ibid.*

⁴⁴ *Ibid.*

⁴⁵ Robert J. McManus, *Why the Ohio Case Shouldn't Matter*, 34 NAT. RESOURCE J. 109, 118 (1994).

い。ここではまず、自然資源損害事件におけるいくつかの争点について有用な示唆を与えるであろうオハイオ判決後の数少ない事例のひとつを紹介する⁴⁶。

1987年12月に危険物質（Vitavax 200と呼ばれる殺菌剤）を輸送するトラックが横転し、アイダホ州のリトル・サーモン川（Little Salomon River）に200ガロン以上のVitavaxが流出した。リトル・サーモン川には、降海型のニジマスを含む多くの種類の魚類が生息している。Vitavax 200の流出時、ニジマスのほとんどは天然のものであった。原告のアイダホ州は、CERCLA107条、州危険物質/危険廃棄物輸送法（Idaho Hazardous Materials/Hazardous Waste Transportation Act）および州環境保護健康法（Idaho Environmental Protection and Health Act）違反として、トラック所有者と輸送会社（Southern Refrigerated Transport）をアイダホ州連邦地裁に訴えた。アイダホ州は、殺菌剤がリトル・サーモン川の90パーセント以上のニジマスを殺傷したと主張した。そして、自然資源の受けた被害に対する損害賠償、殺菌剤流出地帯の清掃の費用補填および関連する民事罰を求めた⁴⁷。

最初の議論は、CERCLA下における損害賠償額の適切な算定に関するものであった。アイダホ州は、CERCLAが損害賠償額算定基準として明確に「再生費用」選好を命じているものの⁴⁸、CERCLA107条(f)項(1)号が損害賠償額の算定が損害を受けた資源の再生もしくは置替えのために利用され得る総額に限定されないことを主張した。議会がCERCLAに特定の損害賠償額算定基準を設定しなかったことは第四章にて紹介したとおりである⁴⁹。再生の実行不可能性あるいは利用価値に対する過度に不釣り合いな費用のような考慮は、再生費用以外の基準を正当化する⁵⁰。原告は、Vitavax 200によって死んだ天然魚類の再生プログラムの費用が魚の価値に比べて過大であると判断し、天然魚類の置替えや再生が不可能であることを主張したのである。従って、原告は、再生費用でなく天然魚類の喪失した価値を裁判所に申立てた。これに対して被告は、価値算定基準は価値と再生費用のより少ない額に限定されるべきことを主張した。そして魚類の置替え費用は、淡水魚の価値に関する全米漁業協会（American Fisheries Society）公表の価格リストによるべきであることを申立てた。原告は、全米漁業協会は単に商品価値あるいは交換価値を表示しているだけで、それが全価値の一部でしかないことを主張し、裁判所はこの原告の主張を認めた。

原告によって提出された証言は、本章で定義された「全経済価値」の概念を使ってい

⁴⁶ See John Loomis and Peter Anderson, *Idaho v. Southern Refrigerated*, in NATURAL RESOURCE DAMAGES: LAW AND ECONOMICS at 389-414 (Kelvin M. Ward and John W. Duffield eds., 1992).

⁴⁷ *Idaho v. Southern Refrigerated Transp.*, No. 88-1279, 1991 U.S. Dist. LEXIS 1869, at *55 (D. Idaho Jan. 24, 1991).

⁴⁸ *Ohio v. Interior*, *op cit.*, at 444

⁴⁹ *Id.* at 442-443.

⁵⁰ *Id.* at 459.

る。具体的には、原告がレクリエーションとして捕獲されるニジマスの提供者として損害を被ったこと、釣人のレクリエーション利用の損害を被ったこと、そしてニジマスの存在価値を通じて公共が損害を被ったことを主張したのである。⁵¹ 裁判所は、喪失した魚の商品価値 31,702 ドルおよびトラベル・コスト法によって算出されたレクリエーション価値 7,672 ドルを認定した。

存在価値に関しては、リトル・サーモン川を含むコロンビア川全流域のニジマスとサケの遡上を倍化させるための電気代の支払い増加に対する北西部の人々のWTPを決定するCVM調査に原告は依拠した。この研究は、当該訴訟のためになされたものではなく、北西部電力計画評議会 (the Northwest Power Planning Council) がいかにして所期の目的、あるいはアイダホを含む北西部の水力発電システムにおける操業の変更によるニジマスとサケの遡上の倍化を達成するかという決定に助力するものであった。この調査にもとづいて、原告のアイダホ州は、存在価値として不帰のニジマス成魚一匹あたり16.97ドルを要求した。

裁判所は、この調査が説得力をもたず、損害賠償額が推測に陥るであろうことを認定した。そして原告が相当の確実性 (reasonable certainty)⁵²をもって証明しなければならず、この調査がそのような証明とはならないと判示した。質問項目が、サケとニジマスの全量である250万匹から500万匹への遡上の増加に関して向けられたものであったからである。原告は、より少ない数の魚、つまり申立てられた1688匹の帰しなくなるニジマスについて定められる価値は、収穫逓減の法則によればもっと高くなるであろうことを主張した。これに対して裁判所は、存在価値を基礎に何の価値がこれらニジマスに定められるのかについて、当該調査はいかなる程度の確実性をもって決定できていないとした。しかしながら、この認定において、ニジマスが存在価値を持たないことを示唆したのではないと裁判所が明言したことは注意しなければならない。あくまで全北西部のサケとニジマスの増加を評価する調査手法が「当該事例における存在価値を確立するには法的に不十分である」とされたのである⁵³。

この判決において重要なのは、オハイオ裁判において有効性が認められたCVMが、情報提供となりうる信頼性を得るための条件を備えてさえいれば、存在価値に対する損害賠償が認められたであろうことを判示している点である。そして内務省規則によっても提案された反証を許す推定規定⁵⁴が、裁判所が納得するための「確実性」を提供していくことになるのである。

⁵¹ Loomis and Anderson, *supra* note 46, at 401.

⁵² 将来にわたる心身の苦痛による損害の算定について求められる証明の程度。不法行為による人身傷害に伴う将来の苦痛(pain and suffering)に対しての損害賠償は、単なる推測、当て推量ではなく、傷害から発生することが相当に確実であるものに限るとされる(田中英夫編『英米法辞典』)。

⁵³ Idaho v. Southern Refrigerated, *op. cit.*, at *55—*56.

⁵⁴ 43 C.F.R. pt. 11 (1991).

2 反証を許す推定

反証を許す推定とは、それについての証拠が受け入れられた場合、反対の証拠が出されないかぎり、ある内容を指示するとされる推定である⁵⁵。反証を許す推定は、それ以上の証拠がないある一定の事実群に特別な効果を与えるものであり、そして推定された事実を否定あるいは反証するための証拠提出責任(the burden to go forward with evidence)を相手方に移転する一応有利な事件(prima facie case)を提供する。米国の陪審制度下においては、証拠提出責任が果たされないと事件の事実認定は陪審に回されず、裁判官によって裁判がなされる。証拠提出責任を負っている当事者がその責任を履行しないと、陪審の評決に付されないで、裁判官が、指示評決(directed verdict)、却下(dismissal)、訴えの却下(non-suit)により証拠提出責任を負っている当事者を敗訴させる⁵⁶。逆にいえば、推定によって被告からの指示評決(motion to directed verdict)、訴え却下(motion to dismiss)を免れるだけの証拠を原告が提出している状態となるのである。

通常、原告は正式事実審理において証拠提出責任を負う。しかしながら、裁判所および近代立法は、一方当事者の卓越した証拠への接近から生じる不均衡を修正するために、また社会経済的理由によってある一定の請求に対して有利な計らいをするために、証明責任を転換するところの反証を許す推定を創り出した。さらに、証拠提出責任の再分配をする主な理由は、裁判官と陪審の権限を再分配することであった⁵⁷。陪審審理において、反証を許す推定は、通常はそれがない裁判に比べてより迅速に、そしてより有利な陪審に対する説示のもとで請求を陪審に付すことになる。

そして、本稿にとって重要なのは、CERCLAにおける訴訟で陪審審理は認められていないものの⁵⁸、前章にて言及した内務省規則において、損害評価後の段階における反証を許す推定は、内務省の損害規則下にて反映される専門家の意見に重みを与えることを裁判所に指示することである⁵⁹。

一方、油濁法について国家海洋大気管理局(NOAA)の最終規則が公布されたことは第一章で述べたとおりである。自然資源に対する損害賠償額の決定あるいは評価にあたり、当該規則に従った自然資源に対する損害賠償額の決定あるいは評価がなされた場合には、その決定・評価には内務省規則と同様反証可能な推定の地位がOPA下における行政手続あるいは訴訟手続において与えられる⁶⁰。

⁵⁵ 田中英夫編『英米法辞典』。

⁵⁶ 小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』(弘文堂、1996年)204頁。

⁵⁷ Frederick R. Anderson, *Natural Resource Damages, Superfund, and Courts in VALUING NATURAL ASSETS: THE ECONOMICS OF NATURAL RESOURCE DAMAGE ASSESSMENT*, 49 (Raymond J. Kopp and V. Kerry Smith eds, 1993).

⁵⁸ CERCLAの浄化費用が、本来的には原状回復というエクイティ上のものであり、憲法上陪審審理を保障するような、行為を罰する性質のものでないという理由による。

⁵⁹ Anderson, *supra* note 57, at 49.

⁶⁰ Natural Resource Damage Assessment, 61 Fed. Reg. 440(1996) (to be codified at 15 C.F.R. pt. 990)

そして、CVMがこのNOAA最終規則によっても評価手法のひとつとして認められていることから、その実際の運用およびその成否は油濁問題を考える上での重要課題となってくるのである。内務省規則に加えて、NOAA規則におけるCVMの位置づけを考察することで自然資源損害額を実際にどのように評価するかについて将来の方向性が示されることになる。次節においては油濁法に関する自然資源損害の評価における動向を考察し、CVMが本当に使えるのか否かさらに論をすすめたい。

3 NOAA規則におけるCVM採用の経緯

1990年に成立したOPAのもとで損害評価を統括する独自のルール作成を任されたNOAAは、ノーベル賞経済学者のK.J.アローをはじめとする経済学者などからなるパネルに、CVMが非利用価値を算定する信頼できる手法であるかどうかを諮問した。ここで注意しなければならないのは、パネルが存在価値それ自体の合法性について意見を求められなかったことである。これは、連邦控訴裁判所がオハイオ裁判判決において、喪失した存在価値が評価において他の経済的損失と同様に扱われるべきだと判示したことによる。つまり、パネルはCVMの潜在的信頼度にもっぱら焦点を限るように要請されたのである⁶¹。パネルは1992年の6月から11月まで8回会合をもち、12月に審議を終えたのち、1993年1月にはNOAAに報告書を提出した⁶²。この報告書は、「CV研究が失われた消極的利用価値 (passive-use value) を含む損害評価の裁判プロセスの出発点を提供するのに十分な信頼性を提供しうる」と結論づけた。一方パネルのメンバーもCVMの拙速な使用には懐疑的であり、CVMによる失われた存在価値の評価が信頼を得るために必要なガイドラインを提案したのである。主要な7つのポイントとして以下を挙げることができる⁶³。

- ① CVMの適用は可能なかぎり電話調査よりも個人面接とするべきである。そして電話調査は郵送に優先する。
- ② すでに起った事故に対して要求されるWTAよりも、将来の事故防止のためのWTPを引き出すべきである（もちろん、起った事故については論理的には前者の方が正しいが、後者の方が控えめな値が出るからである）。
- ③ 住民投票形式 (referendum format) を活用すべきである。つまり、回答者が、高い税金あるいは製品価格と引き換えに何らかの環境の利益を生み出すであろうプログラムに直面したときにどちらに投票するかを質問されるべきである（イエス/ノー形式）。
- ④ 検討中のプログラムに期待される効果を正確に分かりやすく説明しなければならない。

⁶¹ Portney, *The Contingent Valuation Debate: Why Economists Should Care*, 8 J.ECON. PERSP. 3-17 (1994).

⁶² 58 Fed. Reg. 4601-4611(1993). 主要部分の翻訳につき、栗山浩一『公共事業と環境の価値—CVMガイドブック—』(築地書館、1997年) 120-140頁参照。

⁶³ Portney, *supra* note 61, at 9.

⑤ 質問におけるプログラム、政策に対して支払えば、他のものに支出できるお金が減少することを回答者に留意させるべきである。

⑥ 質問における代替財—例えば回答者が森林地帯を守る方法につきどのような投票をするか質問される場合、代替的な森林地帯—について認識させなければならない。

⑦ 回答者が質問されている選択内容とその理由を再認識させる再質問を含むべきである。

このように、NOAA パネルは CVM の恣意的な適用が莫大な損害賠償金を正当化するために使われてはならないと考え、CVM が克服しなければならないこれらのハードルを確立することによって、将来の調査の質を相当に上げ、それらの調査が政策目標への適用において信頼できる評価を作り出すよう望んだのである⁶⁴。

NOAA パネルの報告書はその審議において特定の法的立場に立つものではなく、NOAA がその提案規則を起草している間に受け取った CVM に関する事実上数百にのぼる提案のひとつである。しかしながら、NOAA が1994年1月に最初の提案規則を発表したとき、「CV の使用の基準を提案するにあたり、パネルの提案に多いに依拠してきた」ことを述べていることにも注意しなければならない⁶⁵。そしてこの最初の提案規則は、パネルのレポートに基づいて、CVM の信頼性を高め、公共受託者が制定法上の反証を許す推定の利益を得るために従わなければならない CVM に基礎をおく自然資源損害評価の一連の原案を發布した⁶⁶。NOAA は、「CV 調査が自然資源損害評価に使用されるとき、特定の当事者がその責任に対する補償として払わなければならない一定の金額に関する訴訟において、そのような調査に反証を許す推定が与えられるがゆえに、提案規則の基準が必要であることを信じる」と述べている⁶⁷。つまり、損害に対する金銭的補償を基礎とした内容の NOAA 規則が示されたわけである⁶⁸。Binger et al., (1995)に依れば、NOAA は「3つの明確な側面」に焦点をあてている⁶⁹。(i)調査手段の設計と開発、(ii)調査の管理、そして(iii)結果の分析の3つであり、以下のように整理される。

(i) 調査手段の設計と開発

NOAA は、CVM の設計と開発が CVM を基礎とする評価の究極的な信頼性にとって根本的なものであると考えた。満足いく手法が使用されることを確実にするために、

⁶⁴ *Id.* at 10.

⁶⁵ NOAA Proposed Regulations, 59 Fed. Reg. 1062 (1994).

⁶⁶ Binger et al., *The Use of Contingent Valuation Methodology in Natural Resource Damage Assessments: Legal Fact and Economic Fiction*. 89 NW. U.L.REV. 1029,1079 (1995).

⁶⁷ *Ibid.*

⁶⁸ 竹内憲司『環境評価の政策利用—CVM とトラベルコスト法の有効性—』(勁草書房、1999年)40頁参照。

⁶⁹ Binger et al., *supra* note 66, at 1079.

NOAA は(1)WTP、(2)コモディティの定義と情報に関する必要条件、(3)財政的な制約と代替物、そして(4)実際の取り扱いに関する CVM 調査の設計と開発の原案を提案した。CVM 調査が、自然資源に対する説明された被害を回避するため、あるいは自然資源の元の基準点 (base line) かそれに匹敵する状態に被害を受けた自然を再生するための回答者の WTP を引き出すべきであることを NOAA は決定した⁷⁰。NOAA は、WTA フォーマットの方が現存する被害に対する補償に合致するものであろうということを認識するものの、WTA によるアプローチには手法的な欠陥が多すぎるという結論をだしたのである。WTP 形式は、おそらくより控えめな評価を導き、信頼できる CVM の結果を得るという目標により合致したのであった⁷¹。

NOAA は、回答者が選択と WTP の付け値を行うにあたっての適切な情報を提供することが調査結果全体の信頼性にとって重要であることを認識してきた。CVM の使用に対する NOAA の構想の下で、調査手続における情報の規定は包含効果 (embedding) に関する問題の除去に多いに効果をあげることができるとともに、すでに価値が減じた資源に対するより最近の被害というような異なったレベルの被害に対する有意な評価を引き出すことを可能にすることができるのである⁷²。調査の開発過程に関する更なる試験として、公共受託者がおそらくは調査手段の予備検査を通して「回答者が (永久的な損害なのか一時的な損害なのかを含む) 被害の説明、および被害を防ぎあるいは自然資源を再生するための (過程のタイミングを含む) プログラムを理解し、信頼できるものと認めるのかどうか」決定することを、NOAA は要求するのである⁷³。

CVM 調査の回答者が WTP 付け値のための合理的な財政状況を理解することを確実にするために、NOAA の最初の提案規則は、WTP 付け値の引き出しの前後において「質問中の環境プログラムに対する回答者の WTP によって他の財に対する支出が減少するであろう」ことを想起させることを求めている⁷⁴。NOAA が説明しているように、「その目標は、主要なシナリオを評価するときには、回答者に他の環境財に対する同様な支出に留意させる」ことである⁷⁵。同じように、「もし同種の自然資源が存在するのであれば、油流出によって被害を受けていないそのような資源」について回答者に想起させるべきである

⁷⁰ NOAA Proposed Regulations, *supra* note 65, at 1182-83 (to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(i)(A)).

⁷¹ *Id.* at 1149-50.

⁷² 包含効果については竹内憲司「CVM は使えるか？」公共選択の研究第 27 号(1996 年)55~66 頁が詳しい。CVM に関して最も激しい議論が行われている争点であり、より包括的な財の一部として聞かれた場合と単体の財として聞かれた場合とで評価額が変わる、あるいは評価対象となっている財の数量が大きく変わったにもかかわらず評価額が変わらないという状況を指す。

⁷³ NOAA Proposed Regulation, *supra* note 65, at 1183 (to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(i)(B)).

⁷⁴ *Ibid.* (to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(i)(C)).

⁷⁵ *Ibid.*

ことを NOAA は表明している。なぜなら、そのような代替資源は回答者の付け値の大きさに影響を与えるからである⁷⁶。

信頼できる CVM による自然資源損害評価を創出するための NOAA 理論においては、適切な選択メカニズムと支払い手段が主要な信頼性の安全装置である。最初の提案規則上は、受託者が「信頼できる選択メカニズムと支払い手段」を使用することおよび「選択メカニズムに真の選好を表明するインセンティブがある」ことが単純に求められている⁷⁷。最初の提案規則における当該議論において、NOAA は、CVM が選択的な支払いの構成要素に帰することの重要性を強調し、そしてこれらの必要条件は、争点になっている自然資源損害の補償に用途指定された特別税の増税（支払い手段）に対する住民投票形式（選択メカニズム）の中に評価質問を設定することによって充足されえると表明した。NOAA は、このタイプの選択メカニズムと支払い手段の把握された利点を次のように説明している。「回答を引き出す方法は、人々が慣れ親しんでおり、そして回答者が公共財の水準を引き上げるために選択できるという現実的な状況を提供できるものであるべきである。地方の法域や州政府はしばしば投票者に公共財を増加させるために彼ら自身に対する税金を増やすことを問いかける（例えば、教育債権問題や、公共の社会生産基盤の特別査定）。このように、投票メカニズムは、個人が公共財に関する選択をするにあたって慣れ親しんでおり、同時に現実的な状況を提供する。第二に、われわれの社会において、ほとんどの財は提示価格を用いて表される。個人に対して財に対する彼らの最大の WTP を披瀝するよう質問することは、馴染みのない非現実的なこととなる。第三に、回答者が CV 調査において提示されたプログラムを彼ら自身が受け入れるものと信じるのが重要である。CV 回答者にとって、プログラムの費用が当然に彼ら自身が支払わなければならない価格を決定するのである。もし何らの設定価格が提示されなければ、回答者はプログラム費用に関する不確実性と、したがってプログラムの規定に関する不確実性を看取するであろう。最後に、投票方式には真の選好を表明するインセンティブがあるということである。もし回答者が表明された価格でのプログラムを望むのであれば、彼らはそのプログラムに対する選好を披瀝し、それに投票しなければならない。反対票を投じあるいは投票を拒否することは、そのプログラムを実施する可能性を単純に低くするであろう」⁷⁸。

住民投票形式の調査が、仮定的質問、戦略的行動、倫理的満足感効果（warm glow effect）、そして懲罰することに動機づけられた反応に関する問題を含んだ、最も CVM に関して主張される欠陥への反駁に不可欠なものであることを NOAA が信じるがゆえに、NOAA が住民投票方式に固執していることは明らかである。⁷⁹

⁷⁶ *Id.* at 1184 (to be codified at C.F.R. § 990.79(c)) .

⁷⁷ *Id.* at 1158 ; *See Id.* at 1183 (to be codified at C.F.R. § 90.78(b)(5)(i)(D)(1)(2)).

⁷⁸ *Id.* at 1144.

⁷⁹ *Id.* at 1158-59, 1162. 竹内・前掲注(68)、矢部・前掲注(18)107頁～126頁参照。倫理的満足感効果は、道徳的規範、倫理観、慈善的勘定が評価額に影響を与えるという問題である。CVMによって引き出されているものは財に対する WTP などではなく、「何か賞賛に

(ii) 調査の管理

NOAA の最初の提案規則下において、一旦調査の設計と開発の根本的な構成要素が確立すれば、公共受託者は CVM 調査の正しい管理に注意を向けなければならないとされる。NOAA は、「最も注意深く設計された CVM 調査といえども、もし調査の管理が誤っていれば信頼性のない結果を創り出してしまう」と述べている⁸⁰。しかして NOAA は、主に(1) 選択、サイズ、そして調査のサンプルの選択、(2)調査の管理方式、そして(3)調査の回答率に関する調査の管理、に適用される一連の原案を提案した。

必要対象の無作為と統計上の有意性を達成するために、NOAA は、CVM 調査のサンプルが見込みに基づくサンプル (probability sample) から引き出されるべきことを提案する⁸¹。CVM 調査を管理する特別の方式を要求しているのではないものの、NOAA は、調査管理の 3 つの主要な方式 (個人面接、郵送、電話) を集中的に議論したのちに個人面接を通して実施することを強く望んだ。自然資源損害評価の CVM 調査は膨大な量の情報を回答者に与えるので、質問が長大で複雑になる傾向にある。個人面接であれば、図表を用いた視覚にうったえる方法で、回答者の理解と当該手法の重要な特質の受容に関する重要な情報を提供することによって、回答者に動機づけをさせると同時に興味を持続させる機会を提供するからである。個人面接方式によって、重要な自由回答方式の (open-ended) 質問に対する逐語的な回答を面接者が記録できる。そのような情報は、受託者が NOAA によって提案された規則上の基準を厳守してきたことを論証する際には決定的なものとなり得るのである⁸²。

CVM 調査の統計的信頼性を高めるために、NOAA は、受託者が可能なかぎり調査に対する高い回答率を達成し、CVM 調査の回答率が 70 パーセントを下回らないことを提案した⁸³。

値する良いことをした」という倫理的満足感を得るための支出表明に過ぎないとするものである。そして倫理的満足感が喚起されるような財の設定そのものに、バイアスを引き起こす戦略的行動の可能性が含まれている。公共財を CVM の質問対象に選択した場合、回答者は料金徴収をおそれて WTP を過小申告したり、何らかの意見表明の機会であると考えて WTP を過大申告したりするインセンティブをもつのである。

⁸⁰ *Id.* at 1144.

⁸¹ *Id.* at 1183 (to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(ii)(A)(2)). NOAA は、「見込みに基づくサンプリング」を「目標母集団におけるサンプリング単位 (個人あるいは世帯) に、サンプルに含まれることがいわゆるゼロでない見込みを割り当てるサンプリング技術の使用」として定義する。*Id.* at 1184 (to be codified at 15 C.F.R. § 990. 79(f)(4)).

⁸² *Id.* at 1144. なお、自由回答方式(open-end)に関して栗山・前掲注(62)157 頁参照 (『あなたはいくら払いますか』とたずねて、自由に金額を回答してもらう方法。バイアスが多いことが知られている。)]。

また、NOAA は、調査が経験を積んだ調査機関によって管理されることを要求している。*Id.* at 1183 (to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(ii)(B)(3)).

⁸³ *Ibid.*(to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(ii)(A)(4)).

(iii) 結果の分析

調査の設計と開発および CVM 調査の管理に関する原案の規定に加えて、NOAA は、その有効性と信頼性を評価するために CVM 調査結果を分析するいくつかの方法を提案した。それらの方法とは、(1)自然資源損害の主張を支持するために提供される CVM 調査の感度を決定するための類似調査 (parallel surveys) を利用すること、および(2)より控えめな損害数値を導くために CVM の結果の目盛り (calibration) を定め、あるいは割り引くことである。

NOAA パネルの報告書に述べられた CVM に関する懸念のひとつは、CVM の付け値が、争点となっている特別な対象の評価をするという努力に反して、実際には総括的な環境保護に賛成する投票になっているのではないかということである⁸⁴。この懸念に応じて、NOAA の最初の提案規則における CVM 調査手続の一部として、公共受託者は中心的な CVM 調査に加えて 2 つの評価調査を実施することを要求されている。2 つの調査とは、争点となっている被害の大きさを拡大したものと縮小したものである。これら 3 つの調査の結果は、当該調査と回答が被害の大きさ (scope) が変化したときに評価額が変化する十分な感度をもっているかどうかを決定するために比較される⁸⁵。NOAA は、代替調査における被害の大きさの変化はいろいろな形をとり得ることを述べ、「当該シナリオは、被害の程度、地理、そして損害の期間といういかなる差によっても変化し、被害防止のシナリオは、事故の発生の可能性によって変化する」ことを説明している⁸⁶。

また、回答者の擬制的な WTP が現実の市場において観察される実際の WTP を超える傾向を指摘する NOAA パネル報告書の懸念に対して、NOAA の最初の提案規則は、異なった目盛りの要素 (calibration factor) が所定の CVM 研究に対して適切なものであることを示さないかぎり、このバイアスを解決するために CVM の結果を 50 パーセント割り引くことを要求している。⁸⁷

このように NOAA は、1993 年のパネル報告書を発展させて CVM による損害賠償評価手続を確立したかにみえた⁸⁸。しかしながら、1995 年 8 月 3 日に発表された 2

⁸⁴ *Supra* note 62.

⁸⁵ NOAA Proposed Regulation, *supra* note 65, at 1183(to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(iii)) ; NOAA Proposed Regulation, *supra* note 65, at 1145-46.

⁸⁶ *Id.* at 1183 (to be codified at 15C.F.R. § 990.78(b)(5)(iii)(B)).

⁸⁷ *Ibid.* (to be codified at 15 C.F.R. § 990.78(b)(5)(i)(D)(4)).

⁸⁸但し、サンプルの大きさの決定については注意を要する。オハイオ裁判判決においては、CVM 自体は環境災害によって影響を受ける集団の特定を左右するものではないという判断が示されたことは四で紹介をしたが、WTP あるいは WTA によって損害賠償額を決定するためには、集計の範囲を限定しなければならない。1993 年の NOAA パネルレポート (注 62) において、環境破壊の訴訟は、合法的に定義可能なグループを代表する受託者によって行われるとされる。そして、このグループ以外の人々でも消極的価値 (つま

番目の提案規則⁸⁹および1996年1月5日に発表された最終規則⁹⁰においては、自然資源損害の金銭的補償を基礎とした内容から自然資源の再生を主な目的とする内容に転換すると同時に、CVMの評価手法としての地位は維持されているものの、最初の提案規則で提示されたガイドラインは削除されてしまった⁹¹。

最終規則においてNOAAは、「この規則の目的は、OPA下における再生を達成するような信頼できる自然資源損害評価を実施するための枠組みを提供すること」であることを明言している⁹²。そして、「どれくらいの代償的な再生が損害を被ったサービスと同等の価値を提供するかを決定するCVおよびその他の選好表明型手法の利用可能性が、1994年の提案規則に規定されていたような損害賠償の金銭的価値を算定するCVの使用に関してコメンターによって指摘された多くの問題を回避する」ことができることが表明されており、損害賠償評価手法としてのCVMの使用は限定されたものになっている⁹³。そして、多くの汚染責任企業がCVMによって測られた損害額を支払うよりも復元プロジェクトに要する費用を支払った方が安く済むと考えるため、最終規則の方向性を歓迎している⁹⁴。

実はこのNOAA規則の突然の方向転換については、最初の提案規則におけるNOAAの懸念が示唆するところがあるように思われる。最初の提案規則において、NOAAは、上記の「3つの明確な側面」にかかるガイドラインに加え、CVに関する追加的な調査(additional research)を提案している。そのひとつに無回答あるいはゼロの選択(zero-option)付け値をサンプル母集団の全体的なWTPの計算においていかに扱うかと

り非利用価値)または積極的な利用価値の損失の影響を受ける可能性があるとしても、このグループが、損害を決定するのに適切な母集団として用いられるとされる。一方、パネル報告書に「大いに依拠」した最初の提案規則発布時において、評価集団の線引きを地理的にどこで行なうのか疑問を呈するコメントが寄せられた。これに対して、NOAAも市場規模を決定する明確なラインは無いことを認めた上で、当該市場規模は、受託者が専門家に諮った上でこれを決定するというにとどまる。Binger et al, (*supra* note 66 at 1070 n.163) は、ある一定の資源に対する非利用価値なり消極的価値なりを見出すかもしれない回答者が関連する地理的範囲外に存在する場合には、環境財に関連する市場を定義しようとする試みによって過小なサンプリングをしてしまうという結果を生んでしまうことを指摘する。ただし、損害賠償額の算定において、パネル報告書が示すように、受託者が代表する集団を超えてまで集計対象とすることはできない。州が受託者の場合には、州全体についての範囲を超えない集計が、裁判所が納得するための「確実性」を提供することになる。

⁸⁹ 60 Fed. Reg. 39804 (1995).

⁹⁰ NOAA Final Rule, 61 Fed. Reg. 440 (1996).

⁹¹ 矢部・前掲注(18)122頁参照。

⁹² *Supra* note 89, at 440.

⁹³ *Id.* at 442. 最終規則の主眼は、受託者が損害の発生から再生までの間取るべき手続きを、前段階評価(Pre-Assessment Phase)、再生計画作成段階(Restoration Planning Phase)、再生措置の評価(Scaling Restoration Actions)の3段階に分けて規定するところにある。

⁹⁴ 竹内・注(68)41頁参照。

いう問題がある⁹⁵。NOAA の提案する手続きと追加的調査は、CVM が評価手法の根本的な支柱となるかどうか NOAA がなお懸念をもっていたことを示している。つまり、他の全ての要素を充足する評価がなお 50 パーセント割り引かれなければならないという目盛りを要求されることに加えて、情報に関する条項、回答者の理解の確認、そして調査の感度のテストを含む CVM 評価に関して提案された NOAA の長大な原案のリストは、正確で信頼できるものとして採用された他の手法の有効性を確かなものにするために期待されるものをはるかに超えている。よって、NOAA 原案は、実験的で信頼できない手法をテストするための苦心の安全装置、あるいは自然資源損害評価手続きにおいて CVM の適用を阻止するために企図された意図的に課された負担とみることもできる。以上から、NOAA は、CVM の理論的欠陥を定量的に論証する経験則を今だに受け入れる余地をもっており、そのような経験則に論破される含みを残していたと考えることもできるのである⁹⁶。

なお、NOAA がその 2 番目の提案規則と最終規則において方向転換したことによって CVM による自然資源評価の重要性は確かに後退したかもしれないが、CVM がなお損害および再生計画を評価するための手続きのひとつとして維持されており、規則に従った評価方法として反証を許す推定が与えられることは本章二で述べたとおりである⁹⁷。当然 CVM にて評価される「消極的利用価値」も評価の対象となっており、自然資源再生計画に要する費用が自然資源損害の金銭的価値を必ずしも下回るとはいえないことから、CVM の有効性は失われていないと私は考える。

実際 NOAA の最終規則を歓迎しないボルティック国際海運同盟 (The Baltic and International Maritime Council ; BIMCO) は、この最終規則の発表直後に規則に対する懸念を表明していた⁹⁸。具体的には、NOAA 最終規則公布直後の 1996 年 1 月 19 日にロードアイランド州で座礁したタンク船ノース・ケープ号の油流出事故に対して当該規則がはじめて適用されることに対する不安であった。連邦と州は 82 万 8000 ガロンの油流出に対して 1999 年 3 月 31 日に損害査定と復旧案の改訂版を提出し、2760 万ドルを求めた⁹⁹。この和解要求は、1999 年 12 月 22 日 18 万ドルを被告が 180

⁹⁵ NOAA Proposed Regulation, *supra* note 65, at 1162.

栗山・前掲注(2)134 頁参照。NOAA パネルは、質問中に、「賛成」「反対」に加えて、「答えたくない」の選択肢を明示的に入れるべきことを述べていた。

⁹⁶ Binger et al., *supra* note 66, at 1084-85.

⁹⁷ NOAA Final Rule, *supra* note 90, at 443 ; *Id.* at 498 (Appendix B).

⁹⁸ See BIMCO Special Circular No. 1 (15 Feb. 1996).

ボルティック国際海運同盟は、105 カ国の船会社やブローカー約 2,600 社のメンバーで構成され、本部はコペンハーゲンにある。船会社の利益保護、海運関係書類の統一・改善、メンバーへの国際貿易に関する情報提供などの活動を行う。

⁹⁹ ユウジーン・J・オコーナー「増大する米国での漏油事故の諸費用」海運 9 号(1999 年(原題: *The Escalating Costs of Oil Spills in The United States*) 48-52 頁参照。

0万ドルの再生費用を負担することで決着した¹⁰⁰。しかしながら、CVMによる非利用価値の損害評価を含めた訴訟に至らなかったのも事実である。

CVMの高価な費用と訴訟の結果についての不確実性は原告被告両者にとって高く時間もかかるので、原告（受託者）側も早く同意にこぎつけて最終規則に則った再生作業をなるべく早く始めたいという動機があり、逆に被告側は天井知らずになるかもしれないリスクにキャップをかぶせて防御費用を最小限にしたいという動機が働くからである¹⁰¹。

五 小括

1 非利用価値とCVMを考察する意義

四三においては、CVMの将来の適用に悲観的な予想を述べるに至った。当節では、CVM適用の正当性を法理論的側面から補強することを試みたい。まず認識しておかなければならないのは、存在価値はCVMによってしか測れないということである¹⁰²。したがって、存在価値を損害の中に含めないということであれば、CVMを議論する意味はそれだけなくなる。

二においては、環境の価値を主張する経済学者の代表的な意見を紹介した。そして三で詳述したオハイオ裁判判決は、評価手法の序列を否定する前提として、オプション価値と存在価値が「一応損害評価に含まれるべき」である旨判示した。一方、オハイオ裁判判決を受けて幾度の改正を経た内務省の自然資源損害評価規則は、存在価値、遺産価値といった非利用を含む補償価値（compensable value）という概念を導入している。そして、この補償価値と利用価値の差を非利用価値と定義しているが、利用価値を評価できないときのみ存在価値やオプション価値の評価がなされるべきであるという立場をとっており、いまだにCVMについても他の手法と同列に扱っているとはいえない¹⁰³。また、1992年4月2日、3日ワシントンD.C.においてエクソン社主催で開催されたシンポジウムにおいては、CVMによる評価に反対する学者たちによって、CVMでしか測れない非利用価値を填補損害賠償から除くべきであるという主張がなされた¹⁰⁴。NOAAの最終規則において

¹⁰⁰ Notice of lodging of Consent Degree Pursuant to the Oil Pollution Act of 1990, 65 Fed. Reg. 44808 (2000).

¹⁰¹ オコーナー・前掲注(99)51頁参照。

¹⁰² 岡敏弘『厚生経済学と環境政策』（岩波書店、1997年）175頁参照。

¹⁰³ See 43 C.F.R. 11.83.

¹⁰⁴ このシンポジウムにおける議論は CONTINGENT VALUATION: A CRITICAL ASSESSMENT (Jerry A. Hausman, ed., 1993)にまとめられている。Hausmanは、自然資源の金銭的補償は個人の選好から引き出されるべきであり、被害に対する倫理的価値を含むべきでないことを主張する (p.9)。そしてCV調査に対する回答が倫理的要素を含むがゆえに、填補損害賠償の適切な水準を評価することはできないと述べている。一方、Alan Randallは、工場敷地内の利用価値にのみ損害賠償を限定すれば、最も環境負荷のリスクの高い企業に原生自然を割り当ててしまうことの危惧を表明している (p.446)。また、このシンポジウムの報告書に対して、NOAAパネルのメンバーである経済学者の Kenneth J. Arrowは、CV調査の問題点はCV手法に関するものであって、非利用価値自体を問題とするものでは

は、「消極的利用価値」として認められているものの、ガイドラインの削除と金銭的補償からの転換が今後の CVM による損害評価の必要性を減じる可能性があることは前述したとおりである。このような現状に対して、自然資源損害評価のあり方を理論面から若干補完しておきたい。今後わが国で自然資源評価に関する議論がより活発化して政策的な利用が現実的に論じられる場面において、この分野をリードしてきた米国の法理論が少なからず示唆を与えるであろうからである。

2 自然資源損害における非利用価値と「苦痛」との類似性

「苦痛」(pain and suffering) は、物理的苦痛だけでなく不法行為の損害として賠償される精神的トラウマを意味する¹⁰⁵。元来、英米では、assault (暴行の着手)、battery(暴行)、false imprisonment(不法監禁)、trespass to the land (土地に対する不法侵害)、libel (文書による名誉毀損)、slander *per se* (口頭の名誉毀損で実害の発生を要件としないもの)、malicious prosecution (誣告) など、actionable *per se* (実害の発生を要件としない・それ自体で請求の基礎となる) とされている不法行為以外のものについては、実際に身体または財産に損害が生じたことを立証しなければ、そもそも不法行為の成立自体が認められない、という原則をとって来た¹⁰⁶。しかしながら、アメリカでは、故意または重大な過失により常識外れの行為で他人に重大な精神的損害を生ぜしめたことは、たとえそれによって身体または財産に損害が生じていなくても、また名誉毀損その他の不法行為の構成要件に該当しなくても、それ自体不法行為を構成することを認める方向に進みつつあると評されている¹⁰⁷。精神的損害に対する損害賠償額の認定は、陪審がついている限り、陪審の裁量に委ねられる。そして、この裁量の幅はかなり広い¹⁰⁸。

ここでは、CVM の法制度への導入と非利用価値が自然資源評価に含まれるべきことを、苦痛に対する填補との同一性から論じる。すでに不法行為システムの中でかなり大きな役割を果たしている苦痛との類似性を明らかにすることが CVM を通した非利用価値の把握に説得力をもたせるものだからである。以下の整理は、J.C. ドビンズ教授の論文に負うも

ないことをことわった上で、環境政策分析における科学的見識はしばしば量的に不確実であることは認めている (p. 483)。

¹⁰⁵ BLACK'S LAW DICTIONARY 1109 (6th ed. 1990).

¹⁰⁶ 田中英夫『英米法総論 下』(東京大学出版会、1980年) 542-43頁。

¹⁰⁷ 田中英夫=竹内昭夫『法の実現における私人の役割』(東京大学出版会、1987年) 137頁。RESTATEMENT (SECOND), TORTS § 46 が、このような行為により過酷な精神的苦痛を引き起こしたときに不法行為の成立を認めるべきであるとする。

Prossor and Keeton ON THE LAW OF TORTS 60 (5th ed. 1984) に同旨。

¹⁰⁸ 田中=竹内・前掲注(107)137-138頁。

また、「苦痛」が、全ての非金銭的損害に関する陪審の考慮のために多様な状況に対応できるカテゴリーを提供できることについて、Bovbjerg et al., *Valuing Life and Limb in Torts: Scheduling "Pain and Suffering"*, 83 NW. U. L. REV. 909, 912(1989)参照。

のである¹⁰⁹。

苦痛と CVM は、多くの同様な批判にさらされている。苦痛と CVM 間の第一の重要な類似点は、この二つの評価システムが同様な手法上の困難に直面するところである。どちらも完全賠償と金銭的損害填補のギャップを評価する。非利用価値は、ある場所における全自然資源損害と利用価値の評価との差に相当する¹¹⁰。一方、苦痛は全損害と治療費や喪失した賃金のような金銭的損害との差に相当する。物理的あるいは市場的な損害把握から離れて、このようなタイプの価値は、「無形の損害 (intangible loss) が金銭的用語で評価されなければならない」¹¹¹ ときに必然的に生じる不正確さと挫折に直面する。両方の評価システムとも経済的分析に対して非通約的 (incommensurable) であり、同様な方法でこれらの評価の問題に法システムがアプローチすることを要求するのである。そして、それが陪審員室であるか面接テーブルであるかの違いはあるものの、非市場的損害を決定する手続きは同じ前提に基づく。つまり、これらの損害を決定する唯一の方法は、評価者自身の評価システムを省察し、それからそこに存する本質的価値に対して価格を設定しようとすることである。CVM は、その評価手続きにおいて陪審の審議よりも慎重な科学的構造を負わされている。苦痛に対する陪審評決は、極度に洗練されていないコントロールのきかない CV 手続き以上のものではないのである。CV が従ってきた学問的、経済学的な厳格さの試練を課せられるのであれば、陪審評決は CVM よりも相当に劣るものと言わざるを得ない。十中八九、陪審評決はより洗練された CV 調査に比して事実に基づくものでもないし、主観的な主張やバイアスに左右されがちなものである。

非市場的な価値を評価する際の物理的・実地的な困難よりも、少なくとも苦痛に関する事例においては、不法行為システム中にこれらの価値を包含することから得られる財産的、哲学的価値の方が高いのである。不法行為システムにおける苦痛の役割を支持する理論的根拠が自然資源損害評価における非利用価値の包含にも当てはまることは驚くにあたらないことなのである。

また、苦痛に関する事例においては、個人は苦痛の損害に対して明瞭に金銭で言い表されるような評価基準をもっているわけではない。それにもかかわらず、これらの損害を金銭化されない感覚から現金へと移しかえる手続きはこれまでもなされてきたものであるし、被害の程度によって費用が変わるというわれわれの直感を途絶させる結果をもたらすものでもない。仮にその結果が論理的で秩序をもったものでなくても、苦痛に対する評価を否定するものではないのである。非利用価値についても同様であるべき所以である¹¹²。

¹⁰⁹Dobbins, *The Pain and Suffering of Environmental Loss: Using Contingent Valuation to Estimate Nonuse Damages*, 43 DUKE L.J. 879(1994).

¹¹⁰ *Id.* at 937-938.

¹¹¹ NOAA Panel Report, *supra* note 62, 4611.

¹¹² Dobbins, *supra* note 109, at 939-941.

Rutherford et al. *Assessing Environmental Losses: Judgments of Importance and Damage Schedules*, 22 HARV. ENVTL. L.R. 51, 59 (1998) も非金銭的損害に対する救済

苦痛の評価と同様に、非利用価値が金銭によって通約される (commensurable) 必然性はなく、CVM が非利用価値と金銭の大まかな相関関係を確立するものであると理解するのであれば、その非通約性 (incommensurability) こそが非利用価値の本質と考えられることになる¹¹³。そして、このような価値を単純に金銭にかえることについては倫理的側面からの反論もあるが、本稿ではこれ以上立ち入らない¹¹⁴。少なくとも苦痛がアメリカ不法行為法の中で果たしている役割と同じ意味において、CVM を通じた非利用価値が認められる可能性があることを結論としたい¹¹⁵。最後に法を効率性の観点から考察する「法と経済学」を代表する R. ポズナー判事の苦痛に関する法廷意見を紹介する¹¹⁶。非財産的な価値が効率性だけで説明できるという例としてではなく、CVM への批判に対する回答になり得るものとして、損害賠償にかかる米国における社会的要請を代表する例として挙げることで小括するためである¹¹⁷。そして、わが国では財産的なものの侵害、人格的なものの侵害のそ

は正確な金銭的価値の評価でないことを主張する。

¹¹³ RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 903 (1979) は、「金銭的利益」(pecuniary interests) と「肉体的被害あるいは精神的苦痛」(bodily harm or emotional distress) を区別した上で次のようにいう。「しかしながら、不法行為が肉体的被害あるいは精神的苦痛を惹起したときは、法は被害者をもとの状態に修復することはできない。肉体に対する被害あるいは苦痛や屈辱によって引き起こされた感情は金銭的損害と類似しているとはとてもいえず、金銭の合計額は心の平和と同等なものではない。それにもかかわらず、苦痛や屈辱に与えられる損害賠償は填補(compensatory)と呼ばれる。被害者は、彼が被り、被るかも知れないものに対して何らかの金銭的見返り(pecuniary return)を受ける。被害によって引き起こされた損失を算定する尺度はなく、それゆえに損害賠償として付与される合計額と被害の程度の間には大まかな対応があるのみである」。

¹¹⁴ See M.J. Radin, CONTESTED COMMODITIES, at 191-202 (1996). レイディンは、苦痛に関する伝統的な法的立場が非通約性に依ることを主張する。著書紹介として桂木隆夫「人間の豊かさを商品化することはできるか」[2000-2] アメリカ法参照。尚、吉田邦彦「環境権と所有権理論の新展開 —環境法学の基礎理論序説—」『新・現代損害賠償法講座第二巻権利侵害と被侵害利益』(日本評論社、1998年) 207頁以下は、レイディンの人格的所有権理論における「人格」が「共同体的利益ともつながりそれに配慮するコンテクスチュアルな自我として『人格』を捉えるならば、環境利益は必ずしもそれ程人格と隔たるものではない」ことを示唆する。

¹¹⁵ 一方で先に紹介したエクソン社主催のシンポジウムにおいて、不法行為法が、加害者のネグリジェンスによって死亡した友人の死による悲しみのように損失の要素を評価するのが難しい損害を含めることができないと強調する見解もあった。したがって、CVMによる自然資源評価は不法行為法に矛盾するとするのである。See Steven Shavell, CONTINGENT VALUATION OF THE NONUSE VALUE OF NATURAL RESOURCES IMPLICATIONS FOR PUBLIC POLICY AND THE LIABILITY SYSTEM, 371-74 (Hausman, ed., 1993).

¹¹⁶ Kwansny v. United States, 823 F. 2d 194, 197 (7th Cir. 1987). 事例は、医者へのネグリジェンスによって死亡した退役軍人の家族によって提起された不法死亡訴訟 (wrongful death action) である。

¹¹⁷ Posner は、社会に対する全ての損害が潜在的責任当事者によって考慮されることを確実にする必要性を説く。See Posner, ECONOMIC ANALYSIS OF LAW 227 (5th ed. 1998).

れぞれについて、財産的損害の賠償と精神的損害の賠償の双方の可能性を認め、あとは具体的な場合に応じて、不法行為成立(賠償請求権発生)の根拠となりうる損害かどうかの認定の問題とするので、CVMを通じた自然資源損害を認める素地は米国以上に十分にあると思われるのである¹¹⁸。

われわれは、苦痛が実際の費用 (real cost) ではなく不法行為訴訟において認められる事項であるべきでないと信じる研究者に同意することはできない。苦痛を好む者などいないし、ほとんどの人々は苦痛から免れるために喜んで相当な金額を払うであろう。仮に苦痛が損害賠償において回復できないものであれば、ネグリジェンスの費用は不法行為者にとって安価なものとなり、より多くのネグリジェンス、より多くの事故、より多くの苦痛、したがってより高い社会的費用が発生するであろう。

これに対して Radin, *supra* note 114, at 200 は、Posner が「実際の費用」という概念を使うことに対して不快感を表明する。

¹¹⁸ 幾代通＝徳本信一『不法行為法』(1993年、有斐閣) 278頁参照。

また、本章の出発点である問題意識は、牛山積「私権としての環境権とその私法的救済」*Law School*20号33頁(1980年)における「従来の私法上の権利は、個人的利益の保護を目的としていたが、被害の地域的広がりを権利侵害の内容として主張しうる権利、環境全体の価値を主張しうる権利としての環境権は、伝統的な私法上の権利と異質なものであることを否定しえない。しかし、環境が有限であり、かつ人間の生存にとって不可欠の条件であるという認識に基づいて環境共有の法理が生まれてきたことを承認するかぎり、個々人の法律上の利益を超えて環境破壊を阻止する権利が認められることは自然の結論である」とする主張に示唆を受けている。

第三章 自然資源損害のとりえ方

一 わが国における射程

自然や環境に対する損害に対して、米国においては自然資源の利用にかかる価値にとどまらず、風光明媚な景観を見ることができる可能性（実際にそこを訪れるかどうかは関係ない）、つまり利用に無関係な景観の存在自体の価値が評価されえることを第二章にて紹介した。

OPA 下においては、連邦政府、州政府、インディアン部族等が、公共信託財産である自然資源の「受託者」(trustees)として、自然資源損害について責任当事者を追及する任にあたる¹。公共信託理論が認知されていないわが国の現状では、公共信託理論を根拠に、公有水面の埋立てを違法としたり、公共財産に悪影響を与える工事の差止めを認めるようなことは無理といわざるをえない²。しかしながら、例えば、回復困難な名誉毀損や回復不可能なプライバシー侵害において差止の有効性がとりわけ大きいとしても、現実的な状況からすれば差止が常に有効に機能するというわけではなく、有効な損害賠償を必要とするのと同様に³、自然資源の有効な損害賠償のための基準を本章において検討したい。

やはり第二章五において、自然資源損害の中でもその外延部分ともいえる利用に無関係な非利用価値に対する損害を、米国の不法行為法における「苦痛」(pain and suffering)に対する救済の法的な受容に関連づけて正当化する理論⁴を紹介した。そして、わが国では財産的なものの侵害、人格的なものの侵害のそれぞれについて、財産的損害の賠償と精神的損害の賠償の双方の可能性を認め、あとは具体的な場合に応じて、不法行為成立（賠償請求権発生）の根拠となりうる損害かどうかの認定の問題とするので、自然資源損害を認める素地は米国以上に十分にあるとしたのであるが、この点についても検討を加える。

二 費用便益分析に対する批判

市場で取引されない環境の便益を測定する方法として、擬制的な市場を用いる手法として擬制市場評価法 (Contingent Valuation Method ; CVM) を第二章にて概観した。しかしながら、自然資源損害を評価するときに CVM を通じて非利用価値が認められる可能性があることを結論としたときに、この手法が日本の高度経済成長が引き起こした公害にそ

¹ 33 U.S.C. § 2706.

² 畠山武道『自然保護法講義』（北海道大学図書刊行会、2001年）47頁。

³ 窪田充見「人格権侵害と損害賠償—人格的利益の侵害を契機とする民法709条についてのスケッチ—」民商法雑誌 116 卷 4=5 号（1997年）562頁参照。マスメディアによるプライバシー侵害に力点を置いた場合、不法行為が「経済的営み」としてペイしないようにするために、サンクションとしての不法行為法の機能により光を当てながら解釈論を展開するというところに一定の合理性が認められるとする。

⁴ Dobbins, *The Pain and Suffering of Environmental Losses: Using Contingent Valuation to Estimate Nonuse Damages*, 43 DUKE L.J. 879 (1994).

の役割を果たせるものでないことはことわっておかなければならない。

水俣病について、岡敏弘教授は次のように述べる⁵。「狭い地域に公式に認定された者だけで2000人を超える患者が出ており、魚を多食する人にとっての危険は、通常の意味でのリスクの分析の対象とはなりえないほどの水準に達していたであろう。そうした災厄を人に負わせることは、明らかに人権侵害である。人権の尊重は、この社会では、衡平を構成する非常に重い価値である。したがって、水俣病を非常に高い確率で起こすような行為に対して、仮に費用便益分析を使ってどのような効率性の数値を出したとしても、その結果は衡平の基準の前に無力である。また、次のような見方もできる。重い有機水銀中毒は死亡に匹敵するとみなしても問題ないであろうから、その確率がきわめて高い水準に達した場合、それを負うことのWTAは無限大になるであろう。そうすると、重い有機水銀中毒を高い確率で起こす行為の費用は無限大になることが明らかであり、その便益を推計する意味がなくなるのである」。

したがって、経済システムからのアウトプットによる環境への悪影響について、二つの場合を区別し、自然資源損害の位置づけを明確にした上で論じるべきであろう。吉田克己教授は、①環境悪化が、生命・身体など、「人格権」としての法的保護の対象になるような人格的利益の侵害の原因になる場合と、②生活環境を悪化させてはいるが、右のような人格権侵害にまでは至っていない場合に分け、これを理論化する試みとして広中理論に注目する⁶。

広中俊雄教授によれば、個々の財貨がすべて商品としての性質を帯びる傾向をもつこの社会は、もろもろの財貨はそれぞれある者に帰属し帰属主体の意思に基づいて他の者に移転せしめられるという社会意識を、社会構成員の間に生じさせ、このような社会的意識に結実しているものとしての、個別主体への財貨の帰属および帰属主体の意思に基づく財貨の移転という仕組みが、「財貨秩序」とよばれる⁷。対して、人格的利益の帰属に対するさまざまな侵害に対抗して、「人格の尊厳」、「人間の尊厳」、「個人の尊厳」というような標語的表現を生み出しつつ、個々の人間はすべて人格的利益の帰属主体として認められ人格的利益の帰属に対する侵害から護られるべきであるという社会的意識に結実しているものとしての、個々の人間がすべて人格的利益の帰属主体として扱われる仕組みが、「人格秩序」とされる⁸。そして、この「人格秩序」の周辺には、外郭秩序としての「生活利益秩序」が存在する。他人の生命・身体(健康)を害するまでにはいたらないが他人の享受してきた環境を悪化させてその生活に不快な影響を及ぼす行為は、ある限度を超えないかぎり、その他人において受忍することを期待され、その限度(受忍を期待される限度)を超える場合には一受忍を期待される限度は当該地域の性格(住居地域地域か商業地域か等々)その他さま

⁵ 岡敏弘『環境政策論』(岩波書店、1999年)156頁。

⁶ 吉田克己『現代市民社会と民法学』(日本評論社、1999年)242頁-243頁。

⁷ 広中俊雄『民法綱要第一巻総論 上』(創文社、1989年)3頁。

⁸ 広中・前掲注(7)13頁。

さまの要因によってきまる一、他人の生活利益を「生活利益秩序」に反して不当に害するもの（以下、「生活妨害」という）と評価される。また、「人格秩序」で問題となるような「帰属」を問題としない生活妨害として、日照妨害、通風妨害、採光妨害、眺望妨害、騒音、振動、煤煙・悪臭等による空気汚染、汚水・廃液等による水汚染のような物理的ないし化学的なもののほか、売春宿・賭博場等の経営による風俗汚染のようなものも、生活妨害となりうるとしている⁹。

本章で問題となるのはこの外郭秩序の領域であり、損害論の観点からこれをみるときに克服しなければならない問題を明確にしておかなければならない。非利用価値を含む自然資源損害が法的保護の対象として捉えられるかどうか、つまり、これが生活利益秩序違反に含まれるものだとしても、何を損害と想定するのかという疑問と、またそのように想定した損害の金銭的評価に困難を伴うことである。つまり、「帰属」を問題としない自然資源損害を、私的利益の擁護を目指す民事訴訟の提起とどう結びつけていくかという問題である¹⁰。淡路剛久教授は、環境民事訴訟を、①個人的被害の賠償を求める「公害賠償訴訟」、②個人的被害の原因となっている原因行為の差止めを求める「公害差止訴訟」、③個人的被害に至らない環境損害の賠償を求める「環境賠償訴訟」、そして④環境破壊の差止めを求める「環境保全訴訟」に分類する。そして、③の環境賠償訴訟は、民事訴訟法上根拠規定がなく、現在の法制度の下では困難だとされる¹¹。

なお、淡路教授は、立法論としては、個人的被害に還元されえない環境に対して、環境の管理者である国や自治体に特別な損害賠償の訴権を認め、また、国や自治体が行わないときには、国民や自治体の住民がこれに代位して訴訟を提起することを認めることを提唱し、環境破壊が自治体の管理する公物に生じた場合に、自治体の首長あるいは職員が違法に財務行為をし、あるいは環境被害を生ぜしめた加害者に損害賠償をしないことをもって、地方自治法旧 242 条の 2 による住民訴訟を提起する方法の活用を解釈論として主張する¹²。

三 人格権と生活利益秩序

ここで前述した広中理論に対する論者の評価に若干言及しておきたい。中山充教授は、人の生命、健康又は快適な生活は、第一次的には財産的利益ではなく、人格的利益であり、公害で侵害される人格的利益が保護されるべきことは当然であるとした上で、どの範囲の人格的利益をどのような具体的事実のある場合に保護すべきかを問題とする¹³。そして、人

⁹ 広中・前掲注(7)19頁。

¹⁰ 吉田・前掲注(6)248頁参照。吉田教授は、これらを踏まえた損害論の構築が、民法学の今後の課題であるという。

¹¹ 淡路剛久「環境民事訴訟の展開」法教 269号(2003年)26-34頁。

¹² 淡路剛久「公害環境訴訟の課題」淡路=寺西俊一編『公害環境法理論の新たな展開』(日本評論社、1997年)76頁。

¹³ 中山充「公害の民事責任と権利侵害・違法性・過失」奥田昌道先生還暦記念『民事法理

格権の保護利益について、これを生命、健康に限定する広中説と、もっと広く快適な生活を含むとする説との対立を述べる¹⁴。そして、前説では、生命、健康の侵害の有無だけで人格権の侵害の有無が決まり、かつその侵害があれば常に損害賠償責任と差止責任が認められるのに対し、後説では、人格権の侵害の有無を判断する際、又は差止責任の成否を判断する際に、侵害の程度のほかに加害行為に関する他の諸事実をも考慮しなければならない場合があるとされる。また、後説に関しては、生命又は健康の侵害があるときであっても侵害の程度以外の諸事実をも考慮して責任の成立を認めるという最終結論を出した上で、その場合には人格権の侵害があると構成するならば、ある場合に権利の侵害と認定される同質の利益の同程度の利益が、他の場合には権利の侵害と認定されないことが起こりうるので、この説は権利の内容を不明確ないし希薄にする危険を持つことを述べている。しかし、他の諸事実に関係なく侵害から保護されるべき利益の侵害を、権利の侵害と定めるならば、後説でも人格権の内容は明確になるというのが中山教授の主張である。権利の主体が生活する地域において通常である生活利益がそのような保護利益に当たり、それへの侵害があれば加害者が少なくとも損害賠償責任を負うと構成すればよいというのである¹⁵。

広中説は、生活妨害にあたるものとして、日照妨害、通風妨害、採光妨害、眺望妨害、騒音、振動、煤煙・悪臭等による空気汚染、汚水・廃液等による水汚染のような物理的ないし化学的なもののほか、売春宿・賭博場等の経営による風俗汚染をあげていた¹⁶。また、大塚教授は、差止めに関する論考においてであるが、人格的利益を(i)生命侵害及び健康侵害(疾病の発生)、(ii)疾病に至らない潜在的な健康侵害(比較的軽い喉の痛み、食欲不振、比較的軽度の不眠等ないし重大な精神的侵害(事務・勉強に対する重大な妨害、煩雑な会話の断絶、テレビ等の視聴の煩雑な妨害、思考力の著しい減退等)、(iii)単なる不快感をはじめとする軽微な精神的侵害(事務・会話・勉強等に対する軽度の侵害、圧迫感等。なお、日照妨害、眺望阻害等もここに含まれる)に分類する。(i)、(ii)を人格権侵害とみなせばよいとし、(iii)は「感情の領域」の問題であり、これを人格権侵害とすると、その外延は著しく広がり、権利の実質を伴わないものになってしまうからであるとする¹⁷。単なる不快感をはじめとする軽微な精神的侵害は人格権侵害ではないと構成している点で広中理論に通じる¹⁸。

四 生活利益秩序侵害に対する損害賠償

それでは生活利益秩序侵害について損害賠償はいかにして機能するであろうか。先に言

論の諸問題上巻』(成文堂、1993年)448頁。

¹⁴ 後説について、澤井裕『公害差止の法理』4-19頁参照。

¹⁵ 中山・前掲注(13)449頁。

¹⁶ 広中・前掲注(7)19頁。

¹⁷ 大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察—物権的妨害排除請求と不法行為に基づく請求との交錯—(八・完)」法学協会雑誌107巻4号524頁。

¹⁸ 中山・前掲注(13)453頁。

及したように、「生活利益秩序」は、人間がある生活環境から「人格秩序」の要請たる健康な生活の確保（生命・身体の安全の確保）に加えて享受しうる利益に関するものであるという意味において、「人格秩序」に対し外郭秩序たる性格をもつものであり、ここでは、環境からの生活利益の享受が問題となるのであって、「人格秩序」で問題となるような帰属が問題となるのではない¹⁹。それは「権利」の問題とはなりにくい。しかしながら、不法行為に基づく損害賠償請求は、現在では、厳密な意味での「権利侵害」がある場合に限定されず、保護に値する法的利益の違法な侵害がある場合に認められている。したがって、生活利益秩序侵害に基づく損害賠償請求が成立する可能性があることには、特に問題はない²⁰。

ここで、吉田教授は、伝統的な民事訴訟イメージとの比較において、二つの注意点を挙げる²¹。第一に、生活利益秩序侵害に対する民事訴訟の場合には、違法性判断のあり方が「権利侵害」の場合とは異なってくることである。「権利侵害」の場合には、直ちに原則として違法評価をなすべきであるのに対して、権利侵害まで至らない法的利益侵害の場合には、侵害行為の態様も含めた総合的判断が違法性評価のために必要と考えられるからである。そして、我妻相関関係理論および受忍限度論は、まさにそのような思考様式に適合的な理論とされるのである。

第二に、伝統的な不法行為法が主として想定していたのは、差額説的な発想に基づく財産的損害である。これは、侵害される利益が「権利」であり、かつ、それが財産的権利である場合に最も適合的である。しかし、ここでの問題のような生活利益秩序違反の場合には、何を損害と想定するか、またそのように想定した損害の金銭的評価が、なかなか難しい。そのような困難性は、訴訟が単なる私的利益の擁護ではなく、公共的利益の擁護を指す場合には、増幅するとされる。

これら二つの特徴は、自然資源に対する損害賠償の内容を定めるにあたって、それを金銭評価の対象としてどのように捉えていくかを論じようとする本稿において重要な意味をもって来る。第一の特徴は本章八で述べる景観訴訟に通じるものであり、また、第二の特徴に対しては、CVM が示唆するところが極めて大きいのである。

五 慰藉料の枠組みと擬制市場評価法（CVM）

ところで、わが国では財産的なものの侵害、人格的なものの侵害のそれぞれについて、財産的損害の賠償と精神的損害の賠償の双方の可能性を認め、あとは具体的な場合に依じて、不法行為成立（賠償請求権発生）の根拠となりうる損害かどうかの認定の問題とするので、非利用価値を含む自然資源損害を認める素地は米国以上に十分にあるということを出発点のひとつとした。その意味するところのひとつは、民法 710 条が被侵害利益の種類を問わず、非財産的損害の賠償を認めているために、人格権侵害タイプの不法行為

¹⁹ 広中・前掲注(7)19頁。

²⁰ 吉田・前掲注(6)247頁。

²¹ 吉田・前掲注(6)247頁。

において慰藉料の賠償を認めるということ自体に関する困難は全く存在しないということである²²。しかしながら、諸般の事情を考慮して裁判官が裁量的にその額を創造することができる慰藉料に枠をはめることは試みられてよい²³。この枠としての CVM の可能性を以下で検討する。

六 自然資源損害と「苦痛」(pain and suffering) の評価システム

自然資源損害と米国不法行為法における「苦痛」(pain and suffering) との共通性が評価システムの観点から一応認められることについては第二章五を参照されたい。自然資源損害の定義についても第二章一および二を前提に、ここでは市場で取引されない環境の便益、つまり景観や大気の質、あるいは水質の改善などの環境の利益を考慮したものとしておく。釣り人、鴨猟のハンター、樵、鳥類学者などが自然資源環境を利用し、自然から得る便益としての利用価値 (use value) と、人々の非利用価値 (non-use value) として表現されるものに対する選好を通して捉えられる価値を合わせ持つものである。そして、米国においては内務省が CERCLA のもとで自然資源損害が破壊されたときの損害を評価する方法について検討をし、そこで認められた CVM が、人々の支払意思額 (WTP)、または損失をがまんするための補償としての受入補償額 (WTA) を質問するという直接的アプローチで後者の損害額を評価することを可能とするのである。

繰り返しになるが、J.C.ドビンス教授は、自然資源損害の評価システムのひとつである CVM と「苦痛」(pain and suffering) の評価システムとの類似性を以下のように整理している。第一に、どちらも金銭的損害に対する賠償 (compensation for monetary loss) と被害の完全な賠償 (full compensation) とのギャップを評価するものである。つまり、非利用価値は、ある場所における全自然資源損害と利用価値の評価との差に相当する。一方、苦痛は全損害と治療費や逸失した賃金のような財産的損害との差に相当し、このような無形の損害 (intangible loss) が「金銭的用語で評価されなければならない」ときに CVM と同様な手法上の困難に直面するとされる。第二に、苦痛に関する事例においては、金銭で明瞭に言い表されるような評価基準をもっていないにもかかわらず、これらの損害を金銭へと移しかえる手続きはこれまでもなされてきており、苦痛に対する評価が否定されるわけではない。非利用価値についても同様であるべきということである²⁴。

ただし、論理を飛躍させないために、利用価値の損害賠償自体も自明でないことについて注意をはらわなくてはならない。まず、物に対する請求権利があることを前提とした場合の、物の滅失・毀損における損害項目を想定してみよう。被害者がその物を用いて利益

²² 窪田・前掲注(3)560頁。幾代通＝徳本信一『不法行為法』(有斐閣、1993年)278頁は「財産権侵害の場合にも精神的損害が問題になりうることは(たとえば、特別な愛着をもつ所有物が損壊された場合)、710条の法文からも明らかである」とする。

²³ 潮見佳男『不法行為法』(信山社、1999年)93頁。

²⁴ Dobbins, *supra* note 4, at 938.

を得ていたような場合、滅失・毀損によりこれを失ったとすれば、賠償請求ができる²⁵。それは、権利侵害の結果、被害者の総体財産に波及した不利益だからである²⁶。このような得べかりし利益の喪失＝消極的財産損害（財産増加の妨害）は、被害者が確実に取得しうるものであったことが、賠償の要件とされる²⁷。しかしながら、先に自然資源損害の場合における利用価値の例として挙げた釣人の利益をはじめいわばレクリエーション利用の価値を加害者に賠償させることは容易ではない。「道路とか、公園とか、海岸などを、私達が自由に利用することのできる利益は、これ迄の行政法学では反射的利益であると考えられてきた」²⁸という事情もある²⁹。

論点をもとに戻すと、米国では、故意または重大な過失により常識外れの行為で他人に重大な精神的損害を生ぜしめたことは、たとえそれによって身体または財産に損害が生じていなくても、また名誉毀損その他の不法行為の構成要件に該当しなくても、それ自体不法行為を構成することを認める方向に進みつつあると評せられている³⁰。ただし、少なくとも現在のところ、単なる過失によって精神的損害を生ぜしめたことは、限られた例外を除き、それ自体では不法行為を構成しないものとされているのである³¹。つまり、身体的侵害をとまわらない精神的苦痛だけを基礎に救済が与えられるケースは稀ということである³²。

²⁵ 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第3版）』（有斐閣、2001年）232頁。

²⁶ 澤井・前掲注(25)参照。車の場合、代車の購入までに必要な相当期間内の収益、収益ではなく、「使用」そのものも利益であり、レンタカー会社の平均的レンタル料金、友人からの代車賃貸料、タクシー代金などとして算定される事例が挙げられる。

²⁷ 前田達明『民法VI2（不法行為法）』（青林書林、1980年）306頁以下。

²⁸ シンポジウム「海浜地の埋立てをめぐる法律問題」日本土地法学会編『近代的土地所有権・入浜権』（有斐閣、1976年）236頁[真砂泰輔氏発言]。

²⁹ 一方、米国での事例としては、DAVID J. CHAPMAN & W. MICHAEL HANEMANN, ENVIRONMENTAL DAMAGES IN COURT: THE AMERICAN TRADER CASE (Department Agriculture and Resources Economics and Policy Division of Agriculture and Natural Resources University of California at Berkeley Working Paper No. 913, 2000)参照。米国において、自然資源損害評価を用いた損害賠償の訴訟は和解に終わることが多いが、1990年にカリフォルニア州で起きたアメリカン・トレーダー号油濁事故では、被告企業が和解案に抵抗して裁判で争い、州裁判所陪審がレクリエーションの損害賠償として1275万3071ドルの支払いを命じる評決をした。この裁判においては、6つのレクリエーション活動が提示された。(1)一般的な海岸の利用、(2)サーフィン、(3)私的なボート遊び、(4)ボートのチャーターによる釣り、(5)ホエール・ウォッチング、(6)ロス・アンジェルス海岸沖のカタリーナ小島への遊覧である。ランニングやハイキング等の他のレクリエーションについては、データが入手できないことにより断念されたのと同様に、非利用価値の喪失に対する請求はなかった。

州裁判所は専門家および弁護士費用437万ドルをレクリエーション活動の損害に加えた総額1600万ドルの支払いを被告企業に命じている。

³⁰ 田中英夫＝竹内昭夫『法の実現における私人の役割』（東京大学出版会、1987年）137頁。

³¹ 田中＝竹内前掲・注(30)137頁。

³² W.PAGE KEETON ET AL., PROSSER AND KEETON ON THE LAW OF TORTS, § 54, at 361-64(5th

一方、わが国においてはこれらの無形の損害については慰籍料が問題とされる。そして、慰籍料によって処理されるということを自明の前提として受け入れ、慰籍料については裁判官の裁量によるほかはないと捉えるならば、ここでは大した問題は存在しないことになる³³。

前述したように、そこには非財産的な損害についての賠償責任の法理論の差がある。アメリカの過失不法行為法では、「苦痛」(pain and suffering)の賠償が認められるが、これは身体的侵害がある場合の身体的苦痛と精神的苦痛についての賠償である³⁴。これに対して、日本の不法行為法では、精神的損害だけの場合も同じ成立要件のもとに賠償請求をすることができる構造となっている³⁵。しかし、自然資源損害をそのような無形の損害に位置づけることだけで、わが国において人身侵害による損害の概念をめぐってなされた大きな論争を捨象することは許されまい。論じなければならないのは、ここから新しい損害概念を作りだせるかどうかということだからである。ここで自然資源損害にかかる論点のそもその前提である損害概念を明確にしておきたい。

七 損害の概念

損害の概念という場合、より抽象度の高い順に、①狭義の損害概念、②損害の種類、③具体的な損害項目が問題となる³⁶。自然資源損害を論じるにあたって具体的に問題となったのは、侵害された法益の性質や損害の態様によって区分した自然資源損害を構成する利用価値およびその外延部分をなす非利用価値に対する損害という損害の種類の問題であり、この区分にしたがった損害額の算定方法として CVM という米国で認められた手法の適用の可能性であった。この算定手法の出発点をなす損害そのものをどのように把握するのか(狭義の損害概念)を整理することで、評価の対象を明らかにし、また賠償の目的と、賠償によって実現されるべき状態を明らかにしなければならないのである³⁷。先に、非利用価値は、ある場所における全自然資源損害と利用価値の評価との差に相当し、「苦痛」は全損害と治療費や逸失した賃金のような金銭的損害との差に相当するとした主張を紹介した。非利用価値に対する損害とは何か検討をすすめる。

八 非利用価値とわが国における眺望・景観訴訟

非利用価値は、ある自然生態系をいま利用しないけれども、将来利用するかもしれないので、それが存在することに対して人々がもつ選好としての「オプション価値」と、将来

ed. (1984).

³³ 窪田・前掲注(22)558頁。

³⁴ 松浦以津子「損害論の『新たな』展開」『不法行為法の現代的課題と展開』(日本評論社、1995年)104頁。

³⁵ 松浦・前掲注(34)105頁。

³⁶ 高橋真「損害概念」新現代損害賠償法講座6巻(日本評論社、1998年)30頁。

³⁷ 高橋・前掲注(36)56-57頁参照。

も利用することがないとしても、自然生態系が存在することに対して、人々が選好としてもつ存在価値(existence value)をあわせもつものということができる。両方とも直接の利用の価値ではないからである³⁸。米国における NOAA 最終規則は、自然資源あるいは自然資源がもたらすサービスの全価値は、水泳、ボート遊び、狩猟あるいはバードウォッチングのように個人が自然資源の直接利用によって得る価値と同様に、自然資源が将来の世代にとっても利用可能であるということを知ることにより個人が引き出す価値を含むとしており、主にオプション価値に言及している³⁹。いずれにせよ、非利用の利用実績が観察されることは概念上ありえないから、非利用価値の計測には、直接的であれ間接的であれ、いかなる市場データも利用できない⁴⁰。したがって、擬制市場評価(CVM)がこれを含めて評価するための必要条件となるのである。

わが国でも擬制市場評価法を用いた質問調査は実施されている。環境経済学の研究者を中心に設立された「環境評価フォーラム」(鷺田豊明神戸大学教授代表)が1999年に実施した、「可動堰建設に関わる吉野川下流域の自然環境価値および代替案の経済評価について」を第一章で例としてあげた⁴¹。この調査は全国3500人への郵便調査にて行われ、可動堰による影響が危惧されている吉野川下流域の、流域泥干潟と生物の生息環境、河口干潟、景観などの自然環境の全国的な経済価値は2650億円と推計された。質問では、可動堰建設による自然環境への影響を確実に回避するために、同等の治水効果を持つ代替案を採用すると仮定して、その追加費用をまかなうための基金への世帯としての拠出の意思が尋ねられた。しかしながら、この調査はあくまで政策指標としての役割を担うものである。このような価値を損害概念として意味あるものにするには別の論証が必要である。

正しい母集団を選択することは、その財に対して支払う集団(すなわち、たとえば地方税という一定の支払手段に従って支払っていると推定される集団)が、それによって便益を得る集団と一致している場合にもっとも簡単である。支払う集団と便益を得る集団との相違が大きくなればなるほど、母集団の選択の問題が難しくなるという母集団のバイアスも克服しなければならない⁴²。

³⁸ 岡・前掲注(5)188頁。

³⁹ 15 C.F.R. § 990. 30(2003).

⁴⁰ 岡・前掲注(5)189頁。

⁴¹ 鷺田豊明=栗山浩一徳島県庁記者クラブ1999年5月18日記者発表資料「可動堰建設に関わる吉野川下流域の自然環境価値および代替案の経済評価について」
<http://rachel.econ.kobe-u.ac.jp/washida/>。

調査対象は、吉野川流域11市町村から、1,500サンプル、その他の全国から、2,000サンプルを、電話帳からの無作為抽出によって選定している。吉野川流域から643(43%)、全国から636(32%)の有効な回答数から得られた一世帯あたりの支払い意思額は、それぞれ13,946円、5,973円であった。これらの額に流域市町の166,888世帯、その他の全国43,940,968世帯を乗じて2647.8億円が算出された。

⁴² 母集団選択のバイアスを含むサンプリングと集計の問題については、R.C.MITCHELL & R.T.CARSON, USING SURVEYS TO VALUE PUBLIC GOODS: THE CONTINGENT VALUATION METHOD(1989), 邦訳(環境経済評価研究会訳『CVMによる環境質の経済評価—非市場財の

ここで留意しておきたいのが、わが国における眺望・景観訴訟である。そして、非利用価値という観点からこれを見るとき眺望阻害と景観破壊はやはり区別しておく必要がある。まず、眺望においては、特定の人間の被害が問題にされるのに対して、景観においては、万人の利益が問題となる点に両者の差がある⁴³。つまり、景観については、従来、日照や眺望などと異なり、個別的利益とは言い難いとの立場が有力であった⁴⁵。2006年の国立景観訴訟最高裁判決においては不法行為法の法的利益はであるとされたが、まずは、損害賠償請求事例が散見される眺望阻害に係る下級審判決を後の議論の前提としてあげておきたい。眺望阻害について損害賠償が認められた裁判例として、「原告らの主張する眺望権なるものは、その所有土地建物に居住していることによって得られる生活利益の一種をいうものであるところ、眺望も、地域の特殊性その他特段の状況下において、右眺望を享受する者に一個の生活利益としての価値を形成しているものと客観的に認められる場合には、濫りにこれを侵害されるべきではないという意味において法的保護の対象となると解すべきである」として慰籍料を認めた横須賀野比海岸事件判決⁴⁶、「特定の場所がその場所からの眺望の点で格別の価値をもち、眺望の利益の享受を一つの重要な目的としてその場所に建物が建設された場合のように、当該建物の所有者ないし占有者によるその建物からの眺望利益の享受が社会観念上からも独自の利益として承認されるべき重要性を有するものと認められる場合には、法的見地からも保護されるべき利益であるということが出来る」として眺望、景観及び展望性という環境条件に基づく土地の減価分を損害と評価した木曾駒高原事件判決⁴⁷がある。後者の判決は眺望という環境が保護された事例とはいいいくいの、

価値計測』(山海堂、2001年)を参照。

⁴³大阪弁護士会環境権研究会編『環境権』85頁(八代紀彦・西垣立也)(日本評論社、1973年)参照。

⁴⁴ 景観そのものの破壊が問題となった事例としては、行政処分取消等請求ではあるが、代表例として日光太郎杉事件の判決理由を挙げることができる(東京高判昭和48年7月13日、判時710号23頁)。判決は「これらの景観的・風致的・宗教的・歴史のおよび学術的価値を同時に併有するようものは、ひとり原告だけの利益としてではなく、広く国民全体に共通した利益・財産として理解されるべきであり、それは、社会的にみて重要な価値を有しているものと評価されるべきである」と述べる。他方、民事差止事例においては、「債権者は、被保全権利として宗教的・歴史的文化環境権(景観権)を主張し、その法的根拠を直接憲法の規定に求めるものようであるが、その内容、要件等が不明確であって、これを私法上の権利として認めることはできないものといわざるをえない」(京都ホテル事件・京都地裁平成4年8月6日決定、判時1432号125頁)、「吉野の景観・環境が歴史的価値を有し、それが保護に値する利益であるとしても、…原告らが主張する歴史的環境権という権利の意味内容は、差止請求権を発生させる権利としては、明確さを欠き、その主体・要件・効果等につき、その内容が差止請求権を発生させる権利として承認されるほど成熟しているとはいえず、少なくとも、現時点においては、原告ら主張の歴史的環境権を差止請求権の根拠となる権利として法的に許容することは困難」(吉野町ゴルフ場事件・奈良地裁葛城支部判決平成11年3月24日判タ1035号190頁)などと判示されている。

⁴⁵ 大塚直「国立景観訴訟最高裁判決の意義と課題」ジュリ1323号73頁。

⁴⁶ 横浜地裁横須賀支部昭和54年2月26日判決判時917号23頁。

⁴⁷ 大阪地判平成4年12月21日判時1453号146頁。

非利用価値を含む自然資源損害の概念とは異なるものではある。前者の判決は、眺望利益が法的保護を受ける要件として、「(イ) 景観についての一般の通念からみて、その景観を眺望することによって美的満足感を得ることのできる眺望価値のある景観が存在すること、(ロ) 当該場所の場所的価値がその景観を眺望しうることに多く依存しているものと考えられること、(ハ) 当該場所の周辺土地の利用状況に鑑みて、当該場所からの眺望を保持せしめることが、当該場所の利用にふさわしく周辺土地の利用と調和すること」および「(ニ) 当該場所を正当な権限によって占有し、継続使用する者ないしは使用継続しうる地位を有する者であること」をあげる。当該判旨は、眺望を利用価値のみに結びつけるものではないので、これまで述べてきた非利用価値を含む自然資源損害の概念に馴染むものである。しかしながら、(ニ) の要件に加えて、判旨が「眺望すなわち視覚対象としての風物は住民が等しく享有すべき無形の財産であり、それ自体が私権の対象となるものではない」と述べており、自然資源に対する侵害がなされた場合にその非利用価値を含めた保護を直接の射程内とするものではない。一方、人造湖の眺望を観光上の生命とする猿ヶ京温泉郷にある旅館（眺望と営業を結び付けている者）が、競争相手の旅館の増築工事によって、自分の旅館のうち、かなりの客室からの眺望が阻害されるとして申請した工事禁止の仮処分申請を認容した前橋・相生館事件⁴⁸について、澤井裕教授が、宿泊人の精神的苦痛・不快を媒介としているがゆえに、「程度の差こそあれ、実質はすべて人格権ないし人間に対する加害を意味することは疑の余地がない」とするのは興味深い⁴⁹。そのように宿泊客の人格権を認めることができるならば、ある地域に居住する住民が自然資源に見出す価値は、人格的利益としてなおさらに保護される可能性があるからである。

景観利益の法的保護に関しては、東京都国立市の通称「大学通り」に建設された地上14階地下一階の建物のマンションについて、東京地裁は2002年12月18日、被告明和地所株式会社に対して、建築は不法行為であるとして、20メートルを超える部分の撤去とそれを実施するまでの間、地権者である原告3名に1か月1万円の割合による金員の支払を認めた判示をした⁵⁰。「本件景観は同原告らを含む関係地権者らが地域住民や行政と連携しつつ長年にわたる努力の結果創り上げたものであり、その形成及び維持について複数の地権者らによる十分な理解と結束及びそれに基づく継続的な努力が要求されるという景観利益の特殊性と、本件建物による景観利益破壊の程度を総合考慮すると、本件建物のうち、少なくとも、大学通りに面した本件棟について高さ20メートルを超える部分を撤去しない限り、同原告らを含む関係地権者らがこれまで形成し維持してきた景観利益に対して受忍限度を超える侵害が継続することになり」、また、原告3名については、「前記景観利益の侵害という被害が認められるから、本件建物が完成し、景観侵害が現実化した後である検査済証の交付された日（平成13年12月20日）以降、本件棟の一部が撤去されるまでの間、景観利益

⁴⁸ 東京高判昭和 38 年 9 月 11 日判タ 154 号 60 頁。

⁴⁹ 澤井裕『公害の私法的研究』（一粒社、1969年）345頁参照。

⁵⁰ 東京地判平成 14 年 12 月 18 日判時 1829 号 36 頁。

の侵害によって同原告らが精神的苦痛を受けるものと認めることができ、その慰謝料としては、1か月各1万円の請求の範囲でこれを認めるのが相当である」という判断による。

四にて、生活利益侵害に対する損害賠償の伝統的な民事訴訟との比較においてあげた第一の特徴を想起してもらいたい。景観利益の侵害が「人格秩序」の周辺に外郭秩序として位置する「生活利益秩序」にかかるものとすれば、受忍限度判断を加えた本判決は、侵害行為の態様も含めた総合的判断を違法性評価のために必要とするこの第一の特徴にまさに合致するのである⁵¹。

一方、吉田教授は、本判決に関して景観利益の実態を素直に反映した法的構成であるかの、疑問が残るとした。第一に、本判決が景観利益の私人帰属を認める際の媒介項としたのが土地所有権であったことを批判し、むしろ人格的利益や人格権のレベルで把握すべきものであると主張する⁵²。第二に、土地所有権を媒介項に選ぶことによって、景観利益の公共的性格を切り落としてしまったことを指摘の上、判旨が自らの「景観利益」を私的なものと考えていることが明らかであるとされる。そして「その程度が受忍限度を超えていると認められて違法なものになり、不法行為になる」としていることを、眺望利益に関する不法行為成否の判断枠組みと同じものであり、本件の「景観利益」を私的性格を特徴とする眺望利益と同様に捉えていると批判されるのである⁵³。

この点に関しては、淡路教授が、景観を個人的眺望利益の広域的な集積と捉えれば、眺望権が広域化したものと理解でき、そう考えれば、眺望権と環境権との違いは相対的な差ということになるとされ、そのような場合の景観権の侵害は個人的法益の侵害を構成することを看過すべきでないとして留意されている⁵⁴。

この問題は本節で扱える小さい問題ではないが、外郭秩序における民事救済のあり方を考える上で取り上げなければならない、不法行為に基づく損害賠償の話、要するに、非侵害利益の公共的性格をどういうふうに法的構成に取り込むかという問題であると、やはり吉田教授が提示する問題点である⁵⁵。外郭秩序は、公共的利益を市民総体に割り当てる、他方でそれを個人にも割り当てているおり、個人の利益侵害に着目していかざるを得ない。ところが、個人の利益侵害というところだけしか見ていないと、不法行為の要件充足がとても難しいということになってしまう。さらに、外郭秩序違反行為については、一つ一つの損害を見ればすごく小さいということがある。これを訴訟で掬い上げる枠組みを作っていないと、直接には私的な利益が問題になっているけれども、民事的な利益の背後

51 一方で、淡路・前掲注(11)は、この判決が、土地に対する権利を基礎としていることや、差止請求権の根拠として権利構成ではなく、不法行為構成をとっているなど、形式的な法律論としては、環境権に近づいたものとは言いがたいが、それにもかかわらず、実質的には環境権としての景観権を一定程度実現しているという捉え方をする。

52 吉田克己『『景観利益』の法的保護』判タ 1120号(2003年)70頁。

53 吉田・前掲注(52)70頁。

54 淡路剛久「景観権の生成と国立・大学通り訴訟判決」ジュリ 1240号(2003年)73頁。

55 吉田克己「景観利益の法的保護 —《民法と公共性》をめぐって」慶應法学三号(2005年)94頁。

に公共的利益が厳然として存在しているという紛争の構図を法的に十分に捉えきれないのではないかとされる⁵⁶。ここでは、米国のCVMが示唆するところが大きい論点として認識しておきたい。また、私的利益の背後に公共的利益があるのだから、損害賠償の立証について、立証を少し緩和してもいいのではないかという議論⁵⁷にも通じる。十一で論じるアンケートによる被害認定にも連なる論点である。

なお、本件の控訴審判決は、「個々の国民又は個々の地域住民が、独自に私法上の個別具体的な権利・利益としてこのような良好な景観を享受するものと解することはできない」として原告の訴えを退けている。「特定の場所からの眺望が格別に重要な価値を有し、その眺望利益の享受が社会通念上客観的に生活利益として承認されるべきものと認められる場合には、法的保護の対象になり得る」が、公共的な利益である景観利益が認められるには至らなかった⁵⁸。

そして、平成18年3月30日、国立景観訴訟最高裁判決が出された⁵⁹。事案の結論としては、原告の主張を認めず、上告を棄却したが、「景観の性質、態様等によって異なりえるものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものもあるところ、現時点においては、私法上の権利と見做すような明確な実体を有するものとは認められないが、「民法上の不法行為は、私法上の権利が侵害された場合だけでなく、法律上保護される利益が侵害された場合にも成立し得るものである」とした。そして、本件のような建物の建築が景観利益の違法な侵害となるかどうかは、「被侵害利益である景観利益の性質と内容、当該景観の所在地の地域環境、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである」と判示した。

控訴審は、景観利益の不法行為法上の保護を正面から認めた本件第一審判決とまったく異なる判断をし、最高裁は、景観利益が法律上保護される利益であり不法行為による保護の対象となりうることを認めつつ、被告の行為態様等を考慮して違法性を否定するという判断を示したのである⁶⁰。吉村良一教授は、この判決が景観の形成・維持における互換的・相互制約的特質には言及しない結果、「近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者という、やや曖昧な範囲の者に景観利益享受を認めることになっており、積極的に形成・維持してきた者」と同様の保護を与えるということには疑問を呈している⁶¹。そのことによって主体の範囲が曖昧になるとの批判を招くことになるからである⁶²。

このような批判は、本稿にて焦点を当てているCVMにたいしても当てはまるどころである。

⁵⁶ 吉田・前掲注(55)95頁。

⁵⁷ 吉田・前掲注(55)99頁。

⁵⁸ 東京高判平成16年10月27日判時1877号40頁。

⁵⁹ 最判平成18年3月30日判時1931号3頁。

⁶⁰ 吉村良一「判批」法時79巻1号142頁。

⁶¹ 吉村・前掲注(60)143頁。

⁶² 吉村・前掲注(60)144頁。

しかしながら、自然損害を人格的利益のスクリーンを通して捉えようとする本稿においては、本判決が、「景観というまさに環境の部分に属する問題について、土地の所有権の範囲を大きく超えて環境的な人格的利益を認め」、「従来『環境』と考えられた部分に、人格的利益に関するものが含まれていることが『発見』された」⁶³ことはきわめて意義深い。本判決は、一般論については、従来にない多くの論点を含んでいるが、本節はこの点を指摘するところまでとし、次節の損害額のとらえ方に論をすすめる。

九 損害額のとらえ方

人格的利益の侵害を理由とする損害賠償は、侵害された権利・利益の性質からして精神的損害の賠償である⁶⁴。6でも述べたように、わが国の不法行為法では、財産的損害の場合も精神的損害の場合も同じ成立要件のもとに賠償請求をすることができる構造であるゆえに、非利用価値を含む自然資源損害が人格的利益として保護される素地がある。一方で、人身損害において、財産的損害と精神的損害とに区分し、さらに前者について、積極的損害と消極的損害とに区別してそれぞれに損害額を算定する方法は、「不法行為による損害とは、問題の加害行為の作用を受けた結果として現に存在する利益状態と、当該加害行為がなかったと仮定したならば存在したであろう利益状態との差である」⁶⁵とするドイツ民法学の影響のもとにわが国学説でとられてきたといういわゆる差額説が利益状態の差を金銭で表わす方法である。そして、差額説に立つ損害概念に対しては、近時、とりわけ公害・薬害・労災における人身侵害の場面で、いわゆる死傷損害説さらには包括的損害把握ないし包括請求方式をとる立場から激しい批判が加えられている⁶⁶。主に人身損害（以下侵害と損害をあえて分けずに論ずることとする）で論じられてきたこれらの批判ではあるが、そこで論議された理論の意味を自然資源損害の概念の中で整理してみたい。

ところで、本稿でいう自然資源損害の発生においては、必ずしも公害・薬害・労災におけるような人身侵害を前提とするものではない。そして、これから検討の材料とする包括請求・一律請求などの理論的發展は、主として人身損害を前提として展開してきたものである点には注意を要する⁶⁷。物の滅失・毀損のように、被害者の物的利益が侵害された場合（いわゆる物損）、侵害された利益が金銭的に評価可能なものであるため、通常は、侵害された利益を個別的・現実的に金銭に換算する算定方法がとられる。しかし、物損においても、水害において家屋が浸水し家庭生活を営んで行く上で大きな被害を被った場合や、公害による土壤汚染により農業被害が発生した場合には包括的算定方式が問題となる。これ

⁶³ 大塚直「環境訴訟と差止の法理」『平井宜雄先生古希記念・民法学におけると法と政策』（有斐閣、2007年）726頁。

⁶⁴ 潮見・前掲注(23)92頁。

⁶⁵ 幾代=徳本・前掲注(22)276頁。

⁶⁶ 潮見佳男「人身損害における損害概念と算定原理(1)」民商法雑誌 103 卷 4 号（1991年）509頁。

⁶⁷ 松浦・前掲注（34）90頁参照。

らの場合、侵害されたのは家屋や土地といった物的利益だが、その被害が多岐にわたっていることや被害の発生が長期的に継続していることなどから、個別的に侵害された額を算定することは、被害者にとって極めて困難である⁶⁸。

人身損害と物損の関係については、安中公害判決⁶⁹の研究⁷⁰が示唆を与えてくれる。安中公害とは、被告経営の安中精錬所の操業にともなって同精錬所周辺の相当範囲にわたり大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染による生活環境にかかわる被害が生じた事件である。本件で問題となった主要被害が農業被害という物的被害であることから、人身損害において発展してきた包括請求の考え方を自然資源損害においてもとることができるかを検討するのに参照価値をもっている⁷¹。ただし、以下はモノに対する権利があることが前提になっていることには注意を要する。四で述べたように訴訟が単なる私的利益の擁護ではなく、公共的利益の擁護を指す場合には、金銭的評価の困難性がさらに増幅するからである。

原告は、「被告が今日に至るまで長年にわたって加害行為を止めなかったことにより原告らの農業経営及び生活が破壊されてしまった点」を被害の特質と主張し、次のような要素に分解して被害を説明する⁷²。

- (1) 農作物の被害（水稲、大麦、小麦、陸稲、甘藷、野菜などの反当収量の減少と品質低下。重金属の含有）。
- (2) 養蚕の被害（桑の収量低下・有毒化。それによる掃立量の減少。減少した掃立量に相当する繭の減少。有毒葉による繭の品質低下）。
- (3) 農業経費の増大と労働強化（農作物の減収・有毒化の被害をとどめるため、土地改良用の肥料代や農薬代が増加し、養蚕の場合には、被害桑が使えないため、無被害桑を購入して養蚕をやり、桑代金の出費を余儀なくされるなど、農業経費が増大する。土壌汚染のために、深耕したり、土壌の天地返しをしたり、転作の工夫をするなどして労働が強化され、工場から遠く離れた場所に共同桑園を設ける場合に、そこまで桑を取りに行くなど労働が強化される）。
- (4) 農業規模の縮小等（農作物及び繭の減収によりあるいは出費の増大により、生活を維持するため農地を売却）。
- (5) 土壌汚染（今後、仮に発生源対策が完全になったとしても、将来にわたり半永久的に農作物の減収・有毒化の被害が続くことが確実である。土壌汚染防止法に基づく対策計画の対象地域はごく一部であり、かつ不完全なものである）。
- (6) 生活の絶対的貧困化（原告らは安中精錬所周辺のみ耕地を有している者であるから、

⁶⁸ 吉村良一『不法行為法 第2版』（有斐閣、2000年）147頁参照。

⁶⁹ 前橋地判昭和57年3月30日判時1034号3頁。

⁷⁰ 牛山積「安中公害判決の検討」『公害法の課題と理論』（日本評論社、1987年）41-78頁が嚆矢。

⁷¹ 吉村・前掲注(68)147-48頁は、単純な物損とは異なる面に着目して包括的な算定を認める牛山教授の説を被害の全体像を捉える理論として挙げる。

⁷² 判時1034号9頁以下。

その被害が長年続くことによって生活に必要な最低限の生産もできなくなり、原告らの生活レベルは最低のボーダーラインを割り、いわば絶対的貧困化の状態に陥った。

①農作物が減収化したことにより、主食は屑米や麦を食べざるをえず、②亜硫酸ガス等は住居を腐食させ、③生活の貧困化により新しい衣類、家具類の調達ができなくなり、④給食費、教科書代さえも支出できない程困窮した家庭もあり、高校進学を断念させた者もいる。

(7)家族生活の破壊(経済的な困窮と被害を減少させるための工夫・運動により肉体的に疲労し、営農の展望のないことなどから家庭生活が精神的にも全く余裕のないものになってしまった)。

(8)地域社会の崩壊(僅かな見舞金による公害反対運動の分断)。

(9)健康被害(呼吸器疾患、疼痛、尿たん白、尿糖疾患、指曲り症、歯疾患等。自分や家族がイタイタイ病に罹患しないかと不安の中で生活している)。

(10) 自然環境の破壊(安中精錬所周辺の山林に生育する樹木は、住民に対し四季の移り変りを楽しませていたが、排煙により生育を妨げられあるいは枯れて景観が損なわれ、原告らの屋敷内の樹木や花木も、その生長が止まりあるいは枯死した。また、周辺の河川が汚染されたため魚や昆虫などが死んでおり、自然環境の破壊が著しい)。

そして、原告は安中公害の特徴を次のように指摘する⁷³。(イ)一方的被害であり(立場の非交替性)、原告らにとって被害の回避は不可能であったこと(非回避性被害)、(ロ)長期にわたる継続的被害であること、(ハ)被害は多面的であり、深刻かつ広範囲にわたっていること、(ニ)生産量・利潤の拡大と原告らの農業被害の拡大とは歴史的におおむね一致し、被告は原告らの犠牲のうえに莫大な利潤をあげてきたこと、(ホ)被害が農作物の減収・有毒化にとどまらず農業経営と生活の破壊に至っていること、(ヘ)農作物の減収・有毒化の程度は、水系、地形、精錬所からの距離などをもとに共通の特色をもった地域に分けることができること、(ト)被告の行為には高度の犯罪性がみられること。

このような把握によって、原告は次のような金銭評価の方法が導かれるとする⁷⁴。第一が包括請求であり、いわゆる個別積上げ方式や財産的損害と精神的損害という二分法で安中公害の損害を把握することは不可能であるとするのである。つまり、上記(1)～(10)の損害は、それぞれ個々別々に取り出して評価できるものではなく、農業経営及び生活が破壊されたという社会的事実を損害として把握して、これを全体としてとらえて金銭評価をすることが正しいというべきだと主張するわけである。第二として、定型化アプローチが合理的であり、本件訴訟が大量訴訟で、個別損害の把握が困難であることなどからも正当化されるとする。第三は損害の完全回復、第四は損害の包括評価は、最終口頭弁論期日を基準とすべきこと、第五は、制裁的賠償を機能させる必要性である。

⁷³ 判時 1034 号 15 頁以下。

⁷⁴ 判時 1034 号 16 頁。

本稿における分析の主旨が、非利用価値を含む自然資源損害の捉え方およびその評価であるので、やや詳しく原告の被害の捉え方を紹介した。これに対する裁判所の行った判断の特徴は次のとおりであった。

- (1)人の生命、身体被害が問題になっているのではないことを理由に、包括請求を否定した。
- (2)原告が包括的損害の金銭評価にあたって三つの斟酌要素を主張していることをとらえて、原告の主張は実質的に従来の個別積み上げ方式と変わらないと解している。三つの斟酌要素とは、第一に農地利用別、地域類型別に推算された減収被害額、第二に減収被害をくいとめるために出捐を余儀なくされた出費増と労働の過重であり、第三に原告が蒙っている精神的苦痛である。
- (3)具体的算定方法としては、原告の主張した定型的アプローチ（モデル別算定方法）を採用している。しかし、その場合、包括的損害把握が基礎にあるのではなく、あくまで従来の個別主義的、実費主義的考え方が前提とされており、被害のとらえ方が耕作利益の侵害に、極めて限定されてしまっている。
- (4)一方で、被告の故意責任を認めつつも、そのことが賠償額の算定にどう反映されているかが明確でなく、また、制裁的賠償を否定している。
- (5)原告の請求額に比して認容額が著しく少なくなっている。合計 7993 万余円（請求額の 5%）。

牛山教授は判決について次のような批判を展開する。「包括請求方式が生命・身体に対する侵害と結合して採用されるようになったのは、人間の生命・身体の価値は平等であるべきだという理念が損害賠償法の領域において承認されたからである。これに対し、逸失利益算定の擬制的性格に対する批判は、個別損害積み上げ方式に代わって構想された包括請求方式をさらに強固とするために、個別損害積み上げ方式の欠点を指摘したものと評価すべきであって、それ自身で包括請求方式を導き出す十分な論拠とはなりえないというべきである。このように逸失利益算定の擬制的性格は、消極的な論拠であり、包括請求方式の不可欠な論拠でないばかりか、私は、損害算定の擬制的性格自体が合理性を持つことを認めるので、包括請求方式と個別損害積み上げ方式の併存を認め、方式の選択は被害者に委ねるべきだと考えてきた。個別損害積み上げ方式がもたらす被害者間における損害額の不均衡は、自らの選択によるものであるから、平等原則に反しない」⁷⁵。

本稿の問題設定は、わが国における財産的損害と精神的損害の二分論に基づき、非利用価値を含む自然資源損害が認められる可能性を検証するものであった。したがって、必ずしも人身損害を含まない自然資源損害を論ずるにあたって、物的被害にかかる包括請求方式の課題を手がかりに整理する意味があると考えられる。非利用価値を含めた自然資源損害となると、その損害は非常に多様なものになる。包括請求方式の第一の特質は、賠償の対象

⁷⁵ 牛山・前掲注(70)64頁。

となる損害の概念を「総体としての損害」として把握⁷⁶するならば、まさに適合的であるところである。第二の特質は、損害の立証方法について、被害者の被った損害を個別的に立証することを拒否してきたことである⁷⁷が、自然資源損害の個性的な全体像を鮮明にさせようとする指向と実行にも親和性があるところである。第三は、損害額の算定すなわち金銭的評価について、裁判官の裁量に終局的には委ねていることである。評価のルールが形式的・客観的に定立され、それゆえ裁判官の裁量の余地が狭くなる程度が高い個別損害積上げ方式とはこの点で明確に異なる⁷⁸。この点については、さらに次の算定原理の検討を要するところである。

十 算定原理

包括請求方式は、財産的損害と精神的損害という区別の排斥および包括的な損害把握をその前提としている⁷⁹。一方、繰り返しになるが、本稿はこれと対峙する二分論を出発点としてのものであったので、人身損害を前提に発展してきた包括請求方式の論理とその批判を整理することによっても、自然資源損害の算定原理へのアプローチを試みたい。なお、単に「包括請求」との用語が用いられるに際し、それが「包括的な損害把握」を指すのか、それとも「包括的に把握された損害を訴訟において請求する方式」を意味するのかが明確でない場合があるが⁸⁰、この点を明確に区別し包括請求方式を批判する潮見佳男教授の見解をベースとして、今一度二分論に光をあてて自然資源損害への適用の可否を検討する⁸¹。

潮見教授は、人身損害の場合には、人身に対する権利・利益侵害が家庭破壊・生活破壊にも至るものであるので、物損の場合に比して、従前の個別損害項目積み上げ方式では補足できないようなマイナスが生じる余地が多いことを指摘した点において、「包括的損害把握」の意義を認める。農業被害事例である安中公害判決に対する牛山教授の批判においても、このような包括的損害把握の必要性が示されていた。しかしながら、潮見教授は「包括的請求方式」においては、「過去の侵害行為当時の事実状態」と「侵害行為によって現在生じている事実状態」を仮に具体的に主張、証明しているとしても、比較の対象である「侵害行為がなければ現在あるであろう事実状態」を基礎づける具体的事実の主張、証明を伴わないので、包括的利益をどのように賠償の対象として確定し、算定するかという点に関して、その基準を欠くという批判を展開する⁸²。それゆえに、仮定的事実状態を、主要事実

76 牛山積「包括請求方式の課題と展望」『公害法の課題と理論』（日本評論社、1987年）27頁。

77 牛山・前掲注(76)28頁。

78 牛山・前掲注(76)28頁。

79 高蔦英弘「包括請求の現状と問題点」古賀哲夫＝山本隆司編『現代不法行為法学の分析』（有信堂、1997年）177頁参照。

80 高蔦・前掲注(79)177頁。

81 潮見佳男「人身損害における損害概念と算定原理(1)(2)」民商法雑誌 103 卷 4 号 509 頁以下、5 号 709 頁以下（1989年）。

82 潮見佳男「人身侵害における損害概念と算定原理(2)」民商法雑誌 103 卷 5 号 729 頁。

たる個別損害項目によって具体的に根拠づける必要があることにより、個別損害項目積み上げ方式を維持するのが適当であると主張されるのである⁸³。

そして、潮見教授の包括請求批判の中に具体的に自然資源損害の把握の契機を見出すとすれば次のような一節である。「損害の本質を事実状態の差と捉えたうえで、その差を権利・利益の本来的内容を考慮に入れて規範的に評価するという理解をする、換言すれば損害賠償請求権が本来の権利・利益の価値代替物の性質を有するとするならば、損害の評価に当たっては、被害者の具体的財貨帰属状態から離れて、私法秩序が権利・利益に対して割り当てた価値、つまり標準人に帰属する客観的価値について、最小限の損害としてその賠償を認めるという方向で調整するのが適当である」⁸⁴。

本章では、自然資源損害を人格的利益の侵害というスクリーンを通して捉えようと試みている。繰り返しになるが、訴訟が単なる私的利益の擁護ではなく、公共的利益の擁護を指す場合には、金銭的評価の難しさが増幅する。潮見教授は、権利主体が権利を有しもしくはその保持する利益が法的保護に値するということが、第一に、ある客体に対して私法秩序が一定の価値を承認し割り当てることにより、その保持ないし行使を正当化するという側面と、第二に、こうした私法秩序により承認された価値が当該権利主体に帰属しているという側面をもつという⁸⁵。そして、客観的価値の賠償を認めることにより初めて、権利・法益保持を正当化する私法秩序そのものの目的も達成されることになるので、「最小限の損害」として標準人に帰属する客観的価値について賠償を認める必要があるとするのである⁸⁶。そして、個別的損害項目の枠内でも、そのような客観的損害を最小限の損害として主張することができ、その際の視点としては、症度による類型化（特に逸失利益について）、原状回復の理念に基づく生活保障をも視野に入れた慰藉料額の算定ということが重要となると主張する⁸⁷。自然資源損害が、個人の利益というよりも、むしろ集団の利益を志向するので、モノに対する権利を前提とする物的損害と同一視はできないものの、安中公害判決に対する批判が人身損害賠償における包括的損害把握を物的損害まで拡張したのと同様に、自然資源損害においても同じ視点が意識されてもよいであろう。

牛山教授も「多面的、多様な損害を主張・立証するが、その金銭的評価は裁判官の裁量に委ねるといった素朴な包括請求にとどまりえない状況にわれわれはたどりついている」という状況分析をしている⁸⁸。結局われわれが直面するのは、包括的な損害把握を行うのであれ、二分法をとるのであれ、「損害の規範的評価の根拠（とりわけ回復されるべき状態＝

⁸³ 潮見・前掲注(92)726頁。

⁸⁴ 潮見・前掲注(92)727頁。

⁸⁵ 潮見・前掲注(92)728頁。

⁸⁶ 潮見・前掲注(92)728頁。

⁸⁷ 潮見・前掲注(92)728頁。

⁸⁸ 牛山積「包括請求方式の課題と展望」『公害法の課題と理論』（日本評論社、1987年）34頁。

仮定的事実状態のそれ)を示す事実—金銭評価の対象—を具体的に摘示」⁸⁹することなのである。

十一 わが国騒音被害の認定と CVM の共通性

わが国で自然資源損害が独自に争われた事例は少ない。しかし、たとえば水俣病は、水俣の地域の環境を汚染した、いわばその汚染の頂点としての水俣病の発生ということになる。損害賠償の場合に、病気になった損害と、病気になった人がさらにそのほかに環境を侵害された損害とは、分けて考えてもいいのではないか、その結果損害賠償の額もかわってくるという主張の中にも、自然資源損害をめぐる端緒を見出すことができる⁹⁰。熊本水俣病事件判決において、裁判所も、環境破壊に対する責任を損害論に反映させている⁹¹。一方で、裁判所は、「不法行為による損害賠償請求訴訟においては、損害はいわゆる主要事実をなすものであるから、相手方において防禦が可能な程度に、また相手方がその事実を自白すればそれにもとづいて法律効果を判断できる程度に具体的に主張しなければならない」と述べ、慰籍料の額を除けば、損害費目とその額およびその損害計算の根拠となる事実を具体的に主張するべきであるとして、個別損害積上げ方式に固執した。これに対して牛山教授は、失われた生命・健康それ自体を損害としてとらえ、被害者の原状回復をはかる不法行為法の基本的視点から、原告個人が得べかりし金額についての反証を提出できないとする規範的損害論に好意的な立場をとる。その上で、包括請求方式は、その主旨に従った金銭評価の手続が確立されていないことを意識していたのである⁹²。

⁸⁹ 潮見・前掲注(92)732頁。

⁹⁰ 小林直樹ほか「環境権論の現状と課題 [座談会]」大阪弁護士会環境権研究会編『環境権』（日本評論社、1973年）[仁藤一発言] 258-59頁参照。

⁹¹ 熊本地判昭和48年3月20日判時696号15頁。裁判所が述べる公害の特質は次のとおりである。

- 第一 常に企業によって一方的に惹起されるものであって、被害者は加害者の立場になり得ず、また被害者が容易に加害者の地位にとって替ることがないこと。
- 第二 自然環境の破壊を伴うもので、当該企業の付近住民らにとってその被害を回避することはほとんど不可能であり、しかも多くの場合被害者側には過失と目される行為はないこと。
- 第三 公害による被害は不特定多数の住民に相当広範囲に及ぶので、社会的に深刻な影響をもたらすとともに、また企業側において負担すべき損害賠償額が莫大になると予想されること、
- 第四 公害はいわゆる環境汚染をもたらすものであるから、同一の生活環境のもとで生活している付近住民は、程度の差こそあれ共通の被害を被り、家庭にあっては、家族全員またはその大半が被害を受けて、いわば一家の破壊をもたらすことも稀ではないこと。
- 第五 公害においては、原因となる加害行為は当該企業の生産活動の過程において生ずるもので、企業はこの生産活動によって利潤をあげてを予定しているが、被害者である付近住民らにとっては、右の生産活動によって直接得られる利益は何ら存しないこと。

⁹² 牛山・前掲注(88)30-31頁参照。

また牛山教授は、包括請求方式をとるとき「主要事実は損害の事実であって、原状回復措置の特殊的な内容や数額一般については間接事実と解すべきであり、「間接事実であっても主張・立証がなされたときは、裁判官は認否の判断を下すべきであり、金銭的評価の尺度がある財産的損害についてはその認定に羈束される」と主張する⁹³。これに対して、潮見教授は、損害があるという評価を具体的に根拠づける各個の損害項目を、(要件事実たる)損害の主要事実として位置付けている⁹⁴。

立証責任について更に考えていかななくてはなるまい。回復されるべき状態＝仮定的事実状態を示す事実を摘示することが難しいのは自然資源損害に限ったことではない。

自然資源損害を算定する尺度として米国で提唱された CVM は、人々の支払意思額・受入補償額をベースとするものであるが、わが国の騒音問題にかかる判例にも重要な尺度を見出すことができる。騒音・振動被害の場合には、違法性の存否＝受忍限度判断が訴訟の中心的争点となり、どの程度の音を騒音と感じるかは人によって、その時の状況によって異なり、また、被害が不快感、精神的苦痛にとどまる場合には、右数値が受忍限度決定にある種の客観性を与えるのが行政判断である場合が多い⁹⁵。もし人々の支払意思あるいは受取意思が行政に反映され、これがさらに受忍限度決定に反映されるようなことがあるとするならば、立法論としてかなり興味深い展開も考えることができるがこれ以上は立ち入らない⁹⁶。

淡路教授は、騒音による身体的被害、生活妨害、精神的被害を認定することが著しく困難であるがゆえに、どの程度の騒音がどの程度の損害額になるかについても、立証は困難であり、裁判所は、厳格な意味での立証責任によって問題を解決していないと主張する⁹⁷。判例は、損害を構成する事実や紛争の形態を考慮して、損害の金銭的評価を行っているのであって、差額説はかならずしも原則とはなっていないか、あるいは厳格に貫かれている訳ではないとされるのである⁹⁸。損害賠償責任を認容した代表的な判例の被害の認定にかかる判断をみてみたい。

⁹³ 牛山・前掲注(88)38頁。

⁹⁴ 潮見・前掲注(92)724-25頁。

⁹⁵ 牛山積編集『大系 環境・公害判例 第3巻 騒音・振動』(2001年、旬報社)8頁参照。

⁹⁶ 牛山・前掲注(95)は、名古屋市麻ローブ製造工場事件判決(最判昭和42年10月31日、判時499号39頁)において、騒音基準が55ホンから65ホンに引き上げられたときは、地域環境の変化により当該地域における受忍限度の範囲も65ホンに変更されるとした最高裁判断をあげる。但し、牛山教授は当該判決に対して、本件第一審判決が、被害者の家族が休息、安眠を必要とする生活状況等他の要素を考慮して行政上の規制基準を下回る騒音レベルに受忍限度を設定したことを評価し、安易に行政上の基準を居宅内の受忍限度の判断基準に導入すべきでないことを主張される(牛山・「判批」公害・環境判例百選(1992年))。

⁹⁷ 淡路剛久「差額説から解放された損害評価と経済的損害 - 独禁法違反の入札談合事件における損害額を例として -」『新・現代損害賠償講座 第6巻 損害と保険』(日本評論社、1998年)241頁。

⁹⁸ 淡路・前掲注(97)241頁。

①大阪空港訴訟控訴審判決（大阪高判昭和 50 年 11 月 27 日判時 797 号 36 頁）

「航空機騒音による被害の特質が前記のようなものであって、その実態を知るためには被害者の主観的な訴を聞くことこそ重要なのであるから、そのための手段として、アンケート調査は効果的であり、不可欠ですらあると考えられ、これによって被害の具体的な態様を把握し、少なくともおおよその傾向を明らかにすることができるというべきである。」

「原告らが、このような影響をもたらすべき騒音等に曝露されていること自体をもって被害であると主張し、個別的な被害の立証をしないことは、むしろ本件被害の特質に照らし不当とするには当たらない。」

「損害額の算定にあたって考慮すべき事情は、原告らの被っている被害の重大性と、侵害の経過（従来の対策が不十分であったことを含む）とである。ところで、被害の具体的な現われ方は、原告ら各人の生活状況等に応じて様ではないが、各居住地域ごとにその住民らは等しく騒音、排気ガス等に曝露されており、精神的苦痛、身体的被害の危険性、生活妨害の主要な部分等は住民すべてに共通なものと解されるので、被害者側の個別的事情としては、居住地域および当該地域における居住期間を考慮すれば足り、その他の主観的事情は斟酌することを要しないとするのが相当である。」

「本件の被害は、家庭における生活被害がそのうちの相当部分を占めてはいるが、それのみではなく、個別的な人格権の侵害として把握されるものであるから、原判決のように損害額を世帯単位で定める理由は認められず、したがって、また、原告ら各人について同一世帯中他に原告となっている者の有無や家庭における役割等は考慮する必要はなく、一律に損害額を定めるべきである。」

②大阪空港訴訟最高裁判決（最判昭和 56 年 12 月 16 日、判時 1025 号 1 頁）

「人が、本件において問題とされるような相当強大な航空機騒音に暴露される場合、これによる影響は、生理的、心理的、精神的なそればかりでなく、日常生活における諸般の生活妨害等にも及びうるものであり、その内容、性質も複雑、多岐、微妙で、外形的には容易に補足し難いものがあり、被曝露者の主観的条件によっても差異が生じうる反面、その主観的な受けとめ方を抜きにしてはこれを正確に認識、把握することができないようなものであることは、常識上容易に是認しうるところである。したがって、原審が検証を実施した際に受けた印象や、被上告人らの陳述書、アンケート調査等に所論のような主観的要素が含まれているからといって、その証拠価値を否定することができないことはもちろん、原審がこれらに対してかなり高い証拠価値を認めたとしても、そのことをもって直ちに採証法則ないし経験則違背の違法があるとはできない。」

「被上告人らはそれぞれさまざまな被害を受けているけれども、本件においては各自が受けた具体的被害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの被害の中には本件航空機の騒音等によって被上告人ら全員が最小限度この程度まではひとしく被っていると認められるものがあり、このような被害を被上告人らに共通する損害として、各自に

つきその賠償を求める、というのであり、それは、結局、被上告人らの身体に対する侵害、睡眠妨害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害小帯びこれに伴う精神的苦痛を一定の限度で被上告人らに共通するものとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる。もとより右のような被害といえども、被上告人ら各自の生活条件、身体的条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にしているものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、例えば生活妨害の場合についていえば、その具体的内容において若干の差異はあっても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しているものであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されないではないというべきである。」

③ 国道 43 号線訴訟第一審判決（神戸地判昭和 61 年 7 月 17 日、判時 1203 号 1 頁）

「不法行為による慰籍料の額は、各被害者の個別・具体的な事情に応じて異なるものであり、原告としてはこれらをすべて主張・立証することが必要であり、これはいわゆる集団訴訟においても何ら別異に解すべきものではない。

しかしながら、原因や事実関係を共通とする不法行為による慰籍料請求などの場合においては、その原因に対して客観的に一定の限度で共通して受けている被害(最低限度の被害)の存在を観念しているものであることも疑いがなく、その限度では、一部の被害者についてのみ具体的な立証を行ったり、同一の事実関係のもとにおかれている集団についての調査結果（アンケート調査）などによる概括的な立証を行うことも合理性を有するものとして許され、また、原告らがこのような請求の方法を選択してこれを前提とする立証を行った場合には、仮に一部の原告が個別に他の原告に比較して被害の程度が著しいという特別の事情の存在を主張、立証しても、裁判所は慰籍料額の算定にあたってこれを考慮すべきものではなく、その限度で個々の原告が不利益を負担する結果となる制約が存在するのはやむをえないものというべきである。

したがって、本件における原告らのいわゆる一律請求も、右の最低限度に一律に定額化した請求という意味において正当なものであり、これに反する被告らの主張は採用しない。」

④ 国道 43 号線訴訟控訴審判決（大阪高判平成 4 年 2 月 20 日、判時 1415 号 3 頁）

「被告らも指摘するように、音に対する人の受け止め方は多様であり、主観的な色彩が強い。ただ、騒音は騒音としてしか受け止めようがないであろうが、受け止め方の強弱ないし影響度は、被曝露者の主観的な条件によって左右されるうえ、客観性に乏しいとの評を免れえないであろう。したがって、被告らが騒音被害について、陳述書等に依存せず、客観的な把握をして評価すべきであると強調することも、理解できなくはない。しかし、まず騒音による個々の被害の全貌を定量的に明らかにすることが殆ど不可能なことであるうえ、事柄の性質上、その主観的な受け止め方を度外視しては、騒音被害の

実体を認識、把握することはできないという制約がある。それだけに、原告らの陳述書、アンケート調査等は、被害把握に不可欠な証拠資料といわなければならない。後述の睡眠脳波研究等にアンケート調査が併用されるのも、右の間の事情を物語るものというべきである。」

⑤ 国道 43 号線訴訟上告審判決（最判平成 7 年 7 月 7 日、判示 1544 号 18 頁）

「身体的被害に至らない程度の生活妨害を被害の中心とし、多数の被害者が全員に共通する限度において各自の被害につき一律の額の慰藉料という形でその賠償を超えるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様及び被害の内容との関連性を考慮した共通の基準を設定して、これに基づき受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別することに合理性があるというべきである。」

「損害」の問題を考えるに当たってまず重要な点は被害の認定であるが、①は、まず被害認定のための基本的態度として、検証の結果を重視し、原告らの被害に関する陳述書や、各種アンケートによる調査結果を重視するという姿勢を有していた。そして、賠償額算定の一般方針としては、損害額算定に当たって考慮すべき事情として、「原告らの被っている被害の重大性と、侵害の経過（従来対策が不十分であったことを含む）」を挙げている。②においても、被害認定に際しての証拠資料として、アンケート調査等を評価しうることを認めている。そして、「被害」は、被害者に共通する「損害」として把握されている⁹⁹。

これら①～⑤の判決で注目されるのは、原告の主観的な受け止め方を反映したアンケート調査にも証拠価値を認めていることである。そしてこのような証拠によって明らかにされた被害の全貌が損害額の認定にも反映されている。単に民法 710 条に依拠して「非財産的損害」の観念を提起するだけでは、問題をただ従来の慰藉料的な自由心証に追いやることになって不十分であるが¹⁰⁰、被害をもとにした損害賠償額の算定の問題に対しては、一律請求方式の肯定の方向が示されている。これらの判決では、損害を財産的差額として捉えておらず、差額説の算定方式である逸失利益を中心とした個別積算方式を採用していない。

自然資源損害の評価についていうならば、自然資源が被害を受けなかったならば人々がその環境から得る利益というのは、一つの地域全体が被害を受けた状況で、立証事実を推認するための事実を CVM によるアンケートのみで捉えていくのはきわめて困難な問題である。例えば大阪空港訴訟における日常生活の妨害の認定にあたっては、ある騒音レベルに対する会話の妨害・電話の通話妨害・テレビ、ラジオの視聴傷害等が騒音環境基準設定

⁹⁹ 中井美雄「民事責任に関する法規範構造 —公害判例を中心に—」『中川淳先生古希記念論文集・民事責任の規範構造』（世界思想社、2001 年）19 頁も、被害及び因果関係に関する判断について、現地の検証で受けた印象、原告らの陳述書、アンケートの結果などに対しても高い証拠価値を認めたことを、最高裁の見解の特質のひとつとして挙げる。

¹⁰⁰ 清水誠「大阪空港公害訴訟における損害賠償請求について」法律時報臨時増刊公害裁判第四集（1973 年）34 頁参照。

資料の研究結果とアンケート結果と相俟って証拠価値ありとされているのである。人身損害にあっては、できるかぎり元の健康・元の生活を回復させるための措置(正確にはそれらの金銭的評価)を請求することを被害者の権利として承認し、原状回復措置の内容は総体としての損害の把握を通して見出すというのが、包括請求方式の理念であり、被害の全体像を示す事実(損害の事実)を多面的に主張・立証することがその基礎的作業にならなければならないという主張を忘れてはならないのである¹⁰¹。

しかしながら、大阪空港訴訟上告審判決においては、航空機騒音による被害を個別・具体的にではなく、本人の陳述やアンケート調査を通して一律に認定したこと、被害の内容として、不快感、いらだち等の精神的苦痛及び睡眠その他日常生活の広汎な妨害のみならず、疾患ないし身体的障害に連なる可能性を有するストレス等の生理的、心理的影響ないし被害を認めたこと、そして原告住民が最小限度共通して蒙っている損害に対し慰藉料という形で請求どおりその賠償を認めたことなどは、世界でもほとんど例のない画期的なものとして評価される¹⁰²。航空機騒音に対する損害賠償について、アメリカの判例法のように、原則的に財産の市場価値の低下を基準にして定めることに合理性を見出し、精神的慰藉料を問題にするのは、妥当性を欠くという主張がなされたのとは対照的である¹⁰³。

本節までで、CVM がわが国法制に示唆するところとその共通性を示してきたが、同時にその限界にも言及してきた。次章においては、その将来性について、米国における潮流をさらにみていくこととする。

¹⁰¹ 牛山・前掲注(88)37頁参照。

¹⁰² 藤田勝利「アメリカの状況からみた大阪空港訴訟大法廷判決」判時1025号(1982年)35-36頁。

¹⁰³ 藤田・前掲注(102)36頁参照。一方、HIV陽性の血液に暴露したという証明があれば、基礎となる身体的侵害の証明なしに、エイズ発病の恐怖による精神的苦痛に基づく訴訟原因が認められた *Roes v. FHP, Inc.*, 91 Haw. 470, 985 P. 2d 661 (1999)には留意したい。この判決については、久保野恵美子「判批」[2002-2]アメリカ法372頁参照。

第四章 米国における自然資源損害取組みの動向

一 序説

第四章においては、米国で法的に認められてきた自然資源損害賠償がわが国で法的保護の対象として捉えることができるのかという観点に基づき、「人格秩序」の周辺に「外郭秩序」として存在する「生活利益秩序」から説きおこして、その可能性を探ってみた。これは、自然資源損害自体の賠償制度が存在しないといわれるわが国において¹、既存の民事責任の枠組みでの被害救済可能性の議論の出発点とすることを目的としたものであった。そして、損害の把握にかかる学説、判例においてみとめられる視点がその萌芽となりえることが分かった。本章では、本稿の目的である自然資源の有効な損害賠償のための基準を提言するための基礎とするために、米国における自然資源損害に関する議論・取組みを確認しておきたい。

批判者は、油濁法 (Oil Pollution Act of 1990; OPA) が当事者に自然資源損害の回復のみならず、回復費用を超えた責任を負わせることを危惧する。次節以降で、包括的環境対処・補償・責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act; CERCLA) および OPA に関する最近の主要な判例および新しい潮流を概観する。後述するところとなるが、これまで本稿で述べてきた CVM の欠点を補う評価法にも注目していきたい。

二 Kennecott Utah Copper Corp. v. Department of the Interior 判決²

裁判所は、当判決において格別に CVM に言及したわけではないが、1994 年 CERCLA 下において内務省が発布した規則が、損害を受けた自然資源を修復するのに最も費用効果が高い選択肢を選ぶよう受託者に要求するべきだという産業側原告による主張を退けた³。裁判所は、連邦議会が費用効果の高さを自然資源損害評価プロセスにおける重要な目標と考えながらも、それが決定力をもつべきものとする立法をしていないと説明する⁴。裁判官は、費用効果が単に「同じレベルの利益を作り出す選択肢を比較するだけであり」、自然資源損害の回復の選択肢に関しては「異なる選択肢に関連する利益のレベルはしばしば定量化することができない」と理由を述べた⁵。そして、裁判所は、「費用効果は必ずしも異なった選択肢を評価する有効な手法とはならない」と結論づけている⁶。さらに、判決は、補償されるべき利用価値と回復費用との間にはトレードオフの関係があると言う。速いペースでの回復は遅い回復よりも費用がかかるかもしれないが、それによってその間に失われる

¹ 大塚直「環境損害に対する責任」大塚直＝北村喜宣『淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念・環境法学の挑戦』（日本評論社、2002年）77-92頁。

² Kennecott Utah Copper Corp. v. Department of the Interior, 88 F.3d 1191 (D.C.Cir. 1996).

³ See *id.* at 1217-18.

⁴ See *id.* at 1217.

⁵ See *id.* at 1217-18.

⁶ See *id.* at 1218.

利用価値を低く押さえることができるであろうことを例に挙げる。そして、全損害は回復費用と補償される価値の合計であり、受託者に最も安価な回復の選択を要求することで、より高い損害を惹起するかもしれないことを警告する⁷。

そして、当判決は「評価手法が費用効果的な方法で、公衆の支払意思額 (willingness to pay; WTP) に合致した補償されるべき価値を測定しなければならない」と述べており、第二章で検討したオハイオ判決と同様に、WTP を測定する唯一の手法である CVM を擁護する判決であることが分かる⁸。

三 General Electric. Co. v. Department of Commerce 判決⁹

OPA に対する産業界の批判者である General Electric 社、アメリカ石油協会、化学品製造者協会、アメリカ海上保険協会および水質保険シンジケートの原告が、本稿第二章で検討した国家海洋大気管理局 (The National Oceanic and Atmospheric Administration; NOAA) の自然資源損害評価にかかる最終規則に異を唱えた。NOAA の最終規則が、OPA における費用効果的で必要な限度を超えて、公共受託者に損害賠償額を吊り上げることを許容していると主張したのである。また、原告は、CVM を使って非利用価値が評価されるゆえに、当該規則の実施には決定的な欠陥があるとも主張した¹⁰。

これに先立つ 20 年ほど前に、CERCLA 下において内務省が発布した CVM の採用を含む自然資源損害評価規則に対して産業界が異議を唱え、やはりコロンビア特別区連邦控訴裁判所は、内務省規則は自然資源損害を過大評価していないとして、産業界の異議を認めなかった¹¹。非利用価値と CVM の認容は次のように説明された。

「当裁判所は、オハイオ判決において、CERCLA の受託者に CVM の使用を認めることによって内務省が恣意的に行動したことにはならないと判示した。NOAA パネルのレポートあるいは他のいかなる政府の記録においてもオハイオ判決に疑問を呈するものはなく、当該パネルのレポートそのものにおいて、もし正しく運用されるのであれば、CVM は有用で信頼のおける結果をもたらすことが記述されている」¹²。

「連邦議会は、明確に、受託者に受動的利用価値 (筆者注：非利用価値と同義) を回復する権限を与えている。下院議事録は、価値の低下を『オハイオ判決で用いられた自然資源損害を測定するための基準』であると定義し、そしてオハイオ判決は明示的に受動的利用価値を認めている」¹³。

⁷ *Ibid.*

⁸ *See id.* at 1217.

⁹ *General Elec. Co. v. Department of Commerce*, 128 F. 3d 767 (D.C. Cir. 1997).

¹⁰ OPA 下において公布された規則の審査をもとめる者は、90 日以内にコロンビア特別区連邦控訴裁判所に申立てができる (33 U.S.C. § 2717)。

¹¹ *State of Ohio v. Department of the Interior*, 880 F.2d 432. オハイオ裁判については、第二章三を参照。

¹² *General Elec. Co. v. Department of Commerce*, *op. cit.*, at 773-74.

¹³ *Id.* at 778.

四 CVM の具体的適用に関する裁判所の判断

CERCLA 下における内務省の自然資源損害規則および OPA 下における NOAA の自然資源損害規則について、裁判所は以上のように CVM に肯定的な判断を下した。それでは、具体的な事件においては裁判所はどのような評価をしてくれているだろうか。

自然資源損害に関する争いがほとんど和解にて決着するという事情もあり、具体的な事例で CVM 適用の有効性の有無について判決に至ったものは非常に少なく、次の二例が挙げられるに過ぎない。

そのひとつが、1987年に危険物質（Vitavax 200 と呼ばれる殺菌剤）を輸送するトラックが横転し、アイダホ州のリトルサーモン川に200ガロン以上を流出した事件であり、原告のアイダホ州が自然資源の受けた被害に対する損害賠償と殺菌剤流出地帯の清掃の費用填補および関連する民事罰を求めた事件である¹⁴。裁判所は、危険物質の流出によるニジマスの商品価値と旅行費用法（Travel Cost Method）によって算出されたレクリエーション価値を認定している¹⁵。しかしながら、ニジマスの非利用価値に関しては、リトルサーモン川を含むコロンビア川全流域のニジマスとサケの遡上を倍加させるための電気代の支払い増価に対する北西部の人々の WTP を決定する北西部電力計画評議会（the Northwest Power Planning Council）の CVM 調査に依拠した原告の請求を、「相当の確実性」（reasonable certainty）がないとして棄却したことは第二章五で紹介したとおりである¹⁶。

もうひとつの事例は、合衆国とカリフォルニア州が、殺虫剤の DDT および PCB ををロスアンジェルスーロングビーチ水域のパロスヴェルデス砂洲に排出したモントロース化学社および他化学品製造会社を1990年に訴えたものである¹⁷。この自然資源損害を評価するために、NOAA は1991年にリチャード T. カーソン、W. マイケル・ハネマン、レイモンド J. コップをはじめとする著名な経済学者のグループと契約を結び、CVM による調査を依頼した。この調査は、先の Southern Refrigerated Trans. 事件とは違い、当該自然資源の価値に対する独自の調査である（以下モントロース CVM 報告書）¹⁸。調査は

¹⁴ Idaho v. Southern Refrigerated Trans., No.88-1279,1991 U.S. Dist. LEXIS 1869(D. Idaho Jan. 24, 1991).

¹⁵ 旅行費用法は、レクリエーション便益の測定に用いられる方法で、特定の自然公園などを、ある費用をかけて訪れた人々の人数のデータから、そこでのレクリエーションの需要曲線を間接的に求めて、それによって便益を測る手法である。

¹⁶ Idaho v. Southern Refrigerated Trans., *op. cit.*, at *55-56. 不法行為による人身損害に伴う将来の苦痛（pain and suffering）に対しての損害賠償は、単なる推測、当て推量ではなく、傷害から発生することが相当に確実であるものに限られるとされる。田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）699頁。

¹⁷ California v. Montrose Chemical Corporation, 104 F.3d 1507 (9th Cir. 1997).

¹⁸ RICHARD T. CARSON et al. NATURAL RESOURCE DAMAGE ASSESSMENT, INC., PROSPECTIVE INTERIM LOST USE VALUE DUE TO PCB AND DDT CONTAMINATION IN THE SOUTHERN CALIFORNIA BAYHT, Vol. 1, Rep. to the Nat'l Oceanic and Atmospheric Admin., Under

ハゲワシとハヤブサの 2 種の鳥類およびホワイトクローカー（筆者注：ニベ科の食用魚）とケルプバス（筆者注：カリフォルニア沿岸産のハタ科の一種）の 2 種の魚類への被害に関する 1991 年の NOAA の調査情報に依拠している¹⁹。また、当該報告書の前文では、調査がノーベル経済学者のアローとソローが代表者として参加した NOAA パネルによる 1993 年のガイドライン²⁰に忠実に依拠したものであることがうたわれ²¹、期間も 1991 年 8 月から 1994 年 3 月までという 32 ヶ月にわたる大規模なものであった。そして、50 年かかる自然の過程によるこれら 4 種の生物の再生を、5 年間にスピードアップすることに対するカリフォルニア州の世帯全体の WTP が 5 億 7500 万ドルにのぼるという結論が導かれた²²。なお、この 45 年間分のスピードアップこそが「将来の中間喪失利用価値」（prospective Interim Lost Use Value、以下 ILUV という）として回答者の選好を評価する本調査の対象となるものであった。

ところが一方で、受託者は生物学専門家も雇い入れて、上記の 4 種の動物への被害を調べさせていた。以下にのべる当該事例の展開は Thompson 論文によるものであることをおことわりしておく²³。

被告は、この生物学専門家の証言録取書の中に CVM 調査との矛盾を見出した。ハヤブサにかかるモントローズ CVM 報告書においては、ハヤブサが卵を孵化させることができなくなり、南カリフォルニア湾において繁殖することができなくなると報告されている。これに対して、生物学専門家の証言録取書においては、ハヤブサはいくつかの卵を孵化させることができたし、実際に数も増えていたと報告されている。ハゲワシ、ホワイトクローカー、ケルプバスについても、モントローズ CVM 報告書とは異なり、再生が確認された。

これら 4 種の動物への被害 CVM 調査と実際の科学的証拠との間の不一致に関する議論を検討した結果、2000 年 4 月 17 日、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所は、CVM 調査の排除を求める被告の申立てを認めた²⁴。

なお、最終的に当該事件は、2000 年 12 月に州政府および連邦政府と被告である化学品製造会社との DDT 汚染に関する未解決部分についての和解で、自然資源損害の回復のための費用として 6395 万ドル、沖合いの汚染の清掃費用等として 7625 万ドルが支払われることとなり、全和解総額 1 億 4020 万ドルにて決着した²⁵。

Contract No. 50-DGNC-1-00007(1994).

¹⁹ *Id.* at 8.

²⁰ 58 Fed. Reg. 4601-4610(1993). 主要部分の翻訳につき、栗山浩一『公共事業と環境の価値—CVM ガイドブッカー』（築地書館、1997 年）。

²¹ RICHARD T. CARSON et al. *supra* note 18, at ii.

²² RICHARD T. CARSON et al. *supra* note 18, at 243.

²³ Thompson, Valuing the Environment: Courts' Struggles with Natural Resource Damages, 32:57 NW. SCH. OF L. OF LEWIS & CLARK C. ENVTL. L. 57(2002).

²⁴ *Id.* at 84.

²⁵ See Executive Summary of the MSRP Restoration Plan and Programmatic EIS/EIR(2006)<http://www.darrp.noaa.gov/pacific/montrose/pdf/msrp_rp_execsumm.pdf>. 70 Fed. Reg.69967 (2005).

この二つの判例からも分かるように、裁判所は CVM を一般論として認めているものの、具体的な事例での適用には困難が伴う。前者の *Southern Refrigerated* 判決は、十分に同じパターンの事例に基づくような他の CVM 調査を利用することの難しさを示唆するものであり、後者の *Montrose* 判決は、十分な資金と時間をかけた調査であっても、時間の経過とともにその自然資源の状況が変化してしまう虞があることを示している²⁶。さらに、損害の範囲をいかにして特定するかという次節に述べる問題もあるのである。

五 CVM の母集団

CVM は個人の選好から損害額を引き出す手法である。したがって、被害をうけた資源に対する権利をもっている集団の範囲がどこまでなのか、母集団が何であるかを特定しなければならない。

そして、これまで発布されている CERCLA にかかる内務省規則にも OPA にかかる NOAA 規則にもこれを規定する明確な法的枠組みは見出せない。しかしながら、先のモントロース CVM 報告書においてこの母集団についての検討・調査がされており、この考え方を紹介する²⁷。

まず、関連性のある母集団の定義は、被害を受けた資源に対して権利をもつ個人の集合を特定するものであり、したがって、原則として、自然資源損害によって損失を蒙っている個人に対応しえるものであるとした上で、次の要件が整理される。

- ① ILUW の基礎となる填補クライテリアは、個人が、受託者の交渉によって特定された填補と交換で損失を受け入れる機会をもつ地位にあることを要求する。つまり、当該母集団における個人が、自身の選択についての財政的責任を受け入れることが要求されているということである。当該事例においては、カリフォルニア州所得税の 1 回の増税に対する WTP が調査された。したがって、この母集団は成人で財政的義務を負える者に限定されることになる。原則的には、交渉の枠組みによって想起される選択肢の下で損失を感じる者は誰でもこの母集団に含まれることになる。
- ② 上記の資格が仮定されたときでも、合衆国のいかなる世帯も損失を経験し、かつ当該回復プログラムに対して財政的責任をすすんで引きうけるかもしれない。それにもかかわらず、被害の地理的な広がりや影響を受けた資源に対して当地方のどこかに代替資源があるとすれば、被害の位置から実質的に離れた距離に住んでいる個人（例えば、カリフォルニア州の外の実質的に離れた距離に住む者）は、当該プログラムに対してより少ない WTP をもつであろう。しかしながら、距離のみに基礎をおくとき、世帯が加速された回復プログラムに対し WTP をもたなくなる地理的ポイントを定義することはできない。プログラムに対して WTP がある世帯とない世帯を特定することは経験的な問題なので

²⁶ Thompson, *supra* note 23 at 85.

²⁷ RICHARD T. CARSON et al. *supra* note 18, at 237.

ある。

- ③ILUV の評価には信用性のある選択肢が必要とされる。この調査の母集団はカリフォルニア州の世帯に限定され、州税の1回の支払額に対する回答方式で調査が実施された。カリフォルニア州の外の世帯であっても加速された回復プログラムに積極的に WTP をもつかもしれないが、アリゾナ州、オレゴン州、ワシントン州などの地域まで母集団を拡張するには、非常に異なる選択肢を用意しなければならないだろう。つまり、カリフォルニア州に住む回答者が、州の資源として捉えるものへの被害を緩和するために税金を支出しようということには信頼をおける一方で、ワシントン州の住民が、カリフォルニア州の問題として考えられるものを解決するために税金を課されるということには信頼性がない。

かつて NOAA パネルによるガイドラインにおいては、受託者が代表するグループにおいて環境破壊の訴訟が行なわれることが示された²⁸。モントローズ CVM 報告書においてこれをさらに整理した上記要件が設定されたのだが、法的枠組みとしての機能が検討された事例を未だ見出すことはできない。

本稿第三章八において、国立景観訴訟最高裁判決がやや曖昧な範囲の者に景観利益享受を認めることにより主体の範囲が曖昧になるとの批判を招くことになるのと同様な問題を課題として残しているところである。

六 評価か再生か

CVM は、市場価格のみでは評価できない自然資源損害を「評価」する手法である。これに対して、損害を受けた自然資源によって提供されていたサービスの「再生」に焦点をあてた手法も注目されている。生態系評価手法ともいえるべきもので、代表的なものとしてハビタット等価分析 (Habitat Equivalency Analysis, 以下 HEA という) という手法がある。HEA は、自然資源の提供していたサービス²⁹を比較することを出発点とする。

前節で述べたように、CVM のような評価手法で自然資源に値段をつけ裁判で争うことには困難が伴うことが分かった。その意味でも、この新しい潮流を概観することで、自然資源損害の捉え方の幅を広げる意味が出てくると考える。次節以降で、HEA の全体像および HEA を承認した連邦控訴裁判所レベルの判決を紹介する。

²⁸ 58 Fed. Reg., *supra* note 20.

²⁹ See 15 C.F.R. § 990.30. サービス (自然資源のサービス) とは、他の自然資源あるいは公共に対する利益のために自然資源がもつ機能のことである。生態系上のサービスとしては、他の自然資源のためにその自然資源が提供する物理的、化学的、生物学的機能があり、食物の供給、捕食からの保護、そして営巣のための生息地提供を含むものである。また、公共サービスとして、公共に価値を与えるものである。これには釣り、猟、自然の撮影、教育等が含まれる。

七 ハビタット等価分析 (HEA) による自然資源損害評価

実は、1996年1月5日の国家海洋大気局 (The National Oceanic and Atmospheric Administration; NOAA) 最終規則発布の際にも、HEAによる評価手続はCVMと並列して次のように紹介された³⁰。

多様な種を維持する生息地全体を置き換え、あるいは多様な自然資源によるサービスを供給する個別の種を置き換える回復措置を測定する場合に使用される。回復措置の尺度が、公共に被害の補償を高すぎず低くすぎず行うことを確実にするために、受託者は、喪失したサービス量の現在価値と回復措置によって時間をかけて提供されるサービス量の現在価値とが等価値になるようにしなければならない。

HEAの根底にあるのは、同タイプの追加的な資源を提供するような生息地の置き換えプロジェクトを通じて、公共が生息地資源の過去の損失を填補され得るということである。

ここでは、NOAA発表による当該手法の全体像のエッセンスをまとめて紹介する³¹。

自然資源損害賠償請求は次の基礎的な要素から構成される。(1)被害を受けた資源がベースライン³²まで回復するための、つまり「基礎的な回復」(primary restorations)のための費用、(2)被害発生時からベースラインのレベルに回復するまでの間に発生する中間的損失(interim loss)の填補、つまり「填補的回復」(compensatory restorations)、(3)損害評価を実施するための合理的な費用、という3つの要素である。そして、中間的損失のための損害賠償額は、喪失したものと同様の資源とサービスを提供する「填補的回復」に費やされることになる。中間的損失の完全な填補を確実にするために、受託者は、被害による損失と同等なものを得るために提案された填補回復措置の度合いを決定しなければならない。そして、受託者は、被害を決定、定量化し、「基本的な回復」措置と「填補的回復」措置からなる代替的回復を展開し、代替的回復を測定し、さらに好ましい代替的回復を選択しなければならないのである。HEAは、この代替的回復を測定する手法である。

填補的回復措置を測定するときの問題は、いかなる填補的回復措置が中間的損失を填補するものであるのかということである。填補的回復措置は、基本的な回復措置の選択に左右される。したがって、基本的な回復措置のタイプと度合いをまず最初に特定してから、代替的回復の填補的要素を測定することができるようになるのである。

HEAは、サービス対サービスという比較を行なう測定アプローチのひとつである。HEA

³⁰ Natural Resource Damage Assessments, 61 Fed. Reg. 440, 510 (1996) (to be codified at 15 C.F.R. pt.990).

³¹ NOAA, HABITAT EQUIVALENCY ANALYSIS: AN OVERVIEW (Mar. 21, 1995, revised October 4, 2000 and May 23, 2006), available at <<http://www.darrp.noaa.gov/library/pdf/heaoverv.pdf>>.

³² See 15 C.F.R. 990.30. ベースラインとは、事故が起これなければ存在したであろう自然資源とそのサービスのコンディションのことである。

に内在する前提は、喪失した生息地のサービスの一単位と回復プロジェクトのサービスの一単位との1対1のトレードオフに対する受取意思額（WTA）を公共がもつということである。

これを分かりやすい仮想シナリオにて説明する³³。2000年、座礁したタンカーから流出した燃料油がイネ科のスパルティナに覆われた20エーカーの湿地に広がってしまった。流出油は、堆積物に浸透し、多くの生物相を殺傷した。この被害により、湿地の生息地の機能が悪化した。つまり湿地は動物に食物と住み処、下流にある資源の質の向上、そして海岸などの自然資源のサービスなどを提供しているからである。そして、湿地の生息地の損害は、人間へのサービスにも影響を与える。湿地の生息地は、レクリエーションあるいは商業上のサービスを提供する魚類の繁殖や、水質向上のための養分の濾過作用を通して、遠く離れた人間へのサービスも支えているのである。

受託者は、損害填補のための実現可能な回復措置を特定した。そして、被害地区および近隣地区において基本的な回復のためにスパルティナの移植を行なった。当プロジェクトは、同じ質と量の資源とサービスを回復することを企図するものである。

これらの条件下で、HEAは、填補的回復の測定の枠組みとして適用される。実施のために次の基礎的な段階がふまれる。

- 第1段階：被害時からベースラインあるいはベースラインより下の最大限可能な資源の回復レベルまでの、期間と被害の広がりを証明し、評価する。
- 第2段階：生息地のすべての生き物に対して、填補的プロジェクトによって提供されるサービスを証明し、評価する。
- 第3段階：サービスの増加全体が被害によるサービスの中間的損失に一致するような置き換えのプロジェクトの規模を計算する。
- 第4段階：置き換えのプロジェクトの費用を計算、あるいは責任当事者が填補的生態地プロジェクトを実施する場合の履行基準を特定する。

第1段階と第2段階において、受託者は被害を受けた地区と填補的プロジェクト地区両方の生態系パラメーターを特定しなければならない。上記の例では、グラスシュリンプと呼ばれる小エビがこの生息地において非常に重要な種であり、グラスシュリンプの存在が湿地によって提供される多くのサービスとの関連性が高いとその地方の専門家が考えたとする。したがって、グラスシュリンプの生息と密度が湿地の植生の全般的な健全性と高い栄養段階のための食物の入手可能性を示すといえることになる。

油の流出により、グラスシュリンプの平均密度はほぼ50%にまで減少したとすると、回復措置以前の被害を受けた湿地のサービスレベルがベースラインのサービスレベルの5

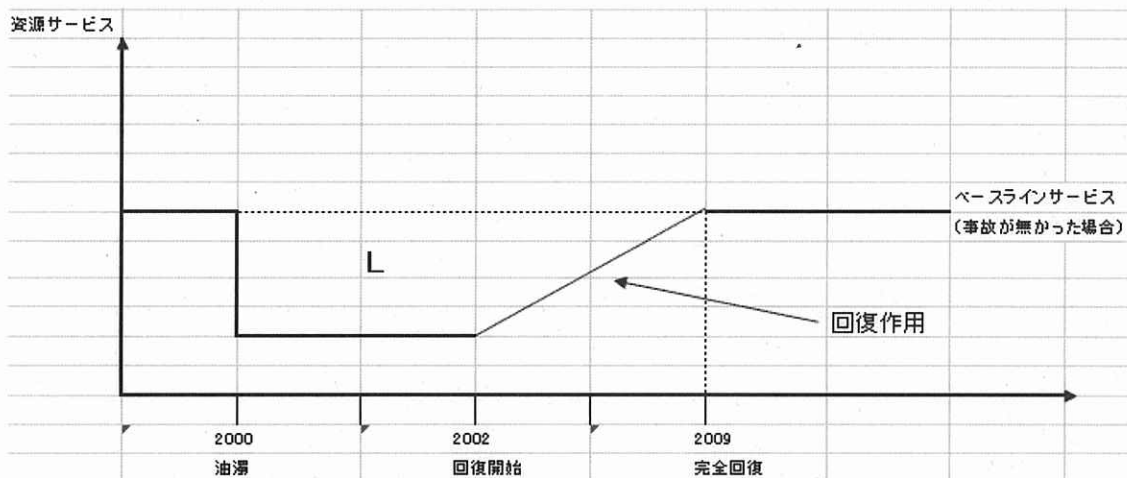
³³ NOAA, *supra* note 31 at 5.

0%であると推定できる。

第3段階において、われわれは、置き換えプロジェクトによって提供されるサービスの増加全体が、被害によるサービスの中間的損失全体とちょうど一致するような填補的プロジェクトの大きさを計算する。損失と新たなサービスの獲得は時間的に異なる年のことであるので、ここで経済学的前提でもある割引率を使うことになる。当事例では、これを3%とする（預金金利が3%なら、今日の1ドルは1年後の1.03ドルと等しいという考え方と同じである）。

このような段階を踏んで、HEAによる等価評価はどのようなものになるだろうか。20エーカーの湿地の被害後、この20エーカーの湿地は2000年の被害発生時ベースラインの50%にあたるサービスを提供している。「基礎的な回復」プロジェクト（スパルティナの被害地域での移植）が2001年に完了するまで、この地区は50%のサービスレベルを維持するように計画されている。そして、当該例では被害地域は8年間をかけて一次直線的にベースラインまで回復するように計画されるとする。ここで、被害地域のエーカー数によって提供されるベースラインである湿地のサービスの生産量に被害を受けたエーカー数を乗じたものを「有効エーカー」(the effective acres) とする。

被害発生時においては、被害地区のサービスの50%が残っているので、有効エーカーは20から10に降下する。サービスは、2002年から一次直線に沿って2009年期末のベースラインまでの完全な回復まで増加しつづける。中間的損失は、次の図における“L”の面積で表わされる。



そして、この中間的損失に一致するような置き換えプロジェクトによる填補的回復を施すエーカー数を求めて、生態系を復元するための実際のコストを求めるのである。

8 United States v. Fisher 判決³⁴

³⁴ United States v. Fisher (*Fisher I*), 22 F.3d at 262, 270 (11th Cir. 1994) ; United States v. Fisher (*Fisher II*), 977 F. Supp. 1193, 1202 (S.D. Fla 1997), *aff'd*, 174 F. 3d 1201 (11th Cir. 1999).

具体的に HEA が適用された事例である。この訴訟は、合衆国政府が、宝捜しのための船舶の運航によって傷つけられたフロリダキーズ諸島国立海洋自然保護区（以下、自然保護区）の被害に関し、国立海洋自然保護区法（The National Marine Sanctuaries Act of 1972）³⁵違反として訴えを提起した。1992 年、被告のケイン・フィッシャーと息子のメル・フィッシャーは、同族会社 Salvors 社のために、自然保護区に属する Coffin Patch の「脆弱な海底」に向けて船のプロペラによって沈殿物を吹き飛ばす作業を行った。

被告がこのようにして作ってしまった穴は、少なくとも 1.63 エーカーにわたる海中植物のアマモに損害を与えたのである。

NOAA は、アマモを移植することによって Coffin Patch の損害水域のアマモを修復することができるかどうかのパイロットプロジェクトを実施した。しかしながら、NOAA が移植したアマモは全く残らなかった。Coffin Patch において同じように波のエネルギーをうける他の場所でも成功例はなかった。このように被告が破壊したアマモは回復も移植もできない。そこで、NOAA は、Coffin Patch のアマモの被害と規模と性質上同様であるキーズ諸島自然保護区における可能なアマモ回復プロジェクトを特定する調査を実施した。そして、NOAA は、もっとも実行可能な被害地外の回復プロジェクトは、後でモーターボート禁止地区となっているが、かつてボートによって破壊された地区でのアマモ移植であると結論づけた（Prop Scar Restoration Project、以下スクリュープロペラ被害回復プロジェクト）。ここで NOAA がアマモの填補的回復の適切な評価手法として採用したのが 1996 年の NOAA 規則に基づく HEA であった。

裁判所は、3つの条件が満たされている場合に、填補的回復プロジェクトの尺度を決定するのに HEA が適切であると判断した³⁶。

- (1) 喪失した被害地区のサービスの主たるカテゴリーがある地域の生態的・生物学的機能に属し、
- (2) 同タイプのサービスおよび喪失したサービスと比較しうる価値を提供するような実行できる回復プロジェクトの見込みがあり、
- (3) 要求される HEA 入力パラメーターに関する十分なデータが存在し、その収集が費用効率的であることである。

そして、本事例はこの3つのクライテリアに合致するので、HEA が技術的にもっとも適切で費用効率的な自然資源損害の測定手法であると、裁判所は判断した。³⁷

Coffin Patch における 1.63 エーカーと見積もられた損害を受けたアマモを基礎として、NOAA は、アマモ被害に起因する全体のサービス、スクリュープロペラ被害回復プロジェクトによって供給される全サービス、および要求される填補的生息地のエーカー数を計算した。これは、獲得される全資源のサービスが喪失した全資源のサービスとを等価にする

³⁵ 16 U.S.C. § 1443.

³⁶ *Fisher II*, 977 F. Supp. 1193, 1202 (S.D. Fla. 1997).

³⁷ *Ibid.*

ためである³⁸。

年間に1エーカーあたりのアマモが供給するサービスをエーカー一年と呼ぶことにして、HEAを使用して、Coffin Patchにおける被害によって失われたサービスは44.08エーカー一年と計算された。そして、NOAAは、この喪失した44.08エーカー一年を填補するために、1.55エーカーのアマモ生息地がスクリュープロペラ被害回復プロジェクトによって回復されなければならないとし、その実施費用を35万1648ドルと決定したのであった。そして、裁判所はこの額をそのまま認めることとなった³⁹。

9 United States v. Great Lakes Dredge & Dock Co., 判決⁴⁰

合衆国政府が、やはり国立海洋自然保護区法の違反に対して、浚渫業を営む Great Lakes社および曳航業者を訴えた事例であり、再びNOAAがHEAを適用した事例である。

1993年5月、500フィートの浚渫パイプを曳航するための1隻のタグボートがフロリダキーズ諸島の自然保護区通過中に、引きずられたパイプが13マイルにわたって海底を傷つけた。そして、もう1隻のタグボートが航海上のミスにより座礁し、7495平方メートルにわたり海底を破壊してしまった。このタグボートは、同時に直径9メートル、長さ120メートルのブローホールをつくってしまった。

1999年4月、フロリダ州南部地区連邦地裁は、填補的アマモの回復プロジェクトを測定するのにHEAが適切である旨判示している⁴¹。そして、2000年3月の終局判決において、被告のGreat Lakes社に36万8797ドルの支払いを命じた。これに対して、Great Lakes社は控訴し、回復プロジェクトを評価するために使用された手法に欠陥があることも争点とした。

被告は、第一に、HEAが、1993年のダウバート事件連邦最高裁判決⁴²で示された科学的根拠の認容に関する基準（以下「ダウバート基準」という）に照らして適切でないこと、第二に、入力パラメータとして数学上の方程式に組み込まれる根元的な「科学的データ」がダウバート基準に合格するものではないことを争った。

ダウバート判決においては、連邦証拠規則が科学的証拠に対して「関連性」と「信頼性」

³⁸ *Ibid.*

³⁹ *Ibid. aff'd*, 174 F.3d 1201 (11th Cir.1999).

⁴⁰ 259 F.3d 1300, 1309 (11th Cir. 2001), *cert. denied*, 152 L. Ed. 2d (2002).

⁴¹ *United States v. Great Lakes Dredge & Dock Co.*, 1999 U.S. Dist. LEXIS 17612, at *29.

⁴² *Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc.*, 509 U.S. 579, 125 L. Ed. 2d 469, 113 S. Ct. 2786 (1993). 先天的欠損症をもって生まれた2人の子どもとその親たちが、被告の販売したベンディクティンを妊娠中の母親が摂取したことに起因して障害をもった子どもが生まれたとして、被告の薬品会社を訴えた事件。連邦証拠規則第702条は、「科学的、技術的、あるいは他の専門化された知識が、事実認定者が当該証拠を理解し、もしくは争点の事実を決定する助けとなるときは、知識、技能、経験、訓練または教育によって専門家として資格を与えられた証人は、意見あるいはその他の形式で証言できる」と規定している。

を要求していると解釈された⁴³。また、事実審裁判官が科学的証言の信頼性を決定する際に考慮すべき4つの要素が示された。(1) 理論あるいは手法が実験によって確かめられるものであるか、(2) 理論あるいは手法が専門家の検討や専門誌に発表されているか、(3) 既知のあるいは潜在的な間違いの率、(4) 関連する分野の専門家に一般的に承認されているか、がその具体的な基準である⁴⁴。

当裁判所の判断は、「これらの要素は決定的な照合表を構成するものではなく、裁判所は、『証言の基礎となる推論または手法が科学的に有効かどうか、そして推論または手法が争点の事実に正しく適用されているかどうか』(See *Daubert*, 509 U.S. at 592-593) を評価する十分な裁量をもっている」というものであり、連邦地裁が HEA の使用を適切であるとした判断は、この裁量を逸脱したものではないというものであった⁴⁵。そして、当裁判所における証拠の検討において、HEA は専門家の検討がなされており、正式事実審理に先立って専門誌に発表され承認されていたことが認められた。また、事実認定者としての連邦地裁が各専門家の意見に対する証拠の重さを決定する際に、HEA に入力されたデータの評価とデータの解釈に関する議論の間には「関連性」があったこと、連邦地裁において当該 HEA に対して必要な修正が命じられ、これに原告の合衆国が応じたことによって HEA がより「信頼性」のあるものになったと判断された。

十「再生」への傾斜

これら二つの事例は包括的環境対処・補償・責任法 (Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act; 以下 CERCLA) および油濁法 (Oil Pollution Act of 1990; 以下 OPA) に基づくものではないものの、米国における自然資源損害賠償取組みの動向を示唆しているといえよう。NOAA は、HEA を現実味のある損害評価手法として認識したがゆえに、Great Lakes Dredge 判決を「NOAA にとって重要な勝利を意味した」と位置づけしている⁴⁶。一方、具体的事件への CVM の適用には四および五で述べたような障害が伴っている。

加えて、ダウバート基準下において HEA が認められた Great Lakes Dredge 判決とは対照的に、科学的専門家の証言にかかるダウバート基準を全ての専門家証言の評価に拡張した連邦最高裁の判決⁴⁷によって、CVM に必然的に伴う推測的手法に対する念入りな分析を要求する新たな基礎が裁判所に提供されたとして、CVM への逆風を説く論者もいる⁴⁸。

⁴³ See *Daubert*, 509 U.S. at 595, 125 L. Ed. 2d. 484.

⁴⁴ See *Daubert*, 509 U.S. at 592-595, 125 L. Ed. 2d. 482-483.

⁴⁵ See *Great Lakes Dredge & Dock Co.*, 259 F.3d at 1305.

⁴⁶ National Ocean Service, NOAA, WEEKLY REPORT, Apr. 12, 1999, available at http://www.nos.noaa.gov/For_Employees/AA_Office/Report_Archives/Rept_Apr99.html.

⁴⁷ *Kumho Tire Co. v. Carmichael*, 526 U.S. 137, 143 L. Ed. 2d 238, 119 S. Ct. 1167 (1999).

⁴⁸ Lawrence I. Kiem, *Liability, Compensation, and Financial Responsibility Under the Oil Pollution Act of 1990: A Review of the First Decade*, 24 TUL. MAR. L.J. 481, 543(2000).

ミニバンのタイヤのパンクにより死亡した同乗者の遺族と傷害を受けた者がタイヤメーカーおよび販売業者を相手どって製造物責任を争ったこの事例において、原告は機械エンジニアの証言録取書にタイヤの欠陥にかかる重要部分の根拠を求めた。この専門家証人の意見は、第一にタイヤの視覚的および触覚による調査と、第二にタイヤの酷使を示すような物理的兆候のいくつかが欠けているときにタイヤの破損が欠陥によって生じたものであるという推測に基づいていた。アラバマ州南部地区連邦地方裁判所は、「ダウバート判決によって輪郭が明らかにされた4つの許容クライテリアのひとつとしてこの事例では満たされていない」として、この証言の排除を求める被告の主張を認めた⁴⁹。

控訴審では、ダウバート基準はあくまで科学的領域に限定されるのであり、経験に依拠している当該事例の証人には適用されないとして、破棄差戻しとされた⁵⁰。

そして、連邦最高裁判所は以下のように判示して、この連邦控訴審の判決を破棄したのである⁵¹。

- (1) 連邦証拠規則下における連邦事実審裁判官の監視義務は、専門家証人の証言が信頼できる基礎に依拠しており、且つ当該事件について果すべき任務に関連するものであることを確実にするというものである。そして、この裁判官の監視義務は、科学的知識に基づく証言のみならず、技術的あるいはその他専門知識に基づく全ての専門家証言に適用される。
- (2) エンジニア専門家の証言を含む専門家証言の証拠能力の決定に際して、連邦事実審裁判官は、証言の信頼性を決定する助けとなるときには、特定のダウバート基準のうちひとつあるいはいくつかを相応に考慮することができる。
- (3) 当該事例において、争点にかかる専門家証言の証拠能力を認めなかった連邦地裁の決定は、連邦地裁の裁量の範囲内にあった。

上記の判断は、科学的知識と技術的、あるいはその他専門知識の間の区別をする何ら明確なラインがないという考え方によるものであった⁵²。

実は、四で2番目に挙げたCVM否定事例では、連邦最高裁が掲げたダウバート基準を適用した第9巡回区連邦控訴裁判所の考え方を引用して、被告の化学会社がCVMの無効を主張していた⁵³。それは、CVMが、当該事件の争点に対して「明白かつ直接に証言」⁵⁴しておらず、排除されるべきであるというものであった⁵⁵。

以上から、ダウバート基準に合致した「手法の正統性」⁵⁶の評価を得たCVMの裁判例がないこともあり、少なくとも代替資源が入手可能であるときは、損害を受けた自然資源に

⁴⁹ Carmichael v. Samyang Tire, Inc., 923 F. Supp. at 1521 (S.D. Ala. 1996).

⁵⁰ Carmichael v. Samyang Tire, Inc., 131 F. 3d 1433 (11th Cir. 1997).

⁵¹ 526 U.S. 147-158, 143 L. Ed. 2d at 249-256.

⁵² *Ibid.*

⁵³ Thompson, *supra* note 23, at 84.

⁵⁴ Daubert v. Merrell Dow Pharm, m Inc., 43 F. 3d at 1321 (9th Cir. 1995).

⁵⁵ Thompson, *supra* note 23, at 84.

⁵⁶ *Daubert*, 43 F. 3d at 1318.

よって提供されていたサービスの「再生」に焦点をあてた手法が米国における潮流になりつつあるともいえる。

十一 小括

ここまで米国における自然資源損害取組みの動向を追ってみたが、CVMやHEAという考え方を応用してわが国における自然資源損害評価を探ることができないかという問題意識が根底にあった。

淡路教授は、包括請求方式が、公害被害を、被害者個人の身体的障害に狭く限局せず、家庭生活、地域社会あるいは職場へと及ぶその実態的な広がりの中で把握しようとし、したがってまた、そのような被害からの回復のために必要とされるすべての費用を損害賠償の対象にしようとしたことを指摘し、包括請求論は、環境再生論の出発点だったと主張する⁵⁷。しかしながら、訴訟において環境再生をめざした損害評価が必ずしも成功しなかったのは、包括請求方式がもつ弱点、すなわち公害被害の実態の把握を損害の金銭評価に結びつける基準を提示しにくい、ということに起因するとされる⁵⁸。

わが国の自動車公害対策に関して、西淀川訴訟においては1998年、原告らと国・阪神高速道路公団との間で、川崎公害訴訟においては1999年に原告らと国・首都高速道路公団との間で裁判上の和解が成立し、和解は、沿道環境の回復・改善のための諸施策の合意と、環境施策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする連絡会設置の合意を含んでいる⁵⁹。また、尼崎公害訴訟にて締結された国および阪神高速道路公団との和解条項においても、将来に向かってより良い沿道環境実現を目指した諸施策のために、原告は損害賠償請求を放棄している⁶⁰。そして、淡路教授は、個人に対する賠償から地域再生へと、公害被害からの回復の枠組みは広がりつつあることを認めつつ、そのうちどこまでが不法行為法上の権利として求める賠償範囲かは未だ法理論的に明らかにされておらず、また、和解によって認められた環境再生資金の法的性質をどう考えるかについて、立ち入った検討がないとされるのである⁶¹。

この包括請求論が内包する弱点に米国における自然資源損害賠償取組みの動向が示唆するところは非常に大きいと考える。

というのも、わが国の自動車公害対策において、地域再生へと、公害被害からの回復の

⁵⁷ 淡路剛久「公害裁判と環境再生」環境と公害31巻1号（2002年）8頁参照。

⁵⁸ 淡路・前掲注（57）8頁参照。

⁵⁹ 牛山積「尼崎公害訴訟判決」法律時報72巻4号（2000年）1～3頁参照。

⁶⁰ 大阪高裁第七民事部による和解条項（2000年）、法時第73巻3号（2001年）資料68～71頁参照。なお、大阪地裁第9民事部による企業との和解にあたっての裁判所の見解と和解条項、西淀川公害訴訟原告団・西淀川公害訴訟弁護団『手渡したいのは青い空—西淀川公害裁判全面解決へのあゆみ—』（1998年）も参照。

「・・・原告らは、右解決金のうち金12億5000万円を、原告らの環境保健、生活環境の改善、西淀川地域の再生などの実現に使用するものとする」とした。

⁶¹ 淡路・前掲注（57）10頁参照。

枠組みが和解によって広がっている手法に HEA が親和的であるからでもある。尼崎訴訟和解前文においては、「当事者双方が将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力することが最も妥当な解決であるとの結論に達し」たことが述べられ⁶²、その結果として環境の取り組みが始められている。澤井裕教授は、西淀川公害裁判判決が、住民と被告工場群との全面和解をもたらし、とくに、個人への賠償金支払いと別に、街づくりのための資金を拠出させたことは、公害賠償の新しいあり方を示すものとなったことを評価し、宮本憲一教授は、西淀川公害裁判における和解が、公害地域の再生の責任を明確にさせた点で画期的であるとされた上で、静穏で安全な地域の再生こそ真の責任を明らかにすると主張する⁶³。

このように、公害による地域破壊は、被害者が被った損害の一つであると同時に地域全体の損害でもある、との理解を前提に、被害者がこの解決金を受領してそれを公害地域の再生目的に使用する方向性を考えるのであれば⁶⁴、「再生」に焦点を当てた損害賠償である HEA の考え方は、わが国においても十分にその機能を発揮する可能性を秘めている。

そして、ここでおことわりしておきたいのは、HEA が CVM という考え方の意義を決して減ずるものではないということである。第三章で人身損害賠償との接点をたどってきたように、わが国において自然資源損害の原状回復措置の内容を総体としての損害把握を通して見出していくには、CVM の考え方を比較していくことはやはり有用であると考えられる。しかしながら、わが国における自然再生事業の評価において、表明選好法による生態系や生物多様性の価値評価において、生態学などの自然科学的知見をベースにしたものが見当たらず、生態学的评价に基づかない経済的評価は自然再生するうえで、生物多様性の保全に矛盾するおそれがあり、きわめて危険であるとの指摘には留意しなければならない⁶⁵。生態学と環境経済学の研究者が連携するなどによって、生態学的知見を経済的評価に反映させることが不可欠であるという点は米国における潮流はわが国の議論と決して無縁でないのである。

⁶² 資料・前掲注(60)参照。

⁶³ 西淀川公害訴訟原告団・西淀川公害訴訟弁護団・前掲注(60)51頁および58頁参照。

⁶⁴ 淡路・前掲注(57)13頁参照。

⁶⁵ 三谷羊平＝栗山浩一「自然再生事業と環境評価－霞ヶ浦におけるアサザの植生回復を事例として」環境経済・政策学会編『環境再生 環境経済・政策学界年報第10号』(東洋経済新報社、2005年)70頁。

第五章 懲罰的損害賠償について

一 序説

本稿の出発点は、米国において 1996 年 1 月 5 日に公布された油濁法—Oil Pollution Act of 1990 (OPA) に基づく自然資源損害評価 (Natural Resource Damage Assessment—NRDA) に関する最終規則であった。そして、OPA 成立の契機となったのが、エクソン・ヴァルディーズ号が座礁し、およそ 1100 万ガロンの原油が流出した大惨事であったことは第一章で述べたとおりである。

本章にてとりあげるのは、1995 年 9 月アラスカ州連邦地裁陪審が評決した 50 億ドルの懲罰的損害賠償をめぐる問題である。懲罰的損害賠償とは、自己が悪性の高い行為 (willful, wanton, reckless, malicious, oppressive, or brutal act) の犠牲になったことを証明した場合に原告に対して認められる英米法系に特有の損害賠償制度であり、Punitive Damages, Exemplary Damages, Vindictive Damages 等の名前で呼ばれている¹。わが国においては、懲罰的損害賠償を含む外国判決を外国判決承認執行制度上いかに取り扱うかという問題として注目を集めているが、本稿での検討事項とはしない²。

懲罰的損害賠償は、コモン・ロー上の請求権として認められているのであるが、近時の米国における懲罰的損害賠償制度をめぐる議論において最も問題となっているのが賠償額の高騰である。これは、賠償額の算定が陪審の裁量によってなされることと不可分な事象であり³、議論の中心となっている。どのような場合にどのような額の懲罰的損害賠償を認定するかは、伝統的には陪審が、裁判所による概括的な説示だけを参考にして決めることであり、裁判所はその評決額が極端に不合理な場合のみ、再審理 (new trial) や損害額縮減決定 (remittitur) によって介入するだけである。そのため懲罰的損害賠償の可否および多寡が、しばしば恣意的に決められ、他の類似のケースとの釣合いがとれていないとの印象が持たれているのである。そこでこのような懲罰的積善賠償における陪審の広範な裁量をどのようにコントロールするかが問題となってくる。

エクソン・ヴァルディーズ号事件に関して、アラスカ州連邦地裁へは本件訴訟の原告 1 万人の漁師、4000 人のアラスカ先住民(イヌイット)、原油流出地域の市町村、同地域のア

¹ 田中英夫＝竹内昭夫 『法の実現における私人の役割』(東京大学出版会、1987年) 140 頁。早川吉尚「懲罰的損害賠償の本質」民商法雑誌 110 巻 6 号(1994年) 1036 頁。

² 最判平成 1997 年 7 月 11 日判時 1624 号 90 頁。

批評に付き、田尾桃二「懲罰的損害賠償を命じた外国判決の承認・執行とわが国の公序」金融・商事判例 1031 号(1998年) 53 頁、中野俊一郎「懲罰的損害賠償を命じる外国判決の承認・執行」NBL627 号(1997年) 19 頁、小林秀之＝吉田元子「アメリカの懲罰的損害賠償判決の承認・執行(上)」NBL629 号(1997年) 6 頁、同「(下)」NBL630 号(1997年) 42 頁、藤田泰弘「アメリカの懲罰的損害賠償判決は日本では執行できない」判例タイムズ 953 号(1997年) 61 頁、山田恒久「懲罰的損害賠償を命ずる米国判決の承認」『伊東乾教授喜寿記念論文集・現時法学の理論と実践』(慶応義塾大学出版会、2000年) 199 頁参照。

³ 早川・前掲・注(1) 1057 頁

ラスカ先住民の会社などが、漁獲の減少、魚価の下落、漁業許可証の値下がりに対する賠償金を求めていた。これはクラス・アクションによる⁴。被告はエクソン社、エクソン・シッピング社（以下これら被告二会社を総称してエクソンという）およびヘイゼルウッド船長であった。また、審理は第一段階における被告の懲罰的損害賠償責任の判定(Phase I)、第二段階の補填損害賠償額の認定(Phase II)、第三段階の懲罰的損害賠償額の認定(Phase III)という三段階に分けられることがラッセル・ホランド裁判官によって決められた。このように事実審理を損害賠償責任に判定と賠償額の認定とに二分する意味は、賠償責任の成否の判断が賠償額認定の判断要因によって影響されることを防止することにある⁵。

第一投階の審理は、陪審がタンカーの運航における被告の無思慮 (reckless) が原油流出を引き起こしたか否かの責任判断をし⁶、被告の懲罰的損害賠償責任の有無を答申するものであった。この第一段階の審理では、1994年5月9日から6月6日まで陪審が原告側および被告側の証言を聴き、さらに評議を行った。同年6月13日、陪審は、「ヘイゼルウッド船長は同船がサウンドで座礁することになる日（1989年3月24日）の前日の午後に酒を飲んでおり、航行を3等航海士にまかせて自分の持ち場を離れてしまったので、船長としては無思慮であった。また過去にも飲酒上の問題を引き起こした前歴をもつヘイゼルウッド船長を大型タンカーに乗船させたエクソンも無思慮と認定され、エクソン・ヴァルディーズ号の座礁とそれに伴う原油流出に関して、懲罰的損害賠償を支払う責任がある」との評決を下した。

第二段階の審理は、漁師達と先住民達がそれぞれに被った漁業や生業での填補損害賠償 (compensatory damages) の額を決定することであった。1994年8月8日、それまでの約5週間にわたる審議の後、陪審は原告に対してエクソンの2億8680万ドルの填補損害賠償の支払いを認めた。

一方、陪審が請求額を審理しているとき、エクソンは1994年7月25日、約3500人

⁴ See, Fed. R. Civ. P. 23. 共通の利害ないし関係を有する多数人集合 (グループ) のうち、1人ないし数人が、自らその集合に属する全員を代表すると名乗り出て、個別的な授權なしに全員のために訴訟追行を行い、その判決の効果もグループ全員に及ぶ訴訟。クラス・アクションを許すか否かは、裁量により決められる。

⁵ 藤倉皓一郎「懲罰的損害賠償試論—アメリカ不法行為の視点から—」同志社法学第49巻第6号(1998年)212頁。なお、J.G. FLEMING, THE AMERICAN TORT PROCESS, 139 (1988)はこのような二段階審理 (bifurcated trial) の主たる目的が裁判所の混雑緩和にあるという。

⁶ 第一段階の審理における陪審に対する説示 (Phase I Jury Instruction No. 27) において、無思慮な行為 (reckless conduct) には4つの要素が必要であるとされ、ネグリジェンスとの違いが示された。

- ① 被告がある特定の重大な危険あるいは被害リスクを意識しており、その危険あるいはリスクが該当行為の予見可能で蓋然性のある結果であること。
- ② その特定の危険あるいは被害リスクが現実化したこと。
- ③ 被告が行動の決定にあたり、当該リスクを無視 (disregard) したこと。
- ④ 危険あるいはリスクを無視した被告の行動が、通常人がはらう注意 (care) の水準から大きく外れていること。

のアラスカ先住民との間で、総額2000万ドルの賠償金を支払うことで和解した。

第三段階の審理では、50億ドル以上200億ドル以下という原告の懲罰的損害賠償の請求が審理された。1994年9月16日、陪審は、50億ドルの懲罰的損害賠償額がエクソンに対する制裁(punishment)と抑止(deterrence)の目的を達成するために必要であるとの評決を下した⁷。

その後、当該懲罰的損害賠償の解決は、この訴訟の進行が、連邦最高裁によってフォローされてきた合衆国憲法に包含されているデュー・プロセス(法の適正な過程)の理論に対する懲罰的損害賠償の関心の輪郭を描く一連の判決と併行したがゆえに遅延してきたものである。アラスカ州連邦地裁は懲罰的損害賠償額は陪審の裁定に従い、50億ドルと判示した⁸。第9巡回区連邦控訴裁判所の最初の差戻し後(Punitive Damage Opinion I。以下、懲罰的損害賠償意見I)⁹、2002年に連邦地裁はこれを40億ドルに減額した¹⁰。次に、連邦控訴裁判所の二度目の差戻し後¹¹、連邦地裁による45億ドルの裁定に到ったのが2004年である(District Court Opinion。以下、連邦地裁意見)¹²。そして、第9巡回区連邦控訴裁判所は、2007年には懲罰的損害賠償にかかる終局判決を下した¹³。これは、25億ドルの懲罰的損害賠償額とするべく、20億ドルの損害額縮減を命じたものである。

本章においては、懲罰的損害賠償をめぐる連邦最高裁判所の判決の動向について整理し、エクソン・ヴァルディーズ号事件における論点を明らかにしていきたい。

二 懲罰的損害賠償にかかる連邦最高裁判決の系譜

1 パシフィック相互生命保険会社対ハスリップ(1991年)¹⁴

合衆国憲法の条項で懲罰的損害賠償をコントロールする可能性が考えられたものは、まず第8修正の過大罰金条項(Excessive Fines Clause)であった。連邦最高裁は、第8修正の過大罰金条項は政府の権限濫用を防止するために置かれているのであるから、私人間の民事訴訟における懲罰的損害賠償には適用がないとして、この条項に基づく違憲

⁷ 連邦地裁陪審の評決にいたる過程については D.LEBEDOFF, THE CLEANING UP: THE STORY BEHIND THE BIGGEST LEGAL BONAZA OF OUR TIME (1997) 参照。

⁸ *In re the Exxon Valdez* [Orders Nos. 264, 265, 267] (Consolidated) 1995 AMC 1930(D. Alaska). 拙稿「油濁問題の現代的課題—エクソン・ヴァルディーズ号裁判と懲罰的損害賠償—」早研89号(1999年)参照。

⁹ *Baker v. Hazelwood* (*In re the Exxon Valdez*), 270 F. 3d 1215 (9th Cir. 2001).

¹⁰ *In re the Exxon Valdez*, 236 F. Supp. 2d 1043, 1068 (D. Alaska 2002).

¹¹ *Sea Hawk Seafoods, Inc. v. Exxon Corp.*, No. 03-35166, 2003 U.S. App. LEXIS 18219 (9TH Cir., Aug. 18, 2003).

¹² *In re the Exxon Valdez*, 296 F. Supp. 2d 1071, 1090 (D. Alaska 2004).

¹³ *In re the Exxon Valdez*, 490 F. 3d 1072; 2007 U.S. App. LEXIS 12030 (9th Cir. May 23, 2007, Amended).

¹⁴ *Pacific Mutual Life Insurance, Co. v. Haslip*, 499, U.S. 1, 113 L. Ed. 2d 1, 111 S. Ct.1032 (1991). [以下、引用は L. Ed. 2d から]

の主張を却下した¹⁵。

そして、懲罰的損害賠償制度が陪審に不当な裁量を与えているのではないかということで、合衆国憲法第14修正に定めるデュー・プロセス（法の適正な過程）との関係で問題となったのが、本事件である¹⁶。

事案は詐欺を理由とする損害賠償請求訴訟である。陪審が20万ドル余の填補損害賠償額およびその4倍、原告の出損した積極的損害（out-of-pocket expenses）の200倍にあたる80万ドルの懲罰的損害賠償額の支払いを命じ、判決もそのとおり下された。アラバマ州最高裁は原判決を維持した。

そして、連邦最高裁は、被告に対して課された懲罰的損害賠償額が原告の填補損害賠償額ないし積極的損害に対して高額であったとしても、本件における懲罰的損害賠償は客観的基準を欠いておらず、手続的デュー・プロセス条項に違反しないと判示した。

ブラックマン裁判官法廷意見は次のようにいう。

「我々の懲罰的損害賠償に対する懸念はそれが『野放し』（run wild）になることである。当裁判所の任務はデュー・プロセスによって、本件における懲罰的損害賠償の認定が憲法上許されるか否か決定することである」¹⁷。「確かに、当該説示は陪審に懲罰的損害賠償額の決定において相当な裁量を与えてきた。しかし、その裁量は無制約ではない。それは、州が政策として実現しようと求める抑止と制裁に限定されている」¹⁸。

さらに法廷意見は「アラバマ州最高裁判所は、懲罰的損害賠償の認定を精査する事実審後の手続きを確立していた」¹⁹とし、事実審裁判所が考慮すべき要素としてHammond v. Gadsden, 493 So. 2d 1374 (1986) で確立されたハモンド・ファクターをあげる。そして、Green Oil Co. v. Hornsby, 539 So. 2d 218, 222 (1989) においてさらに詳細化されたハモンド・ファクター²⁰により、州最高裁が陪審の裁量に「明確で意味のある制約」

¹⁵ Browing-Ferris Industries of Vermont, Inc. v. Kelco Disposal, Inc. 492 U.S. 257, 109 S. Ct. 2909 (1998)

浅香吉幹「批判」[1992-1]アメリカ法(125-129頁、133-134頁)参照。

¹⁶ See Victor E. Schwarts & Mark A. Behrens, Haslip *May Alter Tort - Claim Strategies*. THE NAT'L L. J., Feb 1992, at 23. 木下毅「懲罰的損害賠償と陪審の裁量の限界」ジュリスト1015号(1993年)274頁、浅香・前掲注(15)129頁以下参照。

¹⁷ Haslip, L. Ed. 2d at 20.

¹⁸ *Id.* at 21.

¹⁹ *Ibid.*

²⁰ (a) 懲罰的損害賠償と被告の行為から現実に生じた被害および生じる可能性の高い被害との間に合理的な関連があるかどうか。
(b) 被告の行為の非難可能性の程度、当該行為の存続期間、被告の認識の有無、何らかの秘匿の有無、過去の類似の行為の存否および頻度。
(c) 被告が不法行為から得た利益と、被告から利益を除去し被告に損失を負担させることが望ましいか否か。
(d) 被告の経済的状況。
(e) 訴訟の全費用。
(f) 被告の行為に対する刑事的制裁の有無、および(g)他の民事的制裁の有無の要素が

を加えたとした。そして、懲罰的損害賠償額80万ドルは「実損害額の4倍、積極的損害の200倍であり、また保険詐欺に科せられる罰金よりもはるかに高額である。しかしながら、個人の刑事責任が問われた場合、拘禁刑も科されうるのである。金額的に憲法上認められる限界に近いかもしれないが、客観的基準を欠くものではないことから、本件における懲罰的損害賠償額はそのような限界を超えるものとはいえない」²¹と判示した。

2 TXO生産会社対アライアンス資源会社（1993年）²²

TXO事件は、石油・ガスの開発にからむ契約を有利に再交渉するために嫌がらせ的な訴訟を提起したTXO社が権利誹毀（slander of title）で訴えられ、1万9000ドルの填補損害賠償に加えて1000万ドルの懲罰的損害賠償が認められた事案である。

TXO社は、共同体より選出された議員が熟慮して定めた罰則とは違い、懲罰的損害賠償は陪審の裁量に基づいて決まるから、議会の制定法に対するよりも厳しく精査されるべきであると主張した。また、TXOは、公平性の客観的クライテリアとして、（1）同じ管轄権の他の被告に課された懲罰的損害賠償額、（2）他の管轄権において同様な行為に対して課された賠償額、（3）同様な行為に関する立法上の制裁、（4）関連した填補損害賠償額に対して既に課された懲罰的損害賠償額との関連、を挙げた。そして、このクライテリアに照らして過剰と認められる場合には違憲の推定が働き、「抗しがたい具体的な正当事由（compelling and particularized justification）がない限り、恣意的で過剰なものとしてかような懲罰的損害賠償額は取り消されるべきだと主張した。

連邦最高裁は、本件においては、パシフィック保険会社事件判決において解釈された第14修正のデュー・プロセス条項に反するほど過大なものではないとしたのであるが、判決理由は次のとおりである。つまり、陪審の判断についても「司法手続的な保障が存在する。陪審員は審理につくまえに、偏見をもたない者として判定され、陪審による損害賠償額の決定は事実審における対立当事者の証拠と弁論に基づく集会的な審議

（collective deliberation）の産物である。この認定額は、証言を審理した事実審の裁判官によって審査され、支持されたものであり、さらに、州最高裁が審査の上でこれを支持した。公正な手続きがふまれたと推定され、そのような手続きの産物である判決は、強い推定を与えられる。そのような推定は反証を許さない推定といっても差し支えない」²³。「当裁判所は、パシフィック保険会社事件の判決で述べたところに立ち戻ることになる。つまり、『われわれはすべての事例に当てはまるような合憲か違憲かという数式による明確な区分線を引く必要もないし、引くこともできない』。しかしながら、一般

懲罰的損害賠償額の減額要因として考慮されなければならない。

²¹ *Id.* at 23.

²² *TXO Production Corp. v. Alliance Resources Corp.*, 509 U.S. ___, 125 L. Ed. 2d 366, 113 S. Ct. 2711 (1993). [以下、引用は L. Ed. 2d から]

²³ *Id.* at 378.

的な合理性の配慮に基づく判断が必要である。この合理性に対する関心をもって本件における懲罰的損害賠償額がデュー・プロセス条項の実体的な構成要素に違反するほど『きわめて過大』であるかふりかえってみる」²⁴。「懲罰的損害賠償額を計算するにあたり被告の行為から生じたであろう潜在的損害を考慮したことは、当裁判所がパシフィック保険会社事件判決で述べた意見と合致した。その判決において、われわれは『懲罰的損害賠償額と被告の行為から生じたであろう損害とは、実際に生じた損害と同様に合理的な関連性をもつか否か』とアラバマ州最高裁判所が以前に宣言した基準を是認した」²⁵。アライアンス社は、「鉱区の油田、ガス田が完全に開発された場合、同社が受け取る22%の採掘料は500万ドルから830万ドルになったと主張した」²⁶。「潜在的損害が500万ドルから830万ドルの間にはなくて、たとえ100万ドルであったとしても、懲罰的損害賠償額と潜在的損害との間の不均衡は『憲法上の感性に衝撃を与えるものではない』」²⁷。「本件の記録から、陪審はTXO社がアライアンス社に約束した多額の使用料の全部又は一部を取り戻すために悪意の詐欺的行動にでたと合理的に判断したといえる。本件における懲罰的損害賠償額はたしかに大きい、潜在的に危険にさらされた合計額、TXO社の悪意、本件で使われた詐術、欺まんの状態の一部であること、またその資産を考慮すると、懲罰的損害賠償が州に与えられた権限を越えて『きわめて過大』であるとはいえない」²⁸(スティーヴンス裁判官相対多数意見、レーンクイスト、ブラックマン各裁判官同調。ケネディ裁判官一部同調。スカリア裁判官別理由で結果に同意、トーマス裁判官同調)。

3 BMW北アメリカ会社対ゴア (1996年)²⁹

連邦最高裁は、BMW 事件において、はじめて州裁判所の懲罰的損害賠償の認定を第14修正のデュー・プロセス条項に違反し、過大であるとして無効とした³⁰。

事案は、被上告人(原告)ゴアがアラバマ州のBMW社の公認ディーラーから約4万ドルで新車を購入したが、9ヵ月後にゴアはこの車が再塗装されていることを知りBMWの米国における元売会社である上告人(被告)BMW北米代理店を相手に訴訟を起こしたものである。ゴアは、再塗装の開示をしなかったことはアラバマ州法上詐欺(重要な事実の隠蔽)を構成する主張して、填補損害賠償と懲罰的損害賠償および訴訟費用を請求した。陪審はBMWの4000ドルの填補損害賠償責任、400万ドルの懲罰的損害賠償責任を認めた。原審のアラバマ州最高裁はハモンド・ファクターによる検討を行

²⁴ *Id.* at 379-380.

²⁵ *Id.* at 381.

²⁶ *Ibid.*

²⁷ *Id.* at 382.

²⁸ *Ibid.*

²⁹ *BMW of North America, Inc. v. Gore*, 517 U.S. ___, 134 L. Ed. 2d 809, 116 S. Ct. ___ (1996). [以下、引用は L. Ed. 2d から]

³⁰ 木下毅・「判批」英米判例百選(第3版)(1996年)198頁参照。

い、懲罰的損害賠償の認定には同意しながらも、陪審がアラバマ州のみならず全米の販売台数によって填補損害賠償額を不相当に乗じたとして(4000ドル×1000台)、その額を200万ドルに減額した³¹。連邦最高裁は、この200万ドルという懲罰的損害賠償が憲法上の制限を越えると判断した。以下スティーヴンス裁判官法廷意見を要約する。

「不法行為者の制裁と同様な非行を抑止するという州の正当な利益との関連で、懲罰的損害賠償が『きわめて過大』(grossly excessive)とされる場合にのみ、第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとされる」³²。「憲法の求める公正さ(fairness)という基本的な要請は、不法行為の責任を問われる者は、懲罰の対象となる行為のみならず、懲罰の厳しさについても公正な予告(fair notice)を受ける権利を有することを命じている。以下に掲げる3つの指標は、BMWが1983年に採用した非開示ポリシーに対してアラバマ州の課す制裁の重大さについて、同社が相当な通知(adequate notice)を受けていないことを示しており、200万ドルの認定がきわめて過大である、という結論にわれわれを導く。」³³。

(1) 非難性の程度

「本件において、特定の非難される行為の悪性を示す要素は存在しない。BMWがゴアに加えた危害は、純粋に経済的なものであった。被告の行為は他人の健康および安全に対する無関心(indifference)あるいは無分別な無視(reckless disregard)には当たらない。経済的損害は、特にそれが故意の行為によってなされた場合、または対象者が経済的弱者である場合、相当な制裁に値する。しかしながら、経済的損害をもたらすすべての行為を、填補損害賠償に加えて懲罰的損害賠償を正当化するほど十分に非難可能な不法行為へと転換することはできない」³⁴。

(2) 懲罰的損害賠償と実損害の比率

「懲罰的損害賠償額は填補損害賠償額と『合理的な関連』をもたなければならない。パシフィック保険会社事件において、当裁判所は、『填補損害賠償額の4倍以上』の懲罰的損害賠償額が『合憲の限界に近いかもしれない』という結論を下した。TXO判決はさらに、『懲罰的損害賠償額と被告の行為から生じたであろう損害との合理的な関連性』の必要性を示した。しかして、TXO判決における1000万ドルの懲罰的損害賠償額の認定において、当裁判所は、その額と不法行為の計画が成功した場合に原告の被ったであろう損害額との差異を抛り所とした。その差異が示唆するところによれば、関連のある比率は10対1を越えるものではなかった」³⁵。「アラバマ州最高裁判所により認定された懲罰的損害賠償の200万ドルは、陪審によって算定された実損害の500倍に達

³¹ BMW of North America, Inc v. Gore, 646 So. 2d 619 (Ala. 1994).

³² .Gore, 134 L. Ed. 2d at 817.

³³ *Id.* at 826.

³⁴ *Id.* at 827.

³⁵ *Id.* at 829-830.

している。さらに原告や他の購買者が被告の非開示ポリシーによって、将来余分の被害に遭う可能性はない。よって、本件における不均衡は、パシフィック保険会社事件判決およびTXO判決で検討されたものより遙かに大きくなっている」³⁶。「もともと、憲法上受容できるか否かのラインは、単純な数式によって決まるわけではない」。「高い比率は、損害を認定するのが難しいか、非経済的損害の金銭的評価を決定するのが困難なときにも正当化されるかもしれない。従って、カテゴリカルなアプローチは適切ではなく、すべての事例に当てはまる明確なラインを引くことはできない。しかしながら、合理性についての一般的な配慮は憲法上の計算式に入っているのである。その比が500対1になる場合、懲罰的損害賠償額は確実に『法のまゆをあげる』(raise a suspicious judicial eyebrow)」のである」³⁷。

(3) 同等の違法行為に対する制裁

「懲罰的損害賠償と同等な違法行為に課される民事または刑事罰とを比較する。本件において、被告に課された200万ドルの経済的制裁は、アラバマ州および類似の違法行為(malfesance)に対して他州で課される制裁よりも相当に大きい。関連する制定法において、他州の販売業者は、はじめての違反に対して何百万ドルという制裁が課されるといふ公正な予告を読み取ることはできない。さらに、BMWの非開示方針が最初に争われた当時、その行為に対してこのような厳しい制裁が課されるかもしれないという裁判所の判決はアラバマ州やその他の州でも現れていなかった」³⁸。

かくして、「本件において課された制裁は、これほど極端でない方法によってその目的を達成できることを考慮することなしに、将来の違法行為を抑止するのに必要であったという理由で正当化できるものではない」³⁹。「本件において課されたきわめて過大である懲罰的損害賠償額は憲法上の限界を越えると十分に確信する」⁴⁰。

なお、当判決は、5対4の判決であったが、ギンズバーグ裁判官の反対意見によれば、「本判決は、当裁判所を伝統的には州の領域内にあるとされてきた分野に介入させることになる」⁴¹。また、「当裁判所は、何らの『数式』、『カテゴリカルなアプローチ』、『明確なライン』がないことを強調するが、実体的デュー・プロセスという漠然とした概念ないし法の『まゆをあげる』(raised eyebrow) テストを、その究極的な指標としているにすぎない」⁴²。

4 ステート・ファーム相互自動車保険会社対キャンベル事件(2003年)⁴³

³⁶ *Id.* at 830.

³⁷ *Id.* at 831.

³⁸ *Ibid.*

³⁹ *Id.* at 832.

⁴⁰ *Id.* at 833.

⁴¹ *Id.* at 846.

⁴² *Id.* at 849-850.

⁴³ *State Farm Mutual Auto. Ins. Co. v. Campbell*, 538 U.S. 408, 123 S. Ct. 1513, 155 L.

そして、2003年4月に下されたステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決においては、懲罰的損害賠償の合憲性を判断するに当たって、特に填補損害賠償額と懲罰的損害賠償額との比率についてかなり具体的な判断基準が示されるに至った。

原告は、被告（保険会社）の自動車賠償責任保険の被保険者であり、交通事故の被害者から訴訟（先行訴訟）を提起された。被告は、原告が明らかに有責であることを知りながら、原告にはそれと異なる旨を告げ、被害者からの付保限度内での和解申し入れを拒絶して、あえて先行訴訟に応訴した。原告は付保限度額をはるかに超える敗訴判決を受けたが、ここに至って被告保険会社は控訴費用を負担することを拒絶した。原告は自らの費用で控訴したが、控訴は棄却され、結局被告保険会社は原告の敗訴額を全額支払った。そこで原告は、害意（bad faith）、詐欺（fraud）、および、故意に精神的苦痛を与えたこと（intentional infliction of emotional distress）を理由とする損害賠償を求めて本件訴訟をユタ州の地裁に提起した。

陪審は、260万ドルの填補損害賠償と1億4500万ドルの懲罰的損害賠償を認定した。これは、地裁の判事によりそれぞれ100万ドルと2500万ドルの懲罰的損害賠償を復活させた。本件において、懲罰的損害賠償額の算定と評価に当たって考慮されたのは、被告会社のPP&R(Performance, Planning and Review)と呼ばれるポリシーであった。これは、業績向上のため全国的かつ全社レベルで保険金支払いを極小化する運動であり、そのために、合法的なもの、違法なものを含めさまざまな手法がとられていた⁴⁴。

BMW判決は懲罰的損害賠償額を審査するための3つの指標を掲げたのであるが、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決は、重要な改良を加えた。改良点は次のとおりであり、エクソン・ヴァルディーズ号事件に対しては、第9巡回区連邦控訴裁判所の二度目の差戻しにおいてその判断が踏襲されている。

（1）非難性の程度

ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決において最高裁判所は再び、懲罰的損害賠償の付与の合理性の「最も重要な基準」は、被告の行為の非難性であると強調した⁴⁵。そして、この判決は、裁判所に5つの特別な考慮を比較考察するよう指示することにより、非難性の分析を著しく純化した。つまり、① 引き起こされた損害が経済的なものにすぎないか、身体的なものであるか、② 原告に対する損害を引き起こした行為が「他人の健康あるいは安全性」に対して無関心あるいは無分別な無視といえるかど

Ed. 2d 585, 2003 U.S. LEXIS 2713 (2003). [以下、引用は L. Ed. 2d から]

⁴⁴ 本判決については、渋谷年史「アメリカにおける懲罰的賠償に関する最近の動向（1）～（3）—連邦憲法デュープロセス条項による懲罰的賠償額の制限を中心に—」NBL782号(2004年)23頁、783号(2004年)70頁、784号(2004)49頁、伊藤壽英・「判批」ジュリスト1251号(2003年)185頁参照。

⁴⁵ State Farm, 155 L. Ed. 2d at 602.

うか、③ 「行為の対象」が経済的弱者であるか否か、④ 被告の行為が単発の事故にすぎないか、反復されたものか、⑤ 損害が「意図的な害意、欺罔、詐欺」により生じたものか、あるいは単なる事故」の結果によるものか、ということである。連邦最高裁は、それらの要素に序列はつけなかった⁴⁶。

(2) 懲罰的損害賠償と実損害の比率

BMW 判決の 2 番目の指標である、原告に対する損害あるいは潜在的損害と懲罰的損害賠償額の付与の間の比率に関しては、裁判所は、「懲罰的損害賠償額が超えられない明確な線を引くことは再び拒否した」⁴⁷。しかしながら、最高裁は、かつてのケースにおいて提供したよりも鮮明な指標を提供した。

第一に、連邦最高裁は、一桁を超える比率は深刻な違憲の疑義を生じさせ、そして一桁の比率は「おそらくデュー・プロセスに適合する」と述べた⁴⁸。実際に「懲罰的損害賠償の付与が超えることができない厳格な水準点は存在しない」と拒絶しつつ、連邦最高裁は、損害に対する懲罰的損害賠償額の比率は、一般的に 9 対 1 の比を超えることはできないことを指摘した⁴⁹。

第二に、連邦最高裁は、比較的高い比率あるいは低い比率を正当化するであろう要素の特定の組み合わせを議論した。例えば、「格別に非道な行為が少額の経済的損害を生じさせた」とき、あるいは「損害を看取するのが難しく、あるいは非経済損害の金銭的評価を決定するのが難しいであろうとき、一桁の高いほうの比率やおそらくそれ以上高い比率が許されるかもしれない。反対に、「填補損害賠償額が十分な (substantial) 金額であるときは、より小さい比率、おそらく填補損害賠償額にほとんど等しい額が、デュー・プロセスの担保される外延的限界 (outermost limit) となろう」⁵⁰。

(3) 同等の違法行為に対する制裁

最後に、連邦最高裁は、刑事罰はより厳格な証明の基準 (standards of proof) に基づく刑事訴訟において課せられるものであり、民事訴訟には参考にならないと述べて、基準としての刑事罰との関連を最小限にしか評価しなかった。実際、連邦最高裁は、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決において潜在的な刑事罰をまったく分析していない。そして、最大でも 1 万ドルが適用されるすぎない民事上の制裁に対して、1 億 4 5 0 0 万ドルの懲罰的損害賠償額の付与は正当化されるものではあり得ないと述べた⁵¹。

「とくに十分な填補損害賠償額が認められた点に照らして、BMW 基準を本件事実に適用すると、懲罰的損害賠償額については、填補損害賠償額と同等もしくはそれに近い額にて

⁴⁶ *Ibid.*

⁴⁷ *Id.* at 605.

⁴⁸ *Ibid.*

⁴⁹ *Id.* at 605-606.

⁵⁰ *Id.* at 606.

⁵¹ *Id.* at 608.

正当化されるであろうと思われる」とした⁵²。

三 エクソン・ヴァルデーズ号事件 第9巡回区連邦控訴裁判所判決⁵³

ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決における連邦最高裁の意見は、第9巡回区連邦控訴裁判所の最初の差戻しにおいて、連邦地裁がすでに懲罰的損害賠償額を再検討したのちに、2003年に提示された。連邦地裁は、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決において連邦最高裁によって提供された指標のたすけなしに審査を行ったがゆえに、第9巡回区連邦控訴裁判所はこの判決に照らして連邦地裁が懲罰的損害賠償額を審査するよう2度目の控訴を即座に差戻している⁵⁴。

そして、終局判決においてBMW判決の3つの指標およびステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決の重要な改良に則って、第9巡回区連邦控訴裁判所は審査を行った。

(1) 非難性の程度

「最も重要な指標はエクソンの違法行為の非難性である。当裁判所の先行する意見において、懲罰的損害賠償を是認するための関連する違法行為は、エクソンがヘイゼルウッド船長のアルコール中毒の常習性を知りながら指揮にあたらせつづけたことだと定義した。当裁判所は、エクソンが、ヘイゼルウッド船長がアルコール中毒者であり、彼が養生計画を続けることに失敗して飲酒を再開したことを知っており、彼が飲酒後巨大タンカーを指揮するために乗船することを知った上で、プリンス・ウィリアム湾の氷結した危険な水域を航行させたと述べた。当該争点を再考する必要はない。

違法行為の非難性を評価するために、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決は5つの副次的ファクターに言及した。① 被害のタイプ、② 他人の健康や安全に対する無分別な無視があったか否か、③ 被害者が経済的弱者であるか否か、④ 違法行為が反復されたものか、⑤ 損害が意図的な害意、欺罔、詐欺により生じたものか、あるいは単なる事故の結果によるものか、である。

また、当裁判所はこの特定のケースにおける背景において責任軽減ファクター(mitigating factors)も考慮しなければならない。そして、すばやい清掃および填補的支払いを含むエクソンの当該大惨事への対応に留意した。当裁判所は、これらを当初の違法行為の非難性を軽減するファクターであると判示したのである。

被告が引き起こした損害状況を改善するためにすばやくそして広範囲にわたって行動する場合、そのような社会的に有益な行動を奨励するために、非難性は割り引かれるべきである⁵⁵。

「連邦最高裁は、合憲的な懲罰的損害賠償の上限の比率(9対1)を最も卑しむべき故

⁵² *Ibid.*

⁵³ *In re the Exxon Valdez*, 490 F. 3d 1072; 2007 U.S. App. LEXIS 12030 (9th Cir. May 23, 2007, Amended).

⁵⁴ *Sea Hawk*, No. 03-39166, 2003 U.S. App. LEXIS 18219.

⁵⁵ *In re the Exxon Valdez*, 490 F. 3d at 1084.

意によってなされた行為にとっておいた。したがって、連邦地裁における当該ケースにおけるそのような高い比率適用の判決維持 (affirmance) は、被告の行為が無謀であるものの故意的でない場合には、連邦最高裁が今まで説明してきたような必要な憲法上の境界を越えるものであろう。

当裁判所は、ここで以下に挙げるステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決の非難性の副次的ファクター[a~g]を参照する。これらによれば、5対1の比率がより適切にデュー・プロセスに適合すると説明されることになる」([]内は筆者が付加)⁵⁶。

a. 損害の種類 - 身体的なものか経済的なものか

「被害の種類を評価するにあたって、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決は、身体的な被害を生じさせる行為はより非難性が高いという理由で、『損害が経済的なものにすぎないか、身体的なものであるか』を検討するよう指摘する。当該事例において、連邦地裁は、エクソンの行為は人々に対する実際の身体的被害を引き起こしていないが、単なる経済的損害以上のものを引き起こしていると認定した。なぜならその違法行為の経済的影響は深刻な精神的損害をも同様に生じさせているからである。当裁判所は、『1100万ガロンの原油のプリンス・ウィリアムス湾およびロウアーック入江への流出は何年にもわたって数千人におよぶ原告の生活（および生計）を破壊した』という連邦地裁意見⁵⁷に同意する。

BMW判決によれば、経済的損害と同様に精神的損害を引き起こした行為は単なる経済的損害を引き起こした行為よりも非難性が高いと連邦最高裁は認識している⁵⁸。

「連邦地裁は、経済的に損害を受けた漁師や財産の所有者に対する油流出による精神的苦痛は高いレベルの非難性を正当化すると結論を下し、他方エクソンは精神的苦痛 (emotional distress) が陪審の前に示されなかったと反論した⁵⁹。

「ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決は、精神的苦痛に対する填補損害賠償額は制裁的要素を含み、懲罰的損害賠償額に精神的苦痛をふくめることは重複的になるかもしれないと述べる⁶⁰。

「当該事例において、もし巨大タンカーが座礁して油を流出すれば、何千人もの人々が営んでいる生活が破壊されることは予想できるものである。数千人もの人々が、彼らが営んでいる生活の様式を変えなければならないときには、彼らの精神的苦痛は BMW の一オーナーと比べることはできないし、多数の BMW のオーナーとさえ比較できるものではない。再発したアルコール中毒者に航海中のタンカーを指揮させるいかなる者も、そのアル

⁵⁶ *Id.* at 1085.

⁵⁷ *In re the Exxon Valdez*, 296 F. Supp. 2d at 1084.

⁵⁸ *Ibid.*

⁵⁹ *Ibid.*

⁶⁰ *Id.* at 1086.

コール中毒者が巨大なリスクをおかしているということを知らなければならない。油の流出は事故ではあるものの、再発したアルコール中毒者にタンカー運航の職務にあたらせるのは、熟慮したうえでの(*deliberate*)行為である。その生活の大規模な破壊は、巨大タンカーが航路をはずれたときに全く予測可能である。したがって、エクソンの非難性は、経済的損害の単なる不注意による発生の場合を相当に上回るものである」⁶¹。

b. 他人の健康や安全に対する無分別な無視

「この副次的ファクターも、より大きな非難性があるものとして作用するという結論を当裁判所は下す。エクソンが知悉している士官がエクソン・ヴァルディーズ号をプリンス・ウィリアム湾の危険な水域を航行させるのに不適格であるとき、エクソンは周辺に住むすべての人々の健康と安全に対する無分別な無視をもって行動したことになる」⁶²。

「したがって、エクソンが職務を果たす能力がない者を指揮にあたらせた場合、他人の健康および安全性に対する無分別な無視をもって行動したことになるという連邦地裁意見に当裁判所は同意する」⁶³。

c. 経済的弱者である被害者

「連邦地裁は、エクソンの行為は、経済的に脆弱な自給自足漁師に損害を与えたと認定した(連邦地裁意見⁶⁴)。

エクソンは、自給自足漁業者が経済的に脆弱であり、あるいはその無謀な行為が彼らに損害を与えたことは争っていない。エクソンは、当該ファクターが被告が故意に経済的な弱者を詐取したというような詐欺のケースにのみ適用されると争うのである。われわれは、この副次的ファクターがそのように限定して使われるわけではないと信じる一方、経済的弱者を故意の目的にするか、あるいは標的にするものでなければならないことには同意する。本件においてはそのようなことはなかった。

エクソンは、故意に自給自足漁業者を対象にはしていなかった。当裁判所は、このケースにおいて、この副次的ファクターの考慮は、実質的にエクソンの行為の非難性の評価に影響を与えないものと結論づける」⁶⁵。

d. 反復された行為

「連邦地裁は、エクソンがヘイゼルウッド船長が飲酒を再開したことを知ってから3年間巨大タンカーの指揮を繰り返し任せたがゆえに、当該行為は反復性があると認定した(連

⁶¹ *Ibid.*

⁶² *Ibid.*

⁶³ *Ibid.*

⁶⁴ 296 F. Supp. 2d at 1095.

⁶⁵ *In re the Exxon Valdez*, 490 F. 3d at 1087.

邦地裁意見⁶⁶)。連邦地裁が述べたように、エクソンはそれが引き起こす損害の巨大なリスクを認識していたにもかかわらず、行為におよんだのである⁶⁷。

「エクソンは、関連する行為とは座礁を指すのであり、ヘイゼルウッド船長の指揮能力欠如であったことを知っていたことについてではないと反論する。この反論は、[当裁判所の本件に対する最初の判断である]懲罰的損害賠償意見 I⁶⁸において、ヘイゼルウッド船長を指揮にあたらせていたことが関連ある違法行為 (misconduct) であると説明したことと矛盾する ([]は筆者が付加)。反復された違法行為の連邦地裁による認定に間違いはない。これは非難性の増大に有利な推定が働く⁶⁹」。

e. 意図的な害意か単なる事故か

「ヘイゼルウッド船長を巨大タンカーの指揮にあたらせたことは、認識ある無謀な違法行為であった。われわれは、当該違法行為が『単なる事故』でなかったという連邦地裁意見に同意する (連邦地裁意見⁷⁰)」⁷¹。

「一方、数千人もの人に対して経済的損害を与えたというエクソンの行為の非難性は高いものの、当該行為は誰に対しても故意的な損害をもたらしたものではなかった。当該副次的ファクターは、エクソンの違法行為が高い非難性をもっていたと考えることに不利な推定が働く⁷²」。

f. 非難性の軽減

「非難性を評価するにあたって、われわれは、当初の違法行為の非難性だけを考慮してはならず、われわれは、違法行為が引き起こした損害の軽減のために何がなされたかをも考慮しなければならないと判示してきた (懲罰的損害賠償意見 I⁷³)」。

懲罰的損害賠償意見 I で述べたように、『そのような社会的に有益な行為を促進するために』責任軽減が検討されることになる。エクソンは、原告に対する自発的な支払いのシステムを確立し、すばやい清掃への取組みを行った。われわれは、『エクソンが、油流出後に多くの人々に填補賠償するために数百万ドルを費やし、したがって、彼らに対する損害とその行為の非難性を軽減した』ことに同意する⁷⁴。

⁶⁶ 296 F. Supp. 2d at 1096.

⁶⁷ 490 F. 3d at 1087.

⁶⁸ 270 F.2d at 1237-38.

⁶⁹ 490 F. 3d at 1087.

⁷⁰ 296 F. Supp. 2d at 1096.

⁷¹ 490 F. 3d at 1087.

⁷² *Id.* at 1088.

⁷³ 270 F.2d at 1242.

⁷⁴ 490 F. 3d at 1088.

g. 非難性の評価

「再発したアルコール中毒者を巨大タンカーの指揮にあたらせたことは、大いに非難されるべき行為である。結果として、エクソンは生計をプリンス・ウィリアムス湾に頼る数千の人々の生活を破壊し、自身の乗組員や救助隊を危険に曝した。3年の期間にわたって、エクソンはヘイズルウッド船長を巨大タンカーの指揮からはずすことができたしするべきであったが、そのような指示はしていない。しかしながら、同時に、エクソンは原告の生計に損害を与え、あるいは経済的損失とともに感情的な悲しみを引き起こすような意図を持っていたわけではなかった。

したがって、エクソンの行為は非難性の高い領域にあるものの、最も高い領域にあるわけではない。加えて、エクソンの被害を軽減しようという座礁後の取組みは、当初の行為の非難性を軽減することに実質的に資するものである。これらの努力は、われわれの審査の目的である非難性を、高くても中間のレンジにまで引き下げるものである」⁷⁵。

2. 懲罰的損害賠償額に対する損害の比率

「ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決によって繰り返され、純化もされたBMW判決の2番目の指標は、『原告に対する損害あるいは潜在的損害と懲罰的損害賠償の付与額との間の比率』⁷⁶である。

この指標による当裁判所の審査の目標は、『制裁の基準 (measure) が、原告の損害総額に対して、そして回復された全般的な損害額に対して合理的でかつ釣り合ったものであることを確実にする』ことである」⁷⁷。

a. 損害額の計算

「このケースにおいて、連邦地裁が原告に対する損害を示すために使った数字は5億1310万ドルであった (連邦地裁意見⁷⁸)。そして、原告に対する合計の損害額を計算することが困難であることは立証されている。なぜならば、相当な経済的損失に加えて、油流出は容易に定量化することができないにしても否定できないような損害を引き起こしたからである。連邦地裁は、第二段階の填補損害賠償額の評決、和解、そして流出の結果として多方面の原告が得た財産回復 (recoveries) を加えることによって、結局は損害額を計算した」⁷⁹。

「いろいろな判決、和解、そしてエクソンがすでに認識している負債を足しこむことによって実際の損害額を見積もろうとした連邦地裁の試みは理にかなっている。記録により、連邦地裁が不適切にも見落としたアラスカ横断パイプライン基金の過払い分900万ドル

⁷⁵ *Ibid.*

⁷⁶ State Farm 155 L. Ed. 2d at 585.

⁷⁷ 490 F. 3d at 1088.

⁷⁸ 296 F. Supp. 2d at 1103.

⁷⁹ 490 F. 3d at 1088.

を差し引いた上で、懲罰的損害賠償額に対する損害額の比率を分析する目的のために、われわれは、被害総額を5億410万ドルと結論づける」⁸⁰。

b. 懲罰的損害賠償額に対する損害額の比率の合理性の評価

当裁判所の2度目の差戻しのあと、連邦地裁は当初の50億ドルの懲罰的損害賠償額を45億ドルに引き下げた。これにより、損害に対する懲罰的損害賠償額の比率は8.77対1というということになった。損害額に対する900万ドルの調整後においては、その比率は、合憲性の疑義の推定ボーダーの8.93対1に位置することになる（ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決参照）。

ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決において、連邦最高裁は『懲罰的損害賠償額と填補損害賠償額の間で、一桁の比率を超えない付与額は、かなりの程度までデュー・プロセスを満足させるだろう』という。比較的高い一桁の比率、そして二桁の比率は、『特に非道な行為が小額の経済的損害を引き起こしたとき』あるいは『損害を感知することが難しい場合、あるいは非経済的損害の金銭的価値を決定するのが難しいとき、デュー・プロセスに適合するかもしれない』（BMW判決を引用）。しかし、填補損害賠償額が十分である場合には、低い一桁の比率が、仮に1対1まで低い場合でも、デュー・プロセスの外延的限界に達するかもしれない。このことは、本件における比率が高すぎることを強く示唆するのである」⁸¹。

「非難性の一番目の指標の下における非難性および責任軽減の審査は、当裁判所に付与額がより低いレンジに向うべきであると結論づけることを強いる。当裁判所が扱ってきた事例においては、一般的に高い一桁の比率は、最も非道な故意の違法行為のために残されてきた。当該ケースにおけるエクソンの行為は許しがたい行為ではあるものの、通常高い一桁の比率の懲罰的損害賠償を支持することが求められるであろういかなる故意の行為も含んでいなかった。

ここで責任軽減要素も関わってくる。エクソンは流出油を清掃し、原告らの経済的損失を填補するすばやい取組みを実施した。われわれが先に述べたように、もし被告が責任を負うべき損害を改善する場合、懲罰的損害賠償の大きさは社会的に有益な品行を鼓舞するために減額されるべきである（懲罰的損害賠償意見I⁸²）。さらに、エクソンが原告に填補し流出油を清掃するにあたって負った費用はすでに実体的に抑止の目的に資し、高額な懲罰的損害賠償の付与の必要性を減じるのである（懲罰的損害賠償意見I⁸³）。

したがって、エクソンの行為は格別に目にあまるものであり重大な経済的損害を引き起こしたにもかかわらず、その行為は故意的でなく、エクソンはその引き起こした損害を改

⁸⁰ *Id.* at 1092.

⁸¹ 490 F. 3d at 1093.

⁸² 270 F.3d at 1242.

⁸³ *Id.* at 1244.

善するためにすばやい段取りを組んだ。以上の考察により、当裁判所は、5対1を超える損害に対する懲罰的損害賠償額は現在の支配的な最高裁および第9巡回区連邦控訴審の管轄下におけるデュー・プロセスの基準に適合しないと結論づける。

【結論】

「再発したアルコール中毒者であると分かっている者を数百万バレルの油を積んだ巨大タンカーに配置して汚れのない資源豊富なプリンス・ウィリアム湾の水域を航行させたエクソンの違法行為は、無思慮であり厳しい制裁も当然のことである。しかしながら、その違法行為は、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決における連邦最高裁の最新の意見において説明されたように、デュー・プロセスの分析の下で許容される最も高いレンジの制裁を当然のこととするものではなかった。

連邦地裁による45億ドルの懲罰的損害賠償額の付与は、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決に照らしてデュー・プロセスを再考するための当裁判所の差戻し後に判示されたものであるが、非常に高いレンジの損害額を示しており、当然とされるものではない。それは、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決に於ける連邦最高裁の意見、あるいは非難性のエクソンによる軽減にかかる懲罰的損害賠償意見Iにおける当裁判所の最も重要な主義に一致するものではない。ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決においては1対1の比率が上限となったものの、本件における行為はずっと非道なものであり、相応に高い比率を正当化するものではある。5対1という被害に対する懲罰的損害賠償額の比率を表わす損害額の付与は、その両方に矛盾しないものである。

連邦地裁の判決は取り消され、事件は、連邦地裁がさらに懲罰的損害賠償額を25億ドルまで減額するという命令をもって差し戻される」⁸⁴。

四 懲罰的損害賠償の果たす役割

エクソン・ヴァルディーズ号判決および連邦最高裁が懲罰的損害賠償について繰り返し述べるところは、その実質的根拠としての制裁および抑止機能、そしてその目的を達成する限度を越える過大な算定を抑制する基準である。公法的な規制の形でこのような機能の達成を図ろうとすると、手続的デュー・プロセスの要請等の制約が問題になるのであるが、公法的な形での規制を私法的な外形に変えたからといって、その規制の目的・機能が変らない限り、憲法との間で生じる問題がそれほど変わるわけではない⁸⁵。したがって、陪審の裁量による賠償額の過大性が問題となり、その基準が議論となるのである。

懲罰的損害賠償の目次は次のように整理することが出来る⁸⁶。

⁸⁴ 490 F. 3d at 1095.

⁸⁵ 早川・前掲注(1) 1054頁。

⁸⁶ *Ellis, Fairness and Efficiency in the Law of Punitive Damages*, 556 S. CALF. L. REV. 1,

- (1) 被告を懲罰する。
- (2) 被告が不法行為を繰り返すことを抑止する。
- (3) 他人の不法行為を思い止まらせるようにする。
- (4) 法秩序を維持する。
- (5) 私人による法の実現を助成する。
- (6) 填補損害賠償ではカバーされない損失を填補する。
- (7) 弁護士費用を填補する。

このうち、特に(1)より非難性の強い行為に制裁を加えることでその者の不法行為を予防する、(2)の特別予防機能および一般社会に見せしめを加えることで不法な行為を抑止する、(3)の一般予防機能の公法的な側面が認識されよう。また、(4)によって被害者が直接行為に訴えることを防ぎ、実質損害以上の賠償額を被害者に取得させることで不法な行為を告発する誘因を与える、(5)の機能も公法的な機能として挙げることが出来る⁸⁷。賭け率を高くすることによって懲罰的損害賠償の請求を値打ちあるものにし、つまり原告、弁護士にとって儲かるものにするのである。その意味で(6)

(7)は懲罰的損害賠償の目的そのものというよりバイプロダクトとしての役割を果たす。アメリカ法は、法の実現における私人の役割を重視するのである⁸⁸。その「私的法務総裁」(private attorney general)の役割は、実際の損害の証明が困難な、脅迫(assault)、暴行(battery)、名誉毀損(defamation)という伝統的に核になっている分野においてもっとも明白であるという⁸⁹。

以上の公法的機能、言い換えれば「手段的な」機能ゆえに米国における今日の問題がでてくること前記のとおりであり⁹⁰、それを克服するために連邦裁判所も試行錯誤を重ねて何らかの基準を確立しようとしているのである。BMW判決で示された三つの指標である「非難性の程度」「懲罰的損害賠償と実損害の比率」「同様の違法行為に対する制裁」は、手段としての懲罰的損害賠償に枠をはめる役割を果たすものである。いずれにせよ、エクソン・ヴァルディーズ号事件の第9巡回区連邦控訴裁判所の終局判決においては、BMW判決のいう三つの指標とさらにこれを詳細化したステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決の基準によって懲罰的損害賠償額が25億ドルにまで縮減された。

わが国には、懲罰的損害賠償という制度そのものが存在していない。その理由のひとつは、民事的要素と刑事的要素とは峻別すべきであるという大陸的発想に基づくことによると言われるが、この区別といえども、これをその実質的根拠と切りはなして一つの

3 (1982).

⁸⁷ 藤倉皓一郎「アメリカにおける名誉毀損に対する懲罰的損害賠償の機能」藤倉皓一郎編『英米法論集』(1987年、東京大学出版会)479頁以下は、Ellis論文を、名誉毀損に対する懲罰的損害賠償の抑止機能から論じる。

⁸⁸ J.G. FLEMING, *supra* note 5, at 214

⁸⁹ *Id.* at 215.

⁹⁰ Ellis, *supra* note 86 at 4-12 は、(2)~(5)の四つの目的を「手段的な」(instrumental)ものと分類する。

ドグマとして絶対視すべきでなく、むしろその間に灰色の領域が存在するし、何ををもって民事・刑事の別とみるかも、国により、時代により異なりうるものなのである。したがって懲罰的損害賠償に対して、民事・刑事の別を混淆するもので当然に背理であるというような批判は、問題をカテゴリーカルに見すぎるものではないか、という主張もある⁹¹。

私は油濁事故のような大惨事である環境汚染に関してその灰色の領域をみる。加害行為が抑制の現実的必要性が極めて顕著に要請されているにもかかわらず、差止請求は不可能か、あるいはいちじるしく困難な分野が存在する⁹²。たとえば、タンカー運航を一般的に禁止することのように不法行為が行われる以前にそれを予防する差止で、差止請求の許容される範囲は、損害賠償が許容される範囲より、相当狭くなるとみざるを得ない。加えて被害が発生したときは手遅れであり、このようなときに懲罰的損害賠償は有効に働くのである。

また、不法行為の抑止手段としての填補賠償が構造的に機能不全に終ることが明らかなきも同様に懲罰的損害賠償はその効用を発揮する。不法行為がなされた場合、その行為に由来する加害者の経済的利益が被害者の現実の損害をはるかに上回るとするならば、不法行為制度は加害行為の抑止機能を十分に果たせなくなる⁹³。

ここで重要な点は大惨事をもたらしかねない危険な行為は、加害者たる企業の利益追及行為そのものが加害行為となっていることである⁹⁴。

⁹¹ 田中＝竹内・前掲注(1) 159頁。

⁹² 後藤孝典『現代損害賠償論』(日本評論社、1982年) 195頁参照。

同書においては、加害の構造に関与している者と被害者とのあいだになんらかの取引法の法関係が介在する取引的不法行為の分野であるという。そこでは、被害者となる者は、その有害性を知らされないままに、かつ任意に、ある商品を摂取あるいは使用しているという事実関係にあるから、加害者にたいする差止請求といっても、有用性をほとんどもちえない。有害性が発現し、現に被害をうけたときは、すでに手おくれであり、そうでありながら、なおそれらの加害行為は、長期間にわたりかつ地域的にも広範にわたって反復・継続されるかたちをとることが多い。

⁹³ 小島武司「脚光を浴びる制裁的賠償」判タ 278号(1972年) 6頁以下。

阿部泰隆「行政法理論からみた水俣病最高裁判決の評価」水俣病研究 4号(2006年)は、さらにすすめて、「加害者＝役所は、親方日の丸で、国民の税金で、まだ最高裁があると、死刑囚並みに上訴し、引き伸ばせば勝ち、被害者は、勝つてもともと、訴訟の難しさと長期化で、疲れ果てて、不利な和解をするかもしれない。これについては、裁判を迅速化するだけでは足りない。粘れば損するシステム、被害を防止した方が組織の利益になるような官僚システムが必要である。負けた役所には懲罰的な賠償金を、つまり、被告が争うほど割高の賠償額とするべきである。また、過失でなく故意犯の場合は高額になるようにすべきである。そうすれば、財務省も無駄な上訴はするなというはずである。原告は、これだけの被害を受けたので、優遇されて良い」と主張する。国賠法が民法の不法行為法の特別法であるという観点に立つとまさにそのような考え方を追求すべきであると考えているが、本稿の射程を超えるので別の機会に論じることにしたい。

⁹⁴ See *In re the Exxon Valdez*, 296 F. Supp. 2d at 1090. エクソンの財務担当者は懲罰的損害賠償を全額支払ったとしても、会社あるいはその信用力に実質的な影響はないと証言した。

先に挙げた連邦最高裁判決においても、不法行為法が予防・制裁の機能を担うことについては一致している。ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決においても、行為の悪性を指標で精査の上、それがユタ州の正当な利益を実現するためにはより穏当な金額で足りるとしたのであり、その機能を否定するものではない⁹⁵。

ここでおことわりしたいのは、環境汚染が灰色の領域にあるかもしれないと私見として言及したものの、本稿で取り上げたエクソン・ヴァルディーズ号事件第9巡回区連邦控訴審判決においては、自然資源損害は懲罰的損害賠償の対象にはなっていない。事実審査裁判官は陪審に、クラスのメンバーが被った損害を評価する際に自然資源あるいは環境に対する損害を考慮にいれないよう説示した⁹⁶。当該説示が示すところによれば、この大規模な油流出は、純粋な経済的損害を超えた損害を引き起こしたが、これらの損害に係る懲罰的損害賠償に対するいかなる責任も被告エクソンと自然資源の受託者(Natural Resource Trustees)における別の訴訟手続において完全に解決済みであるとされたからである⁹⁷。懲罰的損害賠償の付与は、原告の私的な経済的損害および準経済的損害に限定され、環境に対する損害を罰するという公共の利益は対象外となったのである。

その一方で、非難性の程度を詳細化した第一の副次的ファクターを想起していただきたい。第9巡回区連邦控訴裁判所は、連邦地裁の判断を踏襲し「経済的に損害を受けた漁師や財産の所有者に対する油流出による精神的苦痛は高いレベルの非難性を正当化する」と判断している。自然資源損害に精神的苦痛を伴うことは十分に考えられることなので、懲罰的損害賠償の、不法行為者が利得することを許さない、不当利得を吐き出させる、それが制裁であり予防であるという基本的な考え方⁹⁸は、わが国における自然資源損害を考える上できわめて示唆的である。

⁹⁵ State Farm 155 L. Ed. 2d at 604.

⁹⁶ *In re the Exxon Valdez*, 296 F. Supp. 2d at 1081 (D. Alaska 2004).

⁹⁷ *In re the Exxon Valdez*, 490 F. 3d at 1072.

⁹⁸ 藤倉・前掲注(5) 213頁参照。

第六章 結びに代えて

一 自然資源損害の観点からみたエクソン・ヴァルディーズ号事件判決

エクソン・ヴァルディーズ号事件判決では、国際的な海運団体をはじめ多数アミカス・キュリイ書面 (amicus curiae brief) が提出され¹、2007年10月29日には連邦最高裁がエクソンの上訴を認める決定を下していることは第一章で述べたとおりである²。エクソンの質問である(1) 海事法の下において船主によって確立されて施行されたポリシーに反する船長の行為に対して懲罰的損害賠償が課せられるものなのか否か、(2) 連邦の制定法である水質汚濁防止法 (Clean Water Act) が懲罰的損害賠償を定めていないにもかかわらず裁判官が立法による制裁を拡張していいのか、(3) 米国史上最高額となる25億ドルの懲罰的損害賠償を課すことがデュー・プロセス上許されるのか、という3点に関して審理が行われることになる。

エクソン・ヴァルディーズ号事件における懲罰的損害賠償の連邦最高裁の決着は、実は第三章までで論じてきた自然資源損害と密接な関係がある。

最後の連邦地裁判決は、ステート・ファーム相互自動車保険会社事件判決の基準を適用して、1桁の乗数 (single digit multipliers) によって算出される懲罰的損害賠償額は合憲であるとして45億ドルの付与を是認した³。ここで重要なのは、裁判所が懲罰的損害賠償の比率の検討にあたって、TXO判決が明快に潜在的損害を考慮すべきであると指摘していることを引用した上で「比率の基準を評価するにあたっては、填補損害賠償に制限されない」と述べていることである⁴。この判断自体が第9巡回区連邦控訴裁判所においても踏襲されていることは前章で整理したとおりなのであるが、連邦地裁のラッセル・ホランド裁判官が、潜在的損害は「しばしば正確な計算になじまない」ことを理由に挙げていることに留意したい⁵。そして、連邦地裁が見積もった「5億1310万ドルが潜在的損害を含まない」ことを確認した上で、「当該ケースにおいては、定量化できない非経済的損害が純粋に存在する。つまり、発生する可能性が高いにもかかわらず未だ評価されていない損害が存在するのであり、これは全てエクソン・ヴァルディーズ号の座礁に源を発する潜在的損害である」とするのである⁶。

連邦地裁は、BMW判決が「高い比率は、損害を認定するのが難しいか、非経済的損害の金銭的評価を決定するのが困難なときにも正当化されるかもしれない」⁷と述べた基準に依

¹ ウェブサイトから入手できる (http://www.faegre.com/articles/article_print.aspx?id=751) (update: Jan.30, 2008)。アミカス・キュリイ (裁判所の友) は、裁判所に係属する事件について裁判所に情報または意見を提出する第三者。

² Baker v. Exxon Mobil Corp. (*In re the Exxon Valdez*), 490 F. 3d 1066 (9th Cir. 2007). *cert. granted*, 76 U.S.L.W. 3224 (U.S. Oct. 29, 2007) (No. 07-219).

³ *In re the Exxon Valdez*, 296 F. Supp. 2d at 1110.

⁴ *Id.* At 1098.

⁵ *Ibid.*

⁶ *Id.* At 1103.

⁷ Gore, 134 L. Ed. 2d at 831.

抛して、「適切なアプローチは、より高い比率が憲法上の検閲を通過することを容認することによって、未知の損害を考慮に入れることである」と述べて⁸。

以上を主な理由として、連邦地裁は50億ドルの懲罰的損害賠償額の付与はデュー・プロセスを満足するとの結論に至ったのである。ただし、第9巡回区連邦控訴裁判所の減額命令を受けて、45億ドル、比率にして9.74対1の判決を下している⁹。

これに対して第9巡回区連邦控訴裁判所は、先に述べたように自然資源損害に対して懲罰的損害を付与するというような公共の利益を対象外とする立場を明言し、5対1以上の比率はデュー・プロセスを充足しないと判示した。

懲罰的損害賠償の付与にかかる潜在的損害の議論は、自然資源損害に新しい視座を提供する。以上の判決の経緯を前提にしたクラス準教授によるいくつかの指摘はこれを的確に表現している¹⁰。

- (1) エクソン・ヴァルディーズ号事件は、災害の規模が巨大であり、その損害とエクソンの財政も巨大である。さらに経済的損失および環境損害についての評価情報も大量にある。そのような独自の性質にかかわらず、当該事例は全体の損害の認識を確実に把握するためにデュー・プロセスの要求する比率の評価を裁判所がいかに行えるかというモデルとして有用である。
- (2) 州政府および連邦政府は、エクソン・ヴァルディーズ号の油流出による自然資源損害として10億ドルの填補損害賠償をえているものの¹¹、自然資源損害に対する訴えは清掃費用の回復の訴える額よりずっと少ない。実際、自然資源に対する損害の回復を容認する現存の規則が十分に活用されていないという論者が多い。このことは、主にこのような損害を評価する困難さと連邦政府機関が評価プロセスを促進する規則を公布できていないからである¹²。
- (3) 環境のシステムとそのシステムによって提供される効用との間の難解な関係は未完成な法システムによって容易に把握できるものではない。CVMを取り巻く議論は、民事訴訟の文脈の中で自然資源を評価することがいまだに難問であることを示している。しかしながら、自然資源損害の評価は苦痛 (pain and suffering) の評価に比較すれば法的フィクションの度合いは小さい。なぜならば、自然資源損害は当該損害の回復に直結しているからである。
- (4) 自然資源損害の非利用価値の定量化がCVMの洗練あるいは新しい評価手法を通じて発展していることと平行して、環境損害の評価も高度化しなければならない。そうならば、自然資源の存在価値やオプション価値が全体の損害に対する回復費用に

⁸ *In re the Exxon Valdez*, 296 F. Supp. 2d at 1104.

⁹ *Id.* at 1105.

¹⁰ Klass, *Punitive Damage and Valuing Harm*, 92 MINN. L. REV. 83, 160 (2007).

¹¹ *In re the Exxon Valdez*, 296 F. Supp. 2d at 1078-79.

¹² Thompson, *Valuing the Environment: Courts' Struggles with Natural Resource Damages*, 32 ENVTL. L. 57, 58-61 (2002).

計上されることになる。裁判所は、懲罰的損害賠償を審査する目的のための全体の損害を評価するに際しては回復費用を考慮すべきである。そして、立法によって回復費用およびCVMもしくは他の手法に基づく利用価値の喪失の追及を原告に認めるべきである。

- (5) 全ての損害が簡単に経済的な用語に置き換えられるものでないことを認識しつつも、利用できる法的手段を使って正義を実現することを企図する法システムを創出するためには、苦痛に対する賠償の付与も自然資源損害に対する賠償の付与も必要である。
- (6) より完全な実損害の評価をすることができれば、一桁の比率、たとえそれが2対1であろうとも損害を過小評価することにならないし、不十分な制裁や抑止しかできないということにもならない。

エクソン・ヴァルディーズ号の事例はこのアプローチに矛盾しない。州政府と連邦政府は別の訴訟にて環境損害に対して賠償をすでに得ていたため、裁判所は懲罰的損害賠償額を評価するために全体の損害額に環境損害の額を含めなかった。もしも公共の資源に対する環境上の損害に対する別の訴訟がなければ、そのような損害は懲罰的損害賠償額が測定される合計額の中に含まれるべきことになる。

(2)の評価プロセスの必要性については第三章四で紹介したように、連邦規則の下でCVM等をはじめとする評価手法が活用されるか否か具体的な事例の動向に留意しなければならない。(3)および(5)は第二章五で検討したドビンズ教授の指摘するポイントであり、(4)は第二章二において環境の価値として論じたところである。そして、これらの議論は、懲罰的損害賠償において最大の争点でもある実損害との比率の問題に収斂していく。自然資源損害の観点からエクソン・ヴァルディーズ号事件判決をみた場合、懲罰的損害賠償額と潜在的損害を含む実損害との比率の判断において自然資源損害の概念の把握が欠かせないことが明らかになったわけである。

一方、かような提言とは異なり、陪審が懲罰的損害賠償を決定するメカニズムを解明するなかで、その金額が予見不能であるという問題が解決しない以上、賠償金額には、陪審員のみならず裁判官も関与せず、事件の専門家が、(労働災害補償のような)賠償額に対する明確なガイドラインを設定することが理想的なシステムだとする主張も存在する¹³。本主張において自然資源損害については、さらに一步すすめて、CVMはかようなシステムに切り替えるべきであり、個人のWTPを引き出すための知見に欠ける質問状を不要にできるとまで言う。

このように自然資源損害と懲罰的損害賠償の議論が交錯する局面も出てきており、本件

¹³ CASS R. SUNSTEIN ET AL., PUNITIVE DAMAGES: HOW JURIES DECIDE 252-258(2002). 著書紹介として、高橋均「懲罰的損害賠償に対する陪審の判断—実証的研究に基づくアプローチ」[2005-2]アメリカ法 323-329 頁参照。

にかかる連邦最高裁によって提示されるであろう懲罰的損害賠償額の基準に注目したい。

二 日本法への示唆

大塚教授は、わが国の環境法においては、環境損害概念が正面からは導入されておらず由々しき問題であると指摘した上で、環境損害に対する責任の導入については次の意義があるとされる¹⁴。

- (1) 外部不経済の部分がある程度正確に判断し、その修復を行なわせるか、その費用を支払わせることが必要となるが、環境損害論はこのような要請を満たすものである。
- (2) このような原因者負担原則の徹底は、原因者に環境関連の損害発生の予防を徹底させることにつながるという意義がある。
- (3) 環境関連の損害を加害行為の態様（公害の種類など）によって見る視点と異なり、損害を受ける対象から見る視点を得ることにより、環境関連の損害を包括的に捉えられる。
- (4) 環境損害の算定を行うことにより、環境政策の費用便益分析の基礎となる。この点は、政策評価との関係で重要な点である。
- (5) 環境損害についての責任に関する法律が制定されれば、未然防止及び修復について義務を課する要件を統一的に定めることができるし、また、現在バラバラに規定されている各種の費用負担規定の整合性を図ることができる、という成果も期待される。

環境損害には、2つの意味がある。①環境影響に起因する損害一般（広義の環境損害）と、②環境影響起因の損害のうち、人格的利益や財産的利益に関する損害以外のもの（狭義の環境損害である¹⁵。上記は②についてである。

第二章においては、「財貨秩序」と「人格秩序」という2つの秩序を析出し、その回りに外郭秩序があるという把握をし、人格秩序の外郭秩序としての生活利益秩序があるという考えた方を利用させていただいた。そして、本稿は、外郭秩序における不法行為に基づく損害賠償に焦点をあててきたわけである。一方、国立景観訴訟最高裁判決は、景観というまさに環境の部分に属する問題について、土地の所有権の範囲を大きく超えて環境的な人格利益を認めた¹⁶。従来「環境」と考えられた部分に、人格的利益に関することが「発見」されたことにより、人格権と環境権が峻別されていた議論の土台がかなり動いたともみられる¹⁷。

¹⁴ 大塚直「環境修復の責任・費用について—環境損害論への道程」法教 329 号(2008 年)94 頁以下。

¹⁵ 大塚・前掲注(14)94-95 頁。

¹⁶ 最判平成 18 年 3 月 31 日判時 1931 号 3 頁。

¹⁷ 大塚直「環境訴訟と差止の法理」『平井宜雄先生古希記念・民法学における法と政策』(2007 年)

本稿において、個人の権利侵害か利益侵害を根拠とすることが明確でない自然資源損害を、個人の利益の範囲を超えた環境に対する損害として捉え外郭秩序としての生活利益の側面からも捉えようとした。しかしながら、外郭秩序における損害賠償を考える上で、被侵害利益の公共的性格をどういうふうに法的構成に取り込むかという問題¹⁸を本稿では必ずしも明確にできなかった。それは措いて、外郭秩序は、①公共的利益を市民総体に割り当てる、他方でそれを個人にも割り当てていること、②紛争の実体に見合った損害立証の仕方を考えるべきではないかということ、③外郭秩序違反行為については、一つ一つの損害を見ればすごく小さいということ、という特徴および問題をもつ¹⁹。米国におけるCVMの議論は①～③の特徴をカバーするものであり、大塚教授の挙げる(1)～(5)の環境損害に対する責任の導入の意義に対しては、米国における非利用価値についてのCVMによる金銭評価とHEAによる回復コストの評価の議論が全体をカバーする。また、(2)の予防の徹底については、前述したように、懲罰的損害賠償の実質は、不法行為者が利得することを許さない、不当利得を吐き出させる、それが制裁であるという基本的考えから自然資源損害に興味深い視座を与えてくれるのである。吉田教授によれば、外郭秩序においては、損害賠償の場合、個人に対してでも認められれば、それには抑止効果も伴うので、公共的性格が同時に認められるともいえる。そして、損害賠償の抑止の効果を前面に出していくということになれば、日本では認めていないものの、それは懲罰的損害賠償ではないかというのは、損害賠償を請求している人に対する報償の意味合いを持つということになり、方向としては、そのようなところを向いていると発言されている²⁰。

わが国において、環境経済・政策の観点から活発な議論が展開されていることは第一章の本考察の背景として紹介した。議論の中心は環境経済評価 (environmental valuation) であり、これは環境の持っている価値を貨幣単位で評価するための手法の総称のことである。本稿はその中の手法のひとつであるCVMに関しては、重点的に法的な視点で検討を加えた。栗山浩一教授は、この分野においては、研究の速度が非常に速く、画期的と思われた研究成果が数年のうちに時代遅れとなることもしばしばみられることを指摘する²¹。そして、一例として、複数の環境対策を回答者に示し、その対策の選考を尋ねることで環境の価値を属性単位に分解して評価する最新のコンジョイント分析 (Conjoint Analysis) を紹介している。CVMはタンカー事故対策の総価値を評価することはできるが、個々の要素に分解するためには複数回の調査を行う必要があり実際上は困難である。しかし、コンジョイント分析を用いれば1回の調査だけでタンカー事故対策の価値を属性に分解して評価する

18 吉田克己「景観利益の法的保護 —《民法と公共性》をめぐって—」慶應法学三号(2005年)79頁以下。

19 前掲・吉田注(18) 94-95頁参照。

20 前掲・吉田注(18) 107頁参照。

21 栗山浩一「環境経済評価のフロンティア」環境経済・政策学会編『環境経済・政策研究の動向と展望 環境経済・政策学会年報第11号』(東洋経済新報社、2006年) 55頁以下。

ことが可能となるという²²。法的には、これら進化した手法が裁判に用いることが可能な段階にまで成熟化が進んでいるか、研究の進展を見極めていくことが必要になろう。

無主物とされるものの環境価値をあらかじめ決定してその喪失を賠償させる、という発想は日本法にはなかった²³。本稿では、自然資源損害と懲罰的損害賠償の問題点を整理して、いわばその接点から賠償理論を検討する手がかりを求める準備作業を行った。従来、景観利益を個人の利益と見る発想が乏しかったことから、損害賠償についてはあまり議論されてこなかったが、国立景観訴訟最高裁判決はこの点にメスを入れたというわが国の状況にあって²⁴、この準備作業には意義があると私は考える。本論文はその出発点でしかない。

以上

【追記】

本論文のテーマである自然資源損害にかかる賠償理論の検討取組みは、拙稿「油濁問題の現代的課題－エクソン・ヴァルディーズ号裁判と懲罰的損害賠償－」法研論集89号(1999年)を出発点としている。次に、本論文第二章の検討に相当する拙稿「自然資源損害評価の諸相－環境に値段をつけることの是非－」早稲田法学会誌51巻(2001年)において、基礎的な定義をアメリカ法の状況に求め、米国の修復中心のアプローチの潮流の検討については、拙稿「自然資源損害賠償と人身損害賠償の接点(一)(二)」法研論集110号(2004年)、111号(2004年)において発展させ、さらに2007年のエクソン・ヴァルディーズ号事件にかかる第9巡回区連邦控訴裁判所判決の検討を加えて、本論文に再構成した。

後に、当該自然資源損害にかかるテーマおよびコンセプトに対して同様の視点をもつ梅村悠「自然資源損害に対する企業の環境責任(1)(2・完)」上智法学論集47巻2号(2003年)、3号(2004年)に接したが、時系列において明らかなように、全て脱稿・掲載後であることをおことわりしておきたい。

なお、本学位申請論文提出後の2008年6月25日、連邦最高裁は、懲罰的損害賠償金を経済的損失に対する賠償金の総額5億800万ドルと同額に減額する判決を下した。詳しい内容の検討は別の機会に譲ることとなる²⁵。

²² 栗山・前掲注(21) 58頁。

²³ 座談会「環境法と環境経済学」ジュリスト1250号北村喜宣発言(2003年)131頁。

²⁴ 大塚直「国立景観訴訟最高裁判決の意義と課題」ジュリ1323号(2006年)81頁。

²⁵ Exxon Shipping Company, et al v. Grant Baker et al. 128 S. Ct. 2605; 2008 U.S. LEXIS 5256(2008).